

第七十七回国会 内閣委員会 議 録 第 六 号

昭和五十一年五月十一日(火曜日) 午前十時三十分開議

出席委員

- 委員長代理 理事 木野 晴夫君
- 理事 阿部 喜元君
- 理事 藤尾 正行君
- 理事 藤尾 康助君
- 理事 上原 雅弘君
- 理事 中路 喜一君
- 有田 喜一君
- 小宮山重四郎君
- 林 大幹君
- 木原 実君
- 木下 元二君
- 鬼木 勝利君
- 受田 新吉君

- 理事 竹中 修一君
- 理事 松本 十郎君
- 理事 大出 俊君
- 大石 千八君
- 旗野 進一君
- 三塚 博君
- 和田 貞夫君
- 瀬長 亀次郎君
- 鈴木 康雄君

出席國務大臣

- 外務大臣 宮澤 喜一君
- 國務大臣 植木 光教君
- (總理府) 總務長官 沖繩開發庁長官

出席政府委員

- 内閣法制局第二部長 味村 治君
- 人事院總裁 藤井 貞夫君
- 人事院事務局長 長橋 進君
- 人事院事務局長 茨木 廣君
- 給与局長 中村 博君
- 人事院事務局長 島村 史郎君
- 職員局長 秋富 公正君
- 内閣總理大臣官房総務審議官 玉木 清司君
- 防衛庁防衛局長 丸山 昂君
- 防衛施設庁長官 齋藤 一郎君

委員外の出席者

- 防衛施設庁施設部長 銅崎 富司君
- 沖繩開發庁總務局長 龜谷 禮次君
- 沖繩開發庁振興局長 井上 幸夫君
- 外務大臣官房長 松永 信雄君
- 外務省アジア局長 中江 要介君
- 外務省アメリカ局長 山崎 敏夫君
- 外務省欧亜局長 橋 正忠君
- 外務省条約局長 中島敏次郎君
- 沖繩開發庁總務局企画課長 柳川 成顯君
- 国土庁土地局国土調査課長 高田 徳博君
- 大蔵省理財局國有財産第二課長 吉田 哲郎君
- 厚生省援護局庶務課長 柴 義康君
- 厚生省援護局調査課長 石田 武雄君
- 労働省労働基準局監督課長 倉橋 義定君
- 建設省道路局路政課長 海谷 基治君
- 消防庁危険物規制課長 永瀬 章君
- 消防庁防災課長 永井 滋輔君
- 内閣委員会調査室長 長倉 司郎君

委員の異動

- 五月七日 委員の異動
- 同日 受田 新吉君 補欠選任
- 同日 安里積千代君 補欠選任

辭任

- 安里積千代君 補欠選任
- 受田 新吉君

五月十日

天皇陛下御在位滿五十年奉祝国民大会開催に關する請願外七件(八田貞義君紹介)(第四一三八号)

旧治安維持法等による犠牲者の補償に關する請願(稲葉誠一君紹介)(第四一六四号)

本日の會議に付した案件

國家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五三三号)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七七号)

○木野委員長代理

これより會議を開きます。しばらくの期間、委員長が御出席になれませんので、委員長の御指名により、委員長が御出席になられますまで、私が委員長の職務を行います。國家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

○上原委員

まず最初に、法案について一、二点お伺いをしておきたいと思つております。この公務員の災害補償法案につきましては各委員の方からも尋ねがありましたので、ごく簡単に尋ねをさせていただきます。

今回のこの改正案を見ますと、傷病補償年金制度を取り入れたこと、あるいは身体障害者に対する給付の改善、また他の年金との調整方法の改善面においてもかなり配慮をされたことは評価

できるのではないかと気がいたします。しかし反面、傷病補償年金となる廃疾等級の面における第一級から第三級までの障害補償年金との關係において、やはりこれも第一級から第三級程度の傷病補償を予定しておられるのか、そういう点がちょっと不明でありますので明らかにしていただきたいと思つております。

さらに、障害補償も第一級から第七級までが年金となるわけですが、傷病補償年金制度についても休業補償の六〇%以上の補償を四級以下について拡大していくというようなことも将来の改正として考えておられるかどうか、そういったところについていまい少し明らかにしていただきたいと思つております。

○中村(博)政府委員 第一点の傷病補償年金の受給者の決め方につきましては、御承知のように、まだ障害が治っていないわけでございます。療養の給付を受けつつあるなかでございますけれども、やはりその身体能力の全部喪失という点に着目いたしましたのでございます。したがって、身体能力の全損である三級相当以上の方を対象といたすわけでございます。したがって、もしそのような方がそのままこれ以上の療養の給付を加えても症状がよくならない、いわゆる症状固定になりまして治つた場合には、多分三級以上の障害補償年金が支給される、こういうことに相なるわけでございます。

それから、第二点の御質問の趣旨がちょっとよくわかりかねるのでございますけれども、傷病補償年金を受けられる方は休業補償にかえて受けるわけでございます。その方が、そういった疾病の状態に着目いたしましたので、より保護の十全を期し得るといふ立場に立つてございますので、そのような考え方をとらしていただく、かように相なつ

ておるわけでございます。

その他の休業補償を受けておられる方々につきましては、現在給与を受けられない場合には、先般も御説明申し上げましたように、福祉施設として二〇%の上積みをしてあります。そういうことのある方については、今後いろいろの検討を進めてまいりたいと考えております。

○上原委員 それと、災害補償制度の抜本的な検討も必要じゃないかという気がいたすわけですが、これもせんだつていろいろお尋ねがあったと思うのですが、公務員災害の場合は法定給付が最高になつておるわけですね。しかし、民間の企業における労災の基準というのは、もちろん法定給付基準はあるわけですが、そのほかにいろいろの企業側からの見舞い金的なものも給付をされておる。したがつて、そのバランスがとれていないんじゃないかという公務員関係者の御不満もあると思うのです。そういう面からしますと、この法定給付外の給付に見合うものをどう充てるかということも当然考えていかなければいけない点だと思つておすね。そういう点はどうにお考えになつておられるのかという点が一つです。

さらに、労災では、いわゆる補償については本人の平均給与額に対して一定の日数を掛けた補償を行つておる。したがつて、たとえ年齢の行つた方で平均給与が高い方なら高く補償ができるということになるわけですね。しかし、若い方が災害に遭つて、平均給与も安い、しかもその生活する期間は長いわけですね。そういう面については完全補償にはなつていないわけですね。物的補償という生活保障ということにはならない。そういうところも抜本的な改正面として当然考えていかなければいけない点だと思つておす。これらの点はどうにお考えなのか、将来この点を改正をしていくお考えなのかどうか、お答えをいただきたいと思つておす。

○中村(博)政府委員 御質問の第一点の法定外給付の問題でございます。確かに、おっしゃいますように法定主義で給付をいたしてございますか

ら、民間の企業が労働協約等によつていわゆる法定外給付として補償あるいは見舞い金、弔慰金等の積み上げをするという構造にはなつていないということは事実でございます。しかし、そのような民間との乖離が公務員なるがゆえに許されるわけではございません。したがつて、使用者としての国の責任におきまして、そのような民間の事情も考慮しながら、いまだに御遺族に対して、法に定められたもの以外に福祉施設として百万円を差し上げるという特別援護金という制度をつくつてございまして、またこの四月一日からは、障害をなさされた方につきまして、三級の該当の方のところでは百万円を障害特別援護金として差し上げるといふようなこと。それから奨学援護金を初めとするいろいろな福祉施設を拡充強化いたしまして、民間の法定外給付との差を使用者としての国においてできるだけ埋めていく、こういう施策を逐年講じてまいつておるのでございます。

私どもの調査によりますと、百人以上の企業でそういう特別の措置をいたしてございまして、大体四分の三前後でございまして、四分の一はまだ実施してない。それ以下の企業については、事情はさまざまではございませぬけれども、恐らくやつていらつしやるところは少ないだろう。そういう実情も今後の一つの検討をする場合の大きな課題であると思つておすけれども、私どもとしては、福祉がよりよく向上されるという専門の方々にもお集まりいただきまして、そういうた、いわゆる法定外給付、正確には福祉施設はいかがあるべきかということについて現在だんだん御検討願つておる段階でございまして、その御結論等をいただきました上は、また可能なものから逐次拡大していき、そういう意欲を持つておるものでございまして。

それから第二点の若年者の遺族補償についての御指摘でございますけれども、確かに現在の災害補償体系というものは、その亡くなられた方あるいは災害を受けられた方の稼働能力の喪失を補

んとする基本構造に相なつてございまして。したがつて、遺族の方々がお亡くなりになつた場合には、遺族の方々を受けらるべき被扶養利益を補償する、こういうような考え方でございまして、したがつて、その場合に若年の方であれば御遺族も御両親もお若いわけでございます。御遺族の被扶養利益の代償というものをどの程度考えるかという大変むずかしい問題はございまして、若年の方、いま申し上げましたような点を、若年の方に限つていろいろの措置を補償体系の中でいたしますことは、また体系全般のバランスの問題にも相かかわるかと存じます。したがつて、いま申し上げましたような、たとえば御遺族の方に対して特別援護金の支給というふうな、あるいは奨学援護金の支給というふうな、あるいは、できるだけそのような場合にお困りになつていらつしやる点をカバーしていき、こういう態度でこれに對処いたしておるわけでございます。

○上原委員 いまお答えがあつたのですが、そういう内容についてもぜひ御検討いただいて、ひとつより内容を充実させる方向で今後とも御努力をいたしたいと思つておす。

そこで、時間の関係もありますので、ちよつと労働省にお尋ねしておきたいのですが、この法案と直接は関係ありませんが、労災ですので、昨年の八月に沖繩の米軍基地でいわゆる六個クロム流出問題が起きて、現に働いている基地労働者あるいは離職した人々の健康が害されているのじゃないかということが問題になりまして、その後、第一次の健康診断なり、あるいは政府としてのこの問題への対策も進めておるとは聞いておるのです。昨年八月に起きて、たしか十月ごろから健康診断を実施するということじゃなかったかと思つたのですが、私も労働大臣にもお会いをして、うやむやにはしないという事を明らかにしてきた方にかかわらず、今日まで、健康診断を受けた方

にされたようなことにはなつていませんので、この問題について一政府はどういうふうに対処していこうとおるのか、ぜひ明確にしておいていただきたいと思つておす。

○倉橋説明員 ただいま先生の御指摘がありました沖繩におきます牧港補給基地から六個クロム廃液が流出したことに伴ひまして、同基地に働く従業員、さらには過去に同基地に働いた労働者の方々の健康問題につきまして危惧される面がありますので、これについて健康診断を実施するようにと強い御要望がございました。

これを受けまして、在職従業員につきましては、使用者であります施設庁及び沖繩県が中心になりまして、すでに昨年十月までに二百三十一名の健康診断を実施をいたしておりました。

退職者につきましては、現在健康診断実施義務となるべき主体につきまして必ずしも明白でございませぬが、非常に社会的な問題となりましてございまして、臨時緊急の措置をいたしまして、労働省が国の費用をもちまして健康診断を実施することに決定いたしましたわけでございます。

元従業員の方々につきましては、その把握等につきまして関係労働組合等の御協力をいろいろいたしまして、名簿を作成いたしました。昨年末に一部の者の健康診断を実施して、ことしに入りまして二月七日までに百八十三名の離職者につきましての健康診断を完了してございまして、その後も、名簿に登録されて健康診断の受診漏れの方もありましたので、それにつきましては、それ以後御本人に對しまして連絡をいたしまして、本人の受診意思を確かめた上で、二月の七日に健康診断を一応終了したことにいたしておりました。

これらの百八十三名の受診者につきまして、地元医師三名によりまして判定医師団と申しますかを結成いたしました。その後、健診の項目に従つて、業務上の疾病の有無等を検討してきておるわけでございます。たまたま健康診断を実施いたしました方が冬場でございますので、かぜ等を引き

がいまして、三名の方につきましては一部鼻炎等の症状が見られまして、これにつきまして再度健診をすることがいいのではないかと医師の判断から、ただいまの三名の方につきましてそれ以後健診を実施することにいたしましたわけでございますが、一名の方につきましてはすでに就職をされておるので辞退いたしました、二名の方につきましてはその後の健診を実施いたしておる、こういうことで、現在のところ一応判断の材料が整つてきたわけでございますが、近く判定医師団によりまして最終的な結論が出るというふうに県からの報告を受けております。

なお、国が実施しております現職者につきましては、現地におきましては地元関係機関と労働基準局との間の連絡はとっておりますが、まだ労働省に對しましての正式な報告はございません。

以上でございます。

○倉橋説明員 労働者といましては、離職者受診につきましては、医師の判定結果が、出次第、直ちに発表といえますか、御本人に御連絡申し上げたいと思つております。

○上原委員 在職者については、後で時間があれば施設庁との関連でお尋ねしますが、当時この問題が社会的に大きく表面化した段階で、もちろん課長にもお会いしていろいろ要望しました。少なくとも離職者を含めて体に異常を訴えている人については健康診断をするということだと思つて健康診断を受けたという人は、いま御報告があつた百八十三人に入つておると思つて、健康診断は受けたいけれども、内容については一切本人には通知をされたいという苦情が非常に強いわけでございます。しかもその人々は相当病状が——もちろんこの因果関係については十分わかりませんが、その疑いが強いということでは本人たちは心配をしている。ですからそういう方々を物色して早急に手当てをしていただかないと、ただ形式的に健康

診断をやりましたということでは何もならぬわけですね。そのことは早急に実施して対策を立てますね。

○倉橋説明員 健康診断の結果につきまして、御本人に異常の有無にかかわらず連絡申し上げたいと思つております。

○上原委員 ですからそのことは、せんだつて現地でも基準局長に会つてもそういうお答えがあつたわけですね。私がお会いしてからたしかすでに約一月過ぎておるのです。去年の十月ですよ。もう五月です。七、八月になつておるんですよ。これは余りスローモーじゃないですか。やりますとは言うのですが、いつまでにやるかということをはっきり明確にしておいていただきたいと思つております。

○倉橋説明員 ただいま申しましたように、三名の再度健診がございました結果は若干おくれしておりますが、早急に医師の判定をもらひまして、本人に御連絡申し上げたいと思つております。

○上原委員 三名しか二次健診をやる人はなかつたということですか、いまの答弁からいたしますと。

○倉橋説明員 詳細につきましては現地から報告が来ておりましたが、健診の結果、個々の、もちろんかぜをひいたとかそういうような症状につきましてはございまして、そういうものにつきましましては若干ございましたが、いわゆる有機溶剤、六価クロムに起因する症状というものにつきましましては、先ほど申しました三名の鼻に鼻炎なりがあるという者以外が見当たらないというふうな報告を非公式に受けておりました。

○上原委員 その報告書と結果については後ほど御報告していただけますか。

○倉橋説明員 医師の正式な報告を待ちまして、先生の方に御連絡申し上げます。

○上原委員 では早急にごの問題は結論を出すようにしていただきたいと思つております。

次に、人事院にちよつとお尋ねしておきたいのです。以前にも私、この問題を取り上げたんですが、いわゆる沖繩に所在するところの政府機関で

働いている職員への亜熱帯手当といひますか、酷暑手当の問題についてお尋ねをしておりますし、人事院としても検討を進めていくということをしたか二度ばかり総裁初め局長などの御答弁があつたと記憶しております。この問題については現地の各出先の機関もそれぞれ協議を持って、たしか四月二十八日付で要望書も出されておるんじゃないかという感じがいたします。そこで、いま給与調査などもやっておられるようであり、次の人事院勧告もどの時点になるかわかりませんが、恐らく八月の前段階、中旬までには出るんじゃないかという感じがいたします。これだけ関係の、単に職員団体だけじゃなくて、管理職を含めて強い要望が出ておる以上は、この問題についても何らかの方法で早急にめどを立てなければいかぬんじゃないかという感じがいたしますので、改めてこの点についてのお考えと、そのめどは立っているのかどうか、お答えをいただいておりますと思つております。

○茨木政府委員 この前御答弁申し上げました以後も引き続き検討はいたしております。民間の企業等におきまます状況も、一般の民間給与調査とまた別に抜き調査もいたしておりますけれども、どうも現在まで酷暑でございましてかあるいは隔遠地とか物価とかいろいろな要素を総合いたしましたとしても、特別の手当を支給しておるといふのはきわめて少ないようでございます。三十五ばかり調査をいたしておりますけれども、そのうち本土の方から行つておられます十一社は全部合めてあります。そういう調査でございましてけれども、その中で特別のものを出しておるといふのは五社でございます。そのうち三社は全部ごちの本土から行きましたものについてだけでございます。それからあと二社は五十一年度いっばいの暫定的なものが一社、それから夏の期間が一社というきわめて暫定的なものというところでございまして、その他のものはそのようなものは全くないような結果になっております。

いまでもやっておりますわけでございますが、そういう調査から見ますと、公務員について別途の手当をこの際新設するといふような意味の模範になるものはどうもまだ民間には育つていない、こんなふうには考えられます。

それからもう一つ、この前触れました大洋上の島から成つておるといふような意味から、隔遠性というところから吟味をする必要があるだろうというところで、これは沖繩だけでなくて全国的な特設官署についての一斉調査みたいなものをやつておるわけでございます。これは約四千ございまして、これはいま三課の方で担当いたしておりますが、三課の中でいま集計をせつかくやつておる最中でございます。これは山間僻地の場合と、それから特に沿海なり内海の中の島の場合と、外洋上の島の場合とで何らかの違ひ取り扱いをする必要がないかどうかというふうな感じでは吟味をされておるわけでございます。そういう点からいふ場合に、沖繩というものが外洋上に展開している島であるということから、何らかの現行の特設勤務手当に対する、特殊手当に対する特例を開く必要がないかどうか、こういう吟味をされておるわけでございます。これはそういうことで、まだいま中間的な集計が漸次まとまりつつあるというふうな状況でございます。

あと、その他この前出ました気象上の問題になりますと、これはどうも寒冷の問題と酷暑の問題と相打ちになるといふ要素もございまして、その中で、その辺で、酷暑であるからさういふふうなものを導き出すといふことは、いままでの吟味ではなかなか困難でないかなという感じがしておるわけでございます。

大体いま申し上げましたような点が現在までその後吟味してまいりましたものでございます。引き続きこれは吟味を続けてまいりつものでございましてけれども、夏の一般勧告までの間にみごと結論が出るというふうにはいまのところちよつとまだ自信を持ってないような状況でございますが、鋭意そういうことで勉強はさせておるつもりでございます。

第一類第一号 内閣委員会議録第六号 昭和五十一年五月十一日

ざいます。

○上原委員 これは亀谷局長お見えになつていまが、現地におりまして、関係の出先機関がたくさんございます。それと同時に、ただいま人事院の方からも御発言がありましたように、やはり民間ベースの出先機関といういろいろな問題がございます。われわれといたしましては、関係出先機関を通じて人事院その他に現地の実情を教度におたりまして御報告を申し上げた事実でございます。

○亀谷政府委員 ただいまお尋ねがございましたが、現地におりまして、関係の出先機関がたくさんございます。それと同時に、ただいま人事院の方からも御発言がありましたように、やはり民間ベースの出先機関といういろいろな問題がございます。われわれといたしましては、関係出先機関を通じて人事院その他に現地の実情を教度におたりまして御報告を申し上げた事実でございます。

○上原委員 どうも、沖繩にいらっしゃるごつちに來られてから大分言い回しが違ふようですが、御参考にはなつたと思つたので、ここに長文が出ています。出先の関係十八です。か十七ですか、これは後ほどまたこの問題については一般勧告までに結論が出るようにひとつ御努力いただきたいと思つた。もちろん、それは民間企業を調査することでも一応皆さんのお仕事上やらなければいけないと思つた。しかし、ある意味じゃ、それは公務員関係が、公的機関が先行している部門もあるわけですから、民間が先行しているものはすべて公務員に適用されていくかという、必ずしもそうじゃない。また議論としてはそれはいろいろ出てくるわけですから。そこは局長のお答えはありますが、総裁、その点御努力いただいて、おやりになりますね。

○藤井(貞)政府委員 いわゆる酷暑手当と申しますか、あるいは亜熱帯手当と申しますか、この点につきましては、当委員会においても先生から過去数回にわたつて御発言がございまして、われわれはわれわれなりに地元のいろいろの要望なりというものも受け取つて、内容は承知をいたしております。

ただ、これについてどういふ措置を講ずる必要があるのかということになりますと、何分にも給与というところでございまして、これは資料の積み重ねに基づく相当厳密な調査の結果、結論を出してまいりませんと、いろいろなところに影響がくるといふ問題でございまして、われわれといたしましては、その角度でいろいろな点を調べておる段階でございます。

いま、給与局長からも申上げましたような点の問題点がございまして、これは事実でありまして、こういう点、やはり資料的にも整備をして、われわれとしてもそれに対してどういふ評価をしていくかということの基礎を確立することが大切でございまして、せつかく努力をいたしておるような次第でございます。この点は、この間私からも申し上げておりますように、決しておおざなりで、ただ単に検討を続けていくんだとかいふことだけでもいいと、これを糊塗してまいりませんか。方向といたしましては、やはり何らかの問題点があることは事実でございます。そういうものをはつきりと把握した上でどういふ措置を講ずることがいいか、それがまた全体の給与制度のあり方として均衡のとれたものになるのかというようなことを鋭意慎重に検討した上で何らかの解決策を見出してまいらなければならぬという基本的な態度に立つておるのであります。したがって、今後この点につきましては誠意をもって問題の検討に当たつてまいりませんか。

ただ、お話のございましたこの七月あるいは八月の一般勧告の際までにこれの結論が出るかと申しますと、この点は、私も、いまの段階ではそこまでの確信がございません。これは、無責任なことを申して、それが実現をしないということになりますと、そのことの方が重要でございます。で、この点、私も慎重に構えておるわけでございますが、事務当局も督促していろいろな点を詳細に調べておりますことは事実でございます。今後この態度はひとつ堅持をしながら、できるだけ

早い機会に結論を出す努力は誠意をもつていたしてまいりたい、かように考えております。

○上原委員 いま、人事院総裁の強い御答弁があらりましたし、また誠意をもって事務当局にもその旨作業を進めさせていくことですから、私の要望としては、一般勧告が出る段階までには何らかのめどをつけていただきたいということもあわせて御要望申し上げておきたいと思つたのです。

次は、これも給与の件なんですが、この問題も何回となく取り上げてきたことなのですが、駐留軍労働者の賃金改定方法のあり方についてなんですが、七五年の給与改定が実に三月の末日、実は四月一日にしか日米間で合意を見なかつたという経緯があります。昨年も二月いっぱいかかってるわけですが、このことについては私はかねてから強く要望してきたことなのですが、法律上の雇用主は一応日本政府、防衛施設庁長官ということになつておるわけですが、しかも、駐留軍労働者の給与改定についても国家公務員と同率実施という一つの慣行といふことが、原則的なものが踏襲されてきているということであるならば、人事院勧告が出て給与関係法案が国会で通過した時点においては、当然それに準じて駐留軍労働者の給与改定も政府の責任においてなされるべきだといふことも、また理屈としても論理上も合わないことじゃないわけですね。その点を、特に七五年賃金改定の段階で私も主張してきましたし、ようやく日米間でもそういう話し合いも緒についたというお答えもあつたのですが、これに対して防衛施設庁は一体どう考えておられるのか。また、政府全体としてそういう方向で解決をしていく、七六年の給与改定からは改定方法を改善していくという立場で作業は進んでおるのかどうか、基本的な姿勢と、現段階における日米間の話し合いの状況等について、明らかにしておいていただきたいと思つたのです。

○斎藤(一)政府委員 米軍の日本人従業員の給与の問題については、いま御指摘がございましたが、私は、基本的には日本政府が法的な雇用主

でありながら米軍が経済的負担をするということにまず問題があると思つておるのでございませぬ。しかも、これは過去においてはさほど大きな障害にはならなかつたのでございませぬが、昨今、御案内のように日本人の給与ベースが非常に高くなつて、もう米軍、ドイツ、その次は日本だといふことになつてまいりましたので、これが米軍の三軍の大変な負担になりつた。そこで、雇用主は日本政府であるが、この負担を軽減したいという米軍の立場となかなか話がうまくいかない、先生御案内のところでございますが、そこで、二、三年大変問題が深刻になり、昨年度もやつと年度末ぎりぎり解決したというまことに遺憾な状態でございます。

そこで、私もやはり、先ほどお尋ねにございまして、従前から国家公務員の例に準じていられる同率を、しかも国家公務員と同じ期間の慣行としてやってきましたので、その線に国家公務員の給与改定が行われるに引き続いて米軍の従業員についても給与改定が行われるよう最も強く望んでおります。そういう立場でございます。

ただ、先ほど申し上げたような大変むずかしい状況になりつたので、施設庁と現地におる米軍とだけで物がうまく片づくかどうかという点については、私も基本的な問題をもう少し検討すべきではないかという考え方で物事に臨んでおりました。七六年度の給与改定からはぜひそういう態度でもって、何も当面の給与だけでなくて、それを取り巻くいろいろな、たとえば健康保険の事業主負担の問題などがございまして、そういうものを一切合財、給与周辺の問題をも含めて物を考える必要はありはせぬかということを考え、外務省その他関係省庁ともそういう観点から御協力を得られるように話をしたい。この点については米軍側に対しても働きかけておりました。また具体的にはどうするかという話は話まはっておりませんが、姿勢としてはそういう態度で問題解決に臨みたいというふうに考えております。

で、先ほどお尋ねにございまして、従前から国家公務員の例に準じていられる同率を、しかも国家公務員と同じ期間の慣行としてやってきましたので、その線に国家公務員の給与改定が行われるに引き続いて米軍の従業員についても給与改定が行われるよう最も強く望んでおります。そういう立場でございます。

○上原委員 この問題は確かに予算の裏づけが必要であることもあって、そうしたやすい問題だとは私も思っておられないのです。しかし、それはやはりよりによってできないことでもないと思うのです。ですから、いま基本姿勢は堅持をして話し合いを進めているということですから、施設庁だけでなくして、外務省あるいは大蔵省とも関係してくる問題でありまして、私はきょうはこの点については基本姿勢だけ伺っておきまして、後ほど外務省なり大蔵省の関係者にもおいでをいたしたい、さらに私の考え方も提起をしながら、この問題を七六年度の給与改定からは解決できるようにぜひ御努力をいただきたいと思っておりますので、さらに各関係機関とも協議をしながら、かつ米側にも強く申し入れをしておいていただきたいと思っております。

次に、きょうは、総務長官は開発庁長官でもあられますので、いままでも私がお尋ねしたこともすべて関連をしてくるわけですが、復帰後の特別措置法の取り扱いについてお尋ねをしてみました。

この点についてはすでに県当局なりあるいは各関係団体からも、大体来年の五月の十四日といいますが十五日時点で切れる特別措置の延長方についての御要望が出てくると思うのです。これまでもいろいろ政府の考え方については、私個人的にも、またほかの関係団体なり県当局、知事さん初め関係者からも聞いてはいるわけですが、延長をする御意思があるのかどうか、どういう取り扱いをしようとおられるのか、公的の場ではまだ政府の態度の御表明はないような感じも受けますので、その点をお答えをいただきたいと思っております。

○植木国務大臣 この沖繩の復帰特別措置につきましては、昨年十二月に沖繩県から政府に対してしまして期限延長等の要請がなされました。そこで開発庁といたしましては、県を初め各種の団体等からも事情を聴取いたしました。現在検討を進めているところでございます。同時に、これは財政措置と関連するものが少なくございませんので、関係係省庁とも十分連絡をとりながらできるだけ早く結論を出しまして、沖繩県の方々の御要請にできるだけおこたえをいたしていきたいというふうな考えをしております。

なお、本日の閣議におきまして政令の一部改正を行いました。沖繩県産の酒類の酒税特別措置につきましては本年五月十五日から、とりあえず一年間でございますけれども、本則の七〇％を、すなわち現行税率でございますが、据え置くということにしたのでございます。私どももいたしましては、先ほども申し上げましたように、沖繩県の経済、社会情勢というものを十分考えながらこの要請にこたえてまいりたいという姿勢でございます。

○上原委員 この特別措置法のいろいろの免税措置とか、あるいは特別措置法ですからそういうことでの県経済に与えているメリットといえますか、それは年間どのくらいと見ておられるのですか。

○龜谷政府委員 お答え申し上げます。先生も御案内のように、行政措置それから法律、政令による免税その他あるいはまた輸出入の物資につきましても特種措置、いろいろの多岐面にわたっておりますことは御案内のとおりでございます。そういうものすべてを含めまして申し上げますと幾らというふうな数字ではいまちょっと申し上げかねます。

○上原委員 私がいろいろ聞いてるところにいろいろの観点からすると、せめてこの特別措置の取り扱いは、相当県民生活に与えている影響なり経済動向については重視をしなければいけません。そこで、長官の方で鋭意努力をするというお答えがあったのですが、私はこの問題は各関係省庁に縦割りで延長方をお願いをするという筋合いのものじゃないかと思うのです。政府の一つの沖繩復帰の戦後処理といえますか、そういう政策としてこの問題は取り扱っていただかないと、大蔵省は大蔵省、通産は通産、建設は建設だということになって縦割りでいきますと、役人の中には、年間たつたの二、三千万から四、五千万程度の金じゃないかという言い方をされる方も事務ベースではいるようです。縦割りでいくと、確かに一つの政令なり法律の特別措置を考えると、そうかもしれないが、全体的なマクロで見ると、いま申し上げたような数字になるわけでは、そうなる、やはり開発庁なら開発庁でこの復帰特別措置についてはこれだけの経過措置ではまだ不十分であるというなら、まとめてやるという施策をとっていただかなければいけません。いわゆる窓口問題です。開発庁なら開発庁あるいは内閣官房なら官房というふうなことで、総理府でも結構です。そういう政府の方針を立てて、せめて県から出ている二十三項目ですかにしては関係団体の要望を入れてやるということではないかと思っております。そういう方向でこの問題は処理をしていただきたい。この点についてはぜひ長官のはっきりとしたお答えをこの際明らかにしていただきたいと思っております。

○植木国務大臣 仰せのとおり、特別措置につきましては、各措置ごとにそれぞれ担当省庁が所管をしていくわけでございます。しかしながら、この延長問題につきましては、沖繩の実情を十分に参酌をいたしまして、各措置ごとにばらばらに行うのではなしに、総合的に検討する必要があるというところは私も全く同感でございます。

御承知のとおり、現地にございます総合事務局にも、それぞれの担当者がいろいろな省庁から配置されておりました。それぞれ現地の状況を十分に把握していただいております。また同時に本庁におきましても、沖繩開発庁にはそれぞれの省庁からいろいろなポストに配置をされているという状況でございます。したがって、沖繩開発庁がやはり窓口となりまして、関係所管省庁と

緊密な連絡をとりながら対処していくというのが望ましい姿でございます。私どももいたしましては、ただいまそのような取り組み方をしているということでございます。私は、ただいま仰せられたことはごもっともな御指摘であると思っております。

○上原委員 そうしますと、この特別措置法の延長問題については総合的に開発庁の方でまとめ、政策的な判断をやつていかれる、こういう理解でいいですね。

○植木国務大臣 復帰特別措置そのものがいわば政策的と申しますか、過去の沖繩県の置かれておりました地位及びその後の沖繩県の持つております社会経済情勢に対応するものでございまして、したがって私どももいたしましては、先ほど申し上げましたように、沖繩県の実情というものを各省庁に十分に認識をしていただいて、そしてこれに協力をしていただくということではなければならぬと思っております。

○上原委員 ですから、復帰特別措置そのものももちろん政策的なことですが、私が強く要望しておきたいことは、この取り扱いについては各省庁ばらばらでやるのではなくして、やはり閣議なりで沖繩の復帰後の状況なり現在の事態というものを把握をした上で、これこれの法案の延長方については県なり各団体から出ているわけだから、そのことは総合判断として開発庁が窓口になってやるという強い行政指導といえますか、政策指導をやらぬとできないことじゃなからるかということですので、そういうお立場でこの問題には対処していくというのが開発庁長官の決意だということに受け取っていいですねと私は聞いておるわけ

○植木国務大臣 事実上いまおっしゃいましたような姿勢でこれに取り組んでいるわけでございます。ですから、いまの御要請と申しますか御所見というものに対しては私は同感だということとは、先ほど申し上げたとおりであります。

○上原委員 ぜひ改めてこの問題について総合的

第一類第一号 内閣委員会記録第六号 昭和五十一年五月十一日

法が必要だということを絶えず強調しているわけですね。一体国土庁という役所の任務、もちろんこれは防衛施設等を担当する役所ではありませんが、少なくとも国土保全、国土の開発、地籍調査等は国土庁の主要な任務、役割りです。よ、国土調査法を見てみましても、しかも、これは開発庁長官にも後で御見解をお聞きしたいのですが、国土調査法のため第六條の二では、「地籍調査に關する特定計画」ということが明確になっていると思つたのです。こういう現行法でも、政府が本當に沖繩の振興開発なり地籍の困難というものを解決していかうという姿勢と意思とがあれば、できない相談ではないと思つたのです。こういうようなことを前提にして、この地籍調査の問題等を一体やろうとお考えはないのかどうか、いま私がお尋ねしたことに對する見解だけをきようは聞いておきたいと思つたのです。

○高田説明員 国土調査法に基づいて実施しております地籍調査でございますが、沖繩県におきましては、復帰前につきましては、琉球政府が土地調査法というもので実施しておりました。復帰後につきましては、国土調査法に基づきまして現在実施しておりますわけでございますが、そのうち六百平方キロを国土調査十カ年計画用として現在その推進に努めておるところでございます。それで、現在まで十カ年計画で実施いたしました数量が、四十七年から五十年まで六百六十七平方キロでございます。国土調査法に基づきまして地籍調査は、現在の境界を確認してその地籍を確定するという作業でございます。境界の不明な土地におきましての新しい境界設定作業というものは国土調査法から外れるというふうな解釈でございます。現在、境界の確認できない部分につきましては沖繩開発庁等で実施されておるわけでございます。

○上原委員 しかし、国土調査法で、あなた、そのなっていないんじゃないですか。目的においても、それといま私が指摘した第六條の二——きょう、こういう議論をする時間があるかもしれませんが、少なくとも地籍調査に關する特定計画を内閣総理

大臣が諮問をしてやらなければいかぬ、指示をしてやらなければいかぬということが明確にされておるわけですね。これ読んでいますか。第六條の二は適用しようと思えば、沖繩のあれだけの地籍の混乱問題と沖繩振興開発計画との關係においては、やろうと思えばできない相談じゃないと思つたのです。やらないで防衛施設庁にそういうことを任せているところからかういふ問題がよけい出てきているんじゃないですか。開発庁がやっているのは私もわかりません。復帰前に返還された土地については開発庁がやっている、返還後については施設庁がやるということになっているのでしよう。国土庁は何をしてるのか。

○高田説明員 地籍調査、国土調査の特定計画と申しましたのは、国土調査促進特別措置法が昭和三十七年にできておりました、その第二次の十カ年計画を昭和四十五年から現在実施しておるところでございます。特別措置法によりまして、特定計画はその十カ年計画の方で計画を立てるといふことになっております。その計画量が、先ほど申しました六百平方キロでございます。で、沖繩が復帰になりました昭和四十七年時点でその六百平方キロを取り込んだわけでございます。

○上原委員 ちょっと開発庁長官に聞いておきたいのですが、いま施設庁は地籍の問題と関連をさせて新しい特別措置法の法案を出したいということなんです、この件については開発庁も、地籍問題と絡めて、この種の法律をつくるということには疑問を持っておられるのじゃないかと私は思つたのです。地籍問題と基地の使用ということ、これは別個の性格の問題なんです。少なくとも地籍については、私たちがかねがね特別立法が必要である、また、政府もその必要があればやっていたらいいこと、これは沖繩国会から議論されてきたことなんです。土地を継続使用したいがために、しかもいま施設庁長官が言ったように、地籍の確定はこの法案でもできないわけですよ、結果的には、別個にして法律を提案する、そういうお考えはないのですか。

また、施設庁がごっちゃにして提供しようとしていることに対して、もう私が指摘をするまでもなく、これは県も各関係団体、県民を挙げて反対をしております。いまさっきの特別措置法は県民がござつて延長してもらいたいということに対しては、ああでもないこうでもないということでは、あつては沖繩国会でも強行採決をし、また、いま憲法問題との関連においても多くの疑惑を持たれている法案を新たにしようとしている。余りにも身勝手じゃありませんか、政府のやろうとすることは、論理的にも矛盾するのじゃないですか。先ほどの特別措置法についてははつきりしたお答えは得られない。しかし、こういう特別措置法については国家権力を使ってどんどん強行しようとしている。私は、それは行政運営の面から民主主義という面からも当たらないと思つたのです。この点について長官の御所見をぜひ聞かせておいていただきたいと思つたのです。

○植木國務大臣 ただいま防衛施設庁から法案についての作業の状況について御答弁がございましたが、開発庁といたしましては、その内容が未確定でありますし、また成案を得られておられないということであると思つたので、現時点に於いては、防衛施設庁がお考えになっております。法案の内容そのものにつきましては、御意見は申し述べることができないというふうな状況でございます。

ただ、私といたしましては、御案内のとおり本年一月に開催されました基地問題関係協議会におきまして、二つの点を述べております。それは開発庁といたしましては、沖繩振興開発にとつて基地の整理縮小は必要であるという見地から、早期実現について今後とも協力をさせていただきたいということが一つでございます。また、沖繩における米軍施設、区域をめぐる諸問題解決の大前提として、地籍の明確化を図る必要があり、これについて留意をさせていただきたい、この二点について

発言をしたわけでございます。

なお、開発庁所管のものにつきましては、いまお話しのとおり、非軍用地域の境界不明土地の明確化を県を通じて調査してまいりまして、五十年間からは境界確認のための作業に入っております。西原村につきましては関係者の多大の御協力を得まして、最終成果の取りまとめを行つております。五十一年度におきましては沖繩市及び読谷村につきまして調査を実施する、こういう予定でございます。いづれにいたしましても、土地所有者の合意による問題解決が最善の方策であると考えておりますので、私どももいたしましては、いま行つておりますような方式で、開発庁所管の問題については地籍明確化のたぐひに對してまいりたい、こういう考え方でございます。

○上原委員 いま長官から御発言があったわけですが、きわめて重大だと私は思つたのです。事沖繩のこれだけ問題になってきている地籍の問題を取り扱う、しかも表に出たのは境界不明である、それを確定するために特別措置法が必要だから新しい法案を制定したいということも言っているわけですが、これだけ重要な問題について開発庁とはまだ法案の段階でも協議をしていないと一体何ですか。それは明らかになつたわけですよ。そこで、閣議でもこの問題についてはまだ全然話し合ひはないわけですね。

○植木國務大臣 私は、先ほど協議がないと申し上げましたのは、法案の内容についてはまだ未確定でございます。防衛施設庁を中心として作業を進められておられるということでございます。素案の段階につきましては、開発庁に對しまして協議と申しますか、その素案の提示があつたという事実でございます。しかしながら、いづれにいたしましても、先ほど施設庁長官から答弁がありましたように、最終案ができていないわけでございます。現時点において開発庁としての意見はまだ申述べられない、こういう状況であるということと御理解をいただきたいと思います。

○上原委員 最終案ができた段階では開発庁の見

解を明らかにしますか。

○植木国務大臣 最終案の段階になりましたならば、当然開発庁としての所見を述べなければならぬと思っております。

○上原委員 先ほど長官がお答えになりました沖繩の振興開発計画との関連で、基地の整理縮小問題の推進、いま一点は、混乱している境界不明の地籍確定問題等は並行して進めていかなければいけません、そういう立場からすると、あくまでも基地使用の問題、米軍基地あるいは自衛隊公用地等いわゆる皆さんの言う公用地等の使用の件と地籍確定は別個の性格の問題として扱うべきだという見解を私は持っている。県民もそういう立場に立っている。これは何も革新だけでなくして保守的な方々だってそういう見解を持っているわけですよ。そういう二つの柱を開発庁として持つということからすると、当然沖繩開発庁も長官もそういう御見解だと思っておりますが、その点は間違いないですね。

○龜谷政府委員 先ほど大臣から御答弁がございましたように、沖繩開発庁といたしましては、振興開発計画を推進する上において、基地の縮小整理が早期に実現することが望ましいことは、しばしば大臣からも御言明のとおりでございます。

なお、あわせまして地籍不明確の問題の解決が、これらの土地の有効利用の促進を図る面でも非常に重大なことは申すまでもございませぬ。ただ、大臣御言明のように、今回の防衛施設庁の立案しておられます法案の最終案が提示されておられませんので、現段階におきまして、開発庁といたしましては、現段階におきまして、開示されておらずとも、これに対する正確な見解を表明することはできないわけでございますが、いづれにしても、私も、私も現在県を通じて行っております地籍調査の態様からいまして、これは復帰前の、先生御指摘のような、すでに解放された民地でございますとの、防衛施設庁御所管のいわゆる賃貸借契約の当事者としての軍用地という問題とにおいて、それぞれ現在分担が異なっておりますことも御案内のとおりでございますが、若干、その

性格にも実質的にいろいろと見方はあるのか、こういうふうにも思っております。

○上原委員 ちょっとつきりしないのですが、もう時間も来ていますので……

まだ最終的な法案ができていない、しかも十分開発庁とも協議がされていないという段階のようですので、一体防衛施設庁はいつまでにこの法律案の成案を見るつもりなんですか。私たちとしては、これはいろいろ問題が出てきますし、すでに反戦地主会の訴訟も起こされているわけですね。そういう面からすると、憲法違反だという見方もますます強くなってきている。したがって、この法案というものはあくまでも撤回すべきだ、地籍の確定をするならばその独自の法案を出すべきだという見解を持っているわけですね。しかし、これについては恐らく皆さんの御見解は異なるでしょうが、少なくとも今国会にこの法案が提出されるというのには、時期的に見ても、いま開発庁長官が言ったように、政府部内でも十分検討されずに、いつの間にか施設庁だけの作業を進めて、ひょっこり出てくるという危険もあるわけですね、いまの言いつ分では、これではまたよけい問題。改めて、あくまでこの法案を強行しようと思うのか、それとも一応見合わせるようになるのか、また、施設庁の進めていく法案はいつまでに閣議なりに提起をするのか、この点だけ明らかにしていただきたいと思っております。

○斎藤(一)政府委員 私どもとしては、先ほど最初にお答えしたような考え方でこの法案について成案を得て、努めて早い機会に成案を得て、その後政府との関係機関と十分連絡をして成案を得て、後は政府としての御判断をいただく、事務担当者としてはそういう気持ちでございます。

○上原委員 ですから、その時期はいつまででするか。

○斎藤(一)政府委員 努めて早い機会にやりたいと思っております。

○上原委員 努めて早い機会というのはいきわめて不明確、漠然としているわけですよ。そうしますと、この七十七国会は会期は二十四日までですよ。その開かれている間には法案は提出する意思は変わらない、そういうことですか、具体的に申し上げると。

と、この七十七国会は会期は二十四日までですよ。その開かれている間には法案は提出する意思は変わらない、そういうことですか、具体的に申し上げると。

○斎藤(一)政府委員 事務担当者いたしましたしましては、先ほど申し述べたような事情がございまして、できるだけ早い機会に――目下法制局とは話をしておるところでございますが、早い機会に事務担当者としての成案を得て、そして後を御判断いただきたいと思っております。

○上原委員 もう約束の十二時ですので終わりますが、最後に植木長官に申し上げておきたいのですが、

先ほどの特別措置法については、県民が非常に強く延長を求めているにもかかわらず、その可能性が薄いという受けとめ方が強いわけですね。しかし、一方の基地確保のためには、あくまでもあらゆる手段を尽くしてやろうとしているところにも、ますます沖繩県民なり国民感情そのものを――感情というよりも沖繩に対する政府の施策の姿勢として問題が出てきているわけですから、あえてそういう混乱に輪をかけているような法案提出については、沖繩担当大臣として、閣議の場でも確たる態度をとってもらいたい。もちろんあなたにたくさん期待することはできないと思っておりますが、しかし、私が言ったことについても、また十分受けとめていただける面もあると思うのです。改めてこの法案に対する大臣の見解を聞いて、質問を終えたいと思っております。

○植木国務大臣 基地が整理縮小せられまして沖繩振興開発が積極的に行われなければならないというところは、もう沖繩振興開発計画の中にうたわれていることでもあります。これは基本的な私どもの態度でございます。同時にまた、沖繩におきまして地籍の明確化というものは、これはいづれにいたしましても、返還されましたときの利用問題についても、非常に重要なことでございます。したがって、先ほど申し上げました二つの柱を私どもの姿勢といたしまして、この問題の処理に

対処してまいりたいと存じております。

○木野委員長代理 木下元二君。

○木下委員 私は、国家公務員災害補償法改正案に関連しまして、公務災害のもとをなす職場の安全衛生の問題について伺います。

非現業の一般職国家公務員に適用される人事院規則の一〇―四、これによりまして、職員の健康の保持増進ないしは安全の確保に關して定めております。ところが、この人事院規則一〇―四をよく検討いたしますと、どうも公務能率の増進の一環として職場の安全衛生問題をとらえておられるようでありませぬ。憲法二十五条の生存権であるとか、二十七条の勤労条件の基準といった精神に基づいて制定されたものではないように思われます。民間労働者あるいは地方公務員や五現業の国家公務員等に適用される労働安全衛生法というのがありますが、この法律の安全衛生をとらえる観点とも幾らか異なっておるようであります。

労働安全衛生法は、第一条で目的といたしております労働災害防止のための総合的、計画的な対策の推進であるとか、快適な作業環境形成の促進であるとか、こういったこともこの人事院規則には何一つうたわれていないのであります。どうも労働安全衛生法に比べて内容がきわめて不備であります。不十分であります。この点いかがでしょうか。

○中村(博)政府委員 確かに先生御指摘のような御批判もあり得るかと思っております。労安法は一般の、たとえば製造業者等もこれに含まれておるわけでございますけれども、国家公務員の健康、安全を定めました人事院規則一〇―四におきましては、そのような直接関係のない部分を除去して相互に対比いたしますと、ほぼ完全な平仄がとれておるわけでございます。しかに加えて、たとえば共同野外実験の規定のように、国の場合に特有だと考えられるような作業につきましては、これを民間の場合と違って特殊に取り入れておるといふ構造になってございまして、その内容全般としては労安法より劣るものではないとい

うふうに私は考えております。

○木下委員 たとえば使用者の責務について申しますと、労安法では、「事業者は、単に労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な作業環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならぬ」というふうに書かれておりますが、人事院規則の方では、「各省各庁の長は、職員の健康の保持増進及び安全の確保に必要な措置を講じなければならない。」これだけであり、労働災害防止のための最低基準を守らせるといふ考え方がどうも薄いように思えるのであります。

それから安全衛生管理体制の点であります、この点も労安法は、健康障害を防止するため作業環境の管理を重視するという立場から衛生管理という考え方をとっておりますが、人事院規則一〇四では単に健康管理という立場にしか立っておりません。突っ込みが足りません。また労安法は、安全管理と衛生管理とを一体のものとして遂行する立場から、統括安全衛生管理者という制度を設けております。そして、その選任を義務づけられておりますが、人事院規則にはこういう立場がありません。あるいはまた、労安法は労働災害の原因調査及び再発防止対策に関する業務を管理させることにしておりますが、人事院規則はこれも欠落しております。これらの点、その違いは私、否定できないと思っておりますが、いかがでしょうか。

○中村(博)政府委員 確かにたとえば先生おっしゃいました統括責任者の問題にいたしましたも、表現上は違っておりますが、国の場合にはまず各省各庁の長の責務として、先ほど御指摘のような健康、安全の確保という責務があるわけでございます。したがって、その下に安全管理体制として安全管理者、健康管理者及び同担当者をそれぞれ置くことになってございまして、健康、安全管理体制としては私は径庭があるものだと考えましても、そのほかにやはり日常の執務を通じて

て、九十八条一項によります職務上の命令によつてより十全を図り得るものでございまして、国の場合には総括的に一体となった一つの上下関係を持つ組織と相なつてございまして、安衛法が考へております、対象といたしておりますような非常に多種多様にわたり、また広範にわたつておる民間の事業所を管理する場合とその体系において異なるのは当然であらう、かように考へております。

○木下委員 いま私、幾らか具体的に指摘をしたのであります、たとえば最後の、労働災害の原因調査及び再発防止対策に関する業務というのを労安法の場合には所掌事務として管理させることにしておりますが、結局ないことですか。

○中村(博)政府委員 確かに御指摘のように規則一〇四の字面ではあらわされてはございませんけれども、しかし、各省各庁の責務として、ある災害が不幸にして起こりました場合には、その災害原因を探求いたしまして、自今そのような災害を起さないようにすることが職員の健康、安全のために基本的な重要な事項でございまして、そのような点は当然の前提として予定してございまして、おるわけでございます。

○木下委員 人事院としてもそうした指導をやつておるといふことですか。

○中村(博)政府委員 人事院としては、先生御指摘のように、職員の健康、安全ということは何にもまして重大なことと考へてございまして、したがって、担当者の会議を年間数回にわたつて稠密にいたしますとともに、あわせていろいろな管理体制研究会等を濃厚に行ひまして、可能な限りの努力をいたしておりますとともに、各省の十全なる御協力をお願い申し上げておる、かような次第でございまして。

○木下委員 私は、やはり安全衛生管理体制の一環としてそういうふうな労働災害の原因調査であるとか、あるいは再発防止対策を進めていくという仕組みを、この人事院規則の中にどうして盛り

込まないのかという点が問題であると思つて、この点一つとつてみましても、労安法と人事院規則では安全衛生管理体制の厚味に格差がある、こゝろ言わざるを得ないと思つて、これは現実には十分なることをやっておるからという考へがあるようでありまして、やはりこゝろした管理体制そのものに十分なる配慮を払ふ必要がある、整備をする必要がある、こゝろ思つて、いかがですか。

○中村(博)政府委員 先ほどもちよつと触れましたが、規則一〇四の第八条に、「野外実験等の場合の体制」という規則が特殊的に設けられてございまして、これは先般起こりました野外実験による多数の方々の不幸な事態、そのような事態を重大なる反省の資料といたしまして、このようなことを二度と繰り返さないようにという観点からこのような規定を設けられたことと考へてございまして、そのような観点に立って、私どもとしては諸般の事項に常に留意してこれを運用しておる、かような考へ方に立つておるわけでございます。

○木下委員 私がいま問題にしておりますのは、人事院規則による安全衛生に関する管理体制、そのこと自体を問題にして、不十分ではないかということを指摘しておるのであります。たとえば作業環境の維持、管理についての規定にいたしましても、人事院規則では、健康保持のために必要な措置を講じなければならないと規定しておるのみで、労安法のように、衛生水準の向上、作業環境の快適な状態の維持、管理を義務づける規定、六十四条にありますが、そういう立場に立っていないわけでありまして、あるいはまた健康の保持、増進についての規定、これを見ましても、人事院規則では、十五条でこれまた必要な措置を講じなければならないと規定しておるのみであります、労安法のように、体育活動やレクリエーション活動等への便宜供与を義務づける規定、七十条がありますが、そういう立場が明確でありませぬ。

この時間外のレクリエーション活動で庁舎の使用が認められなかったというケースがあることも私は聞いておるのであります、やはりそのものはこのような人事院規則の不備にあると思つて、この点いかがでしょうか。

○中村(博)政府委員 たとえば御指摘のレクリエーションの問題につきましては、人事院規則でレクリエーションの根本基準を定めてございまして、ある条件下においては勤務時間内にも十全に行い得るような体制というものをづくり上げておるわけでございます。

○木下委員 私は、安全衛生問題としてこれを、労安法に規定があるの点、その点の不十分さを問題にしておるのであります、いまのレクリエーション活動について、これは時間外のレクリエーション活動でありまして、庁舎が使えるなどの支障がない限りは便宜供与すると明言されませぬか。

○中村(博)政府委員 この勤務時間内及び外に行われます職員のレクリエーション活動につきましては、総理府の方から通達が出てございまして、その通達に従つてその承認が行われる、こゝろいう構造になってございまして、この通達の中では、そのような場合には絶対だめだといふことは書いていないのでございまして。

○木下委員 いや、安全衛生という観点あるいは健康増進という立場から、時間外の庁舎内のレクリエーション活動をお認めになるのかどうなのか、この点を再確認したいのです。

○秋富政府委員 庁舎につきましてはそれぞれの庁舎管理規程がございまして、管理者がございまして、ただいまの御指摘でございまして、これはそれぞれその管理者の判断によつて措置いたしたいと考へております。

○木下委員 そこで人事院、こうした問題についてもこれはやはり健康の増進ということを強調して言われるわけでありまして、そうした角度から、レクリエーションというものは非常に大事なものですから、健康増進のためのレクリエーション活動は特別の支障がない以上はやはり自由にで

ざるように、これはやはり人事院としてはそういう立場で各省庁に対して指導をされるということが私は当然ではないかと思うのですが、いかがですか。

○中村(博)政府委員 先ほど申し上げましたレクリエーションの根本基準の運用に關しまする点につきましては、当該人事院規則の精神にのっとりて、その精神に適合するような方策において運用いたしたい、かように考えております。

○木下委員 どうもその点はつきりしないようですが、そういう点もやはり私はいまの安全衛生法との違いがあらわれておると思うのです。これは安全衛生法では、体育活動やレクリエーション活動等への便宜供与を使用者に対して義務づけておるのです。これがどうして人事院にはできないのか、私はわかりません。

それからさらに、労働安全衛生法と人事院規則一〇一四では、労働者の権利、義務に關して重要な点で違いがあります。労安法では、使用者が実施をする安全衛生の確保、増進に關する措置に労働者は協力をする、または労働者令で定める必要事項の遵守を義務づけておるにすぎないのでありますが、これは四條、二十六條、二十七條であります。人事院規則一〇一四では、各省庁の長が実施をする措置には、それがどんなものであつても無条件に従わなければならない旨を四條に規定しております。この違いは、結局安全衛生の確保増進を労働者の権利として見るかどうかの基本的な観点の違いのあらわれだと思つております。

さらにまた、この点についての労働組合または労働者代表の参加の点でも違いがあります。労安法は、安全委員会等の構成について統括安全衛生管理者という制度を設けておりますが、その統括安全衛生管理者以外の委員の半数以上を労働組合または労働者代表の推薦に基づいて指名しなければならぬと規定しております。こうして労働組合や労働者代表の参加に道を開いておるのであります。人事院規則には明文の規定がありません。

この安全衛生、危険の防止、労働災害対策などは、労働者の職場における最大の関心事であることは申すまでもありません。労働者が参加をする委員会がこれらの問題を調査、審議をし、事業者に対し意見を述べざる仕組みというのはいさゝか切かつ必要なものであります。どうしてこの人事院規則にはこれを規定しないのでしょうか。

○中村(博)政府委員 まず第一の点でございますけれども、安全衛生法にはレクリエーションの規定があるのに、人事院規則一〇一四の中にはないとおっしゃいますけれども、これはいろいろ御議論のあるところではございまして、いろいろな御議論の増進のための能率の中の一環としてとらえられておるわけでございます。したがってその点について言いますと、規則一〇一四と一〇一六がある、こういう構造でございますので、あわせてひとつ御判断をいただきたい、かように思います。

それからいま一つは、確かに第二の点はいろいろ御議論はおありだと思つております。しかし、国の場合におきましては、先ほど御指摘のように、職員の責務もそれから各省各庁の長の責務も明白に定めてございまして、また、その精神は先ほど申し上げたとおりでございます。さらに十四條で、「職員の意見を聞くための措置」という条項を特に設けてございまして、したがって、このために職員側のあるいは職員団体の意見というものは十全に吸収されるはずでございます。また、そのように私どもとしては指導いたしておるわけでございます。

なおまた、そのほかに一つの体制としては、行政措置要求制度というのがございまして、したがって、特に特殊にそのような職員の意見を聞く会を通じて十全に反映されない場合は、人事院に対して行政措置要求をなされれば、それに対して人事院が判定をする、かような構造で、非常に多方面、多岐的な構造になってございまして、総体的に御判断をいただければ幸いですと思つております。

○木下委員 いまの措置要求のことを言われますが、どうも人事院の指導は、この措置要求をいたしても一般的、抽象的であつて、拘束力もないということであつて、実効が伴わない、こういう批判が強いわけですが、

私がいま聞いておるのは、こういう労働者の意見を聞く仕組みというものをどうしてつくりたくないのかということをお聞いているのですが、ただ抽象的に職員の意見を聞くために必要な措置を講じなければならぬと言つただけでは、これはもう各省各庁によりましてばらばらなことにもなり得るし、やはり労安法のような委員会制度をつくることとどうしてぐあい悪いのかということをお聞いているのです。

○中村(博)政府委員 確かに御指摘のように、「職員の意見を聞くため」という規定そのものは大変簡潔な規定でございます。そのほかに健康安全管理規程の中にも問題もございまして、また、各省各庁のいろいろな特殊事情があるわけでございますので、そのような特殊事情も踏まえて、私どもとしましては、この規定は先生御指摘のように労働者側の、特に職員団体の御意見を聞く、そしてより十全に安全衛生の施策を行うということを何ら否定するものではありません。ただ、各省各庁にいろいろな特殊事情がございまして、これは現実にもいろいろ実例がございまして、いろいろな形で職員の意見を吸収して、安全衛生のためによりよい施策をしようという体制をとつておる、こういう実情がございまして、何ら否定してない、むしろそういうことはこの目的

とつて大変有益であるという判断に立つておるわけでございます。

○木下委員 人事院はこの健康安全に關する委員会の設置について通達を出してございせんか。

○中村(博)政府委員 通達を出してございまして、通達には、「職員の意見を聞くための措置とは、健康又は安全に關する委員会の設置、職場懇談会の開催提案制度の採用等をいう。」ということでございます。

○木下委員 それはいつお出しになったのですか。

○中村(博)政府委員 四十八年の四月でございまして。

○木下委員 そういう通達をお出しになつて、それに基つて現状がどうなつておるのか、たとえ健康安全に關する委員会が設置されておるのはいどこであるのか、あるいははされてないところはどこなのか、その実情はどうか、かようなことに把握しておられますか。

○中村(博)政府委員 私どもも、本日この場で持つております資料によりまして、そのような職員の意見を聞くための委員会等を設置していらっしゃるの運輸省、北海道開発庁、農林省等でございます。

○木下委員 人事院自体はどうなんですか。

○長橋政府委員 お答えいたします。

名称といたしましては福利厚生委員会というものを設けてございまして、これは大体月に一回程度会合がございまして、各局、課、それから年齢的な構成も考えまして二十二名になっておりますけれども、そこではいろいろ相談しております。それから、安全関係につきましては、これは人事院自体が職員が少のうございまして、定例的にやっておりますけれども、定例的にと申し上げますよりも折に触れてと申し上げた方がよろしいかと思つてございまして、安全関係についていろいろ意見を聞いております。

すね。人事院がほかの各省庁に対して健康安全に
関する委員会をつくりなさいという通達を出して
おきながら、肝心の自分のところが何もつくって
いないというのはいくらもつくっていいか。これ
は灯台もと暗しというけれども、自分のところが
通達を出しておきながら何もつくっていないなん
というのはいくらもつくっていいか。これは
○長構政府委員 冒頭にお断わりしておきました
けれども、どだい人事院は職員が全体として少
うございますので、名称は違いますが、少くとも
いう委員会はつくってあります。

それから、後に触れましたけれども、安全関係
につきましては定期的に会合をしております。直
接担当者自身と会合して、いろいろ意見を聞いて
いるという状況でございます。

○木下委員 名称が違ふというのには、どうい
う委員会ですか。

○長構政府委員 福利厚生委員会でございます。
○木下委員 だか私は言っているのですよ。福
利厚生委員会とこの健康安全衛生委員会というの
は違ふでしょう。安全衛生関係も一切やるのが福
利厚生委員会ですか。そうじゃなく、福利厚生
とは別に安全衛生をつかさどる委員会が安全衛生
委員会なんぞ、そういうものをつくりなさいとい
って指導しているわけでしょう。通達を出したわ
けでしょう。福利厚生委員会があるから安全衛生
委員会は要らぬ、これではいかぬと思うのです
よ。

○中村(博)政府委員 私どもはその名称を特定
いたしていません。職員の健康安全のために職
員の意見を十分に聞く措置があればいいというこ
とでございますので、人事院でやっておられる福
利何とかというものは、それは名称の問題でござ
いまして、実態を御注目いただきたいと思いま
す。

○木下委員 そうすれば安全衛生関係も一切やる
ところの福利厚生委員会があるということをお初め
にきちんとおられたらいいのですよ。
それでは総理府はいかがでしょう。

○島村政府委員 総理府におきましては、御存じ
のように庁舎が本府、それから恩給局、統計局、
第二庁舎、それから学術会議等ございます。した
が、おきましては、それぞれ庁舎におきまして、本
府におきましては、福祉委員会、それからレクリエ
ーション委員会をつくりまして、それぞれ職員の意見
を聞く。それから統計局、恩給局等につきまして
は、厚生委員会というのを設けて職員の見
を聞くことにしております。

○木下委員 総理府は、健康安全管理規程とい
うのを人事院規則によつてつくることになってお
りますが、まだつくられておりませんね。そして健
康安全委員会というものもない、そうでしょう。
○島村政府委員 御指摘のように本府におきま
しては、健康安全管理規程というのをまだつくつて
おりませんが、現在検討中でございまして、来月
ぐらいには成案を見る予定にしております。

○木下委員 たえば、ほかの各省でも、沖繩開
発庁はまだつくられておりません。健康安全管理
規程もありません。自治省は制度的には何もあり
ません。健康安全管理規程は一応つくられてい
るのですか。消防庁はありますか。建設省もつく
られていない。厚生省も何もありません。健康安全管理
規程もない。これつくられていないのは、くわすか
で、幾ら人事院が通達まで出して、そうした委員会
をつくりなさいという指導をしておつても、大半
がつくられていないという現状ですね。しかもこ
れ、四十八年三年たつて、こういうことでは困
るじゃありませんか。

○中村(博)政府委員 いま先生御指摘になられま
したら、自治省、消防庁、つくつてございま
す。建設省はモデル的な、模範とすべきものを
つくつてございまして、御了承願ひいたしたいと
思っています。

それから、総体の中で確かに御指摘のよう
に、まだ作成されていないところがございまして。
大変残念でございますけれども、私どもとしまし
ては、この基本は健康安全管理規程にあるとい
うこと、各省、各庁にお願いをいたしまして、総
体の四分の三はすでに実施されておる、こういう構
造になっておるわけでございます。先ほど総理
府から御説明ありましたように、いろいろ各省、
各庁によりまして組織、構成その他違ひますもの
です。それから、いろいろ御苦心のことと思ひます
けれども、私どもとしては、できるだけ速やかな機会
にそのような規程をまず基本的に整備していただ
くことが大切である、かように考えております。

○木下委員 つくられていないか、幾らか
食い違ひ点がありました。その点は私の方もよ
く調べてみたいと思ひますが、まあつくられてい
ないところがあることはお認めになったわけ
です。通達が行われていない、こういう現実があ
るわけですね。運用通達で指示をする程度ではな
か、現実には推進をされたいというのを私は物
語っておると思ひます。このことは、この健康
安全委員会があるいはそのほかの職場懇談会であ
るか提案制度の採用といったことも通達にあるわ
けであります。人事院としては、まだつくられて
いないところもあるわけですが、これを推
進するために一体どう方針で臨まれますか。

○中村(博)政府委員 先ほど申し上げた
ように、担当者の会議あるいは人事管理官会議
等におきまして、あらゆる機会をつかまえてこの
ような規程の重要性を申し上げ、できるだけ早い
機会に整備していただくことをお願い申し上げた
のでございます。

実は、この一〇一四ができました後、相当の期
間、なかなか新しいことでもございまして、おつ
くりにならなかつた省庁が多かつたのでございま
すけれども、いろいろ御連絡を申し上げ、また、
私どもでもできる限りのことは御協力申し上げるこ
とによりまして、現在、先ほど申し上げましたよ
うな段階に至つておるわけでございます。この点
は御指摘のように根本でございまして、今後と
もより一層の努力を続けたい、かように考えてご
ざいます。

○木下委員 それからも一つ具体的なことを聞
きますが、違反事業者の告発の問題ですが、労安
法は法令に違反する事業者を告発する権利と、
告発をしたことにより不利益扱いを受けない権利
を保障いたしております。九十七条ですが、人事
院規則一〇一四には、この明文の規定がないので
ありますが、この点も私は不備な一つの点だと思
うのです。これも私は検討してもらいたいと思
うのです。

○中村(博)政府委員 民間の多種多様な多数の企
業を対象とした場合と、先ほど申し上げ
ましたように、国の機関として相互に平仄がと
れ、上下関係として密接な構造に相なつておりま
す。場合としては、その態様が違ふこととは私は基
礎の違いとしては認識するべきだと思ひます。し
か、国の場合につきましては、先ほど申し上げま
したように、各機関の上下関係において、またあ
るいは、上司が下司に対する関係において非常に
厳密なかつ濃厚な一つの命令体系ができてござ
いますので、そのような不特定——不特定と申し上
げてはあれませんが、多種多様なそのような構造に
なつていない事業所を対象とした場合は、その
点において異なることがあるのは当然のこと
である、かように考えております。

○木下委員 それはおかしいです。そのあなた
の言われる趣旨は仮にわかるといたしまして、
そのことと——じゃ結局、国公関係の職場にお
いては、そういう違反はあり得ない、そういう前提
で、国は悪をなさず、悪かどうかは別として、
そういう問題ではなくて、これは国公関係の職場
もやはり民間の職場と同じなんです。それはい
ろいろ違ひはあるでしょう。また、民間のよう
な幅の広いものもないでしょう。けれども、やはり
国公関係の職場においてその安全衛生の管理とい
うことが非常に大きな問題になっておるわけ
です。違反的な状態というものは、言えない
わけですよ。じゃ、それに対して一体どうい
う問題があるわけですが、これはやはりそう
違反事業者の告発というものは、国公関係にお

○中村(博)政府委員 民間の多種多様な多数の企
業を対象とした場合と、先ほど申し上げ
ましたように、国の機関として相互に平仄がと
れ、上下関係として密接な構造に相なつておりま
す。場合としては、その態様が違ふこととは私は基
礎の違いとしては認識するべきだと思ひます。し
か、国の場合につきましては、先ほど申し上げま
したように、各機関の上下関係において、またあ
るいは、上司が下司に対する関係において非常に
厳密なかつ濃厚な一つの命令体系ができてござ
いますので、そのような不特定——不特定と申し上
げてはあれませんが、多種多様なそのような構造に
なつていない事業所を対象とした場合は、その
点において異なることがあるのは当然のこと
である、かように考えております。

○木下委員 それはおかしいです。そのあなた
の言われる趣旨は仮にわかるといたしまして、
そのことと——じゃ結局、国公関係の職場にお
いては、そういう違反はあり得ない、そういう前提
で、国は悪をなさず、悪かどうかは別として、
そういう問題ではなくて、これは国公関係の職場
もやはり民間の職場と同じなんです。それはい
ろいろ違ひはあるでしょう。また、民間のよう
な幅の広いものもないでしょう。けれども、やはり
国公関係の職場においてその安全衛生の管理とい
うことが非常に大きな問題になっておるわけ
です。違反的な状態というものは、言えない
わけですよ。じゃ、それに対して一体どうい
う問題があるわけですが、これはやはりそう
違反事業者の告発というものは、国公関係にお

○中村(博)政府委員 民間の多種多様な多数の企
業を対象とした場合と、先ほど申し上げ
ましたように、国の機関として相互に平仄がと
れ、上下関係として密接な構造に相なつておりま
す。場合としては、その態様が違ふこととは私は基
礎の違いとしては認識するべきだと思ひます。し
か、国の場合につきましては、先ほど申し上げま
したように、各機関の上下関係において、またあ
るいは、上司が下司に対する関係において非常に
厳密なかつ濃厚な一つの命令体系ができてござ
いますので、そのような不特定——不特定と申し上
げてはあれませんが、多種多様なそのような構造に
なつていない事業所を対象とした場合は、その
点において異なることがあるのは当然のこと
である、かように考えております。

○木下委員 それはおかしいです。そのあなた
の言われる趣旨は仮にわかるといたしまして、
そのことと——じゃ結局、国公関係の職場にお
いては、そういう違反はあり得ない、そういう前提
で、国は悪をなさず、悪かどうかは別として、
そういう問題ではなくて、これは国公関係の職場
もやはり民間の職場と同じなんです。それはい
ろいろ違ひはあるでしょう。また、民間のよう
な幅の広いものもないでしょう。けれども、やはり
国公関係の職場においてその安全衛生の管理とい
うことが非常に大きな問題になっておるわけ
です。違反的な状態というものは、言えない
わけですよ。じゃ、それに対して一体どうい
う問題があるわけですが、これはやはりそう
違反事業者の告発というものは、国公関係にお

○中村(博)政府委員 民間の多種多様な多数の企
業を対象とした場合と、先ほど申し上げ
ましたように、国の機関として相互に平仄がと
れ、上下関係として密接な構造に相なつておりま
す。場合としては、その態様が違ふこととは私は基
礎の違いとしては認識するべきだと思ひます。し
か、国の場合につきましては、先ほど申し上げま
したように、各機関の上下関係において、またあ
るいは、上司が下司に対する関係において非常に
厳密なかつ濃厚な一つの命令体系ができてござ
いますので、そのような不特定——不特定と申し上
げてはあれませんが、多種多様なそのような構造に
なつていない事業所を対象とした場合は、その
点において異なることがあるのは当然のこと
である、かように考えております。

○木下委員 それはおかしいです。そのあなた
の言われる趣旨は仮にわかるといたしまして、
そのことと——じゃ結局、国公関係の職場にお
いては、そういう違反はあり得ない、そういう前提
で、国は悪をなさず、悪かどうかは別として、
そういう問題ではなくて、これは国公関係の職場
もやはり民間の職場と同じなんです。それはい
ろいろ違ひはあるでしょう。また、民間のよう
な幅の広いものもないでしょう。けれども、やはり
国公関係の職場においてその安全衛生の管理とい
うことが非常に大きな問題になっておるわけ
です。違反的な状態というものは、言えない
わけですよ。じゃ、それに対して一体どうい
う問題があるわけですが、これはやはりそう
違反事業者の告発というものは、国公関係にお

○中村(博)政府委員 民間の多種多様な多数の企
業を対象とした場合と、先ほど申し上げ
ましたように、国の機関として相互に平仄がと
れ、上下関係として密接な構造に相なつておりま
す。場合としては、その態様が違ふこととは私は基
礎の違いとしては認識するべきだと思ひます。し
か、国の場合につきましては、先ほど申し上げま
したように、各機関の上下関係において、またあ
るいは、上司が下司に対する関係において非常に
厳密なかつ濃厚な一つの命令体系ができてござ
いますので、そのような不特定——不特定と申し上
げてはあれませんが、多種多様なそのような構造に
なつていない事業所を対象とした場合は、その
点において異なることがあるのは当然のこと
である、かように考えております。

も私は必要だと思つたのです。

○中村(博)政府委員 国は悪をなさずという前提に立つておるのではないかと御指摘でございます。一切考へてございませぬ、職員の健康安全の確保のためにはどこまでも謙虚であるべきだ、かような精神に立つてございませぬ。

それでお、確かに規則その他におきましては、その表面を見ます限り十全ではないかもしれませぬけれども、先ほども御説明申し上げましたように、職員の意見を聞く措置をとつてございませぬ。また、ある場合には措置要求もあるわけでございます。さらに加えて、職員団体として御意見があるならば、管理運営事項に認めますことを除きましては、交渉権が正当に認められておるわけでございますので、それらの各般の措置を通じていろいろなまあ悪と申しますか、それが未然に防止され、また仮に悪がございました場合には、その悪はできるだけ程度の低い期間に是正される、こういう構造になつてございませぬので、多様な措置があるという措置を前提としてこの規則であるというところを御理解いただきたいと思ひます。

○木下委員 総務長官に伺ひますが、この人事院規則は、私がいますと指摘をいたしましたように、いろいろ答弁はされますが、この労働安全衛生法と比べまして不備、不十分な点が多いというところ、——少なくとも規定の上においてでございます。規定を比べたらわかるわけですから、これは一目瞭然であります。このことは明らかだと思ひます。

私は、その点はさておきまして、より根本的に職場の安全衛生に係る一切の事項を人事院規則にゆだねるという仕組みについては再検討すべきではないか、こう思ふのです。労働安全衛生法の定めるような詳細にわたる事項は、これは人事院規則に任せるといたしまして、安全衛生に関する基本事項についてはやはり法律をもって定めるような仕組みにすべきではないかと思ふのです。この問題についてはこれまで検討をされたことはございませぬ。

○植木国務大臣 現在まで検討してはおりませぬ。

○木下委員 私は、どうしても法律が必要だと思ふのです。たとえば労安法は安全衛生の最低基準を守らせるために、最高で「三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金」というような罰則規定を設けております。ところが、人事院規則ではこれは罰則規定は設けることができません。しかし、職場の安全衛生の確保、増進をより実効的に保障をする上で罰則を設ける必要はあると思ふんです。しかも、労安法の適用を受ける使用者は罰則を受けるのに、人事院規則の適用を受ける使用者は罰則がない、これは法制的に著しく均衡を失した不公正な問題でもあると思ふんです。この点いかがお考えでしょう。

○植木国務大臣 職員の健康安全につきまして、国家公務員法第七十一条第二項の規定に基づきまして、人事院規則で定めておりますことは御承知のとおりでございますが、これは人事院が、国家公務員の勤務条件につきまして専門的中立的な機関であるということに着目をして、その人事行政に関する専門的、技術的能力をゆだねようとする趣旨によるものと私は承知いたしております。したがういまして、現時点で法律化をし、罰則を設けるといふようなことはいま考えておりませぬ。

ただ、先ほど来の御質疑の中に取りましたように、人事院が職員の健康、安全の管理につきまして、各省庁に対していろいろな指導を行つておられるところがございますけれども、健康安全管理規程を設けているところ、いない省庁がある、あるいは職員の意見を反映する委員会等につきましても、必ずしも万全を期しているかどうかということにはまだ疑問があるというふうに私は存じます。したがういまして、人事院の指導の趣旨を受けまして、各省庁におきましていろいろ条件は違ふところがあるかと存じますけれども、国家公務員の勤務条件充実のために、私どももいたしまし

ても、人事行政を預かつている者といつたしまして、努力をしてまいらなければならぬと存じます。

○木下委員 私が最後にお尋ねしたことはちょっとお答えになっていないんですが、安全衛生に關して労安法の適用を受ける使用者は、それに違反したというところで罰則の適用があるわけですね。ところが、人事院規則で安全衛生に關して決めておる、同じように違反したということがあつても、それは罰則の適用がない。あるいはさっきの答弁もありましたけれども、そもそも国の側には違反とか罰を受けるというふうなことはあり得ないという考へがあるならば別ですけども、そうでないという考へがあれば、やはり均衡という観点から見まして、これは私は不合理だと思ふんです。不公正だと思ふんです。この点も私はひとつ検討をいただきたいと思ふんです。

○中村(博)政府委員 確かに御指摘の点はございませぬ。しかし、先ほど来申し上げておりますように、国の場合におきましては、御承知のように懲戒処分制度というのがございます。人事院規則に違反した場合には、当然法令遵守義務違反として懲戒処分の対象に相なるわけでございます。したがうい、国の特殊な組織の態様を考へれば、その懲戒処分があるということによって十全に確保されるというふうに考へます。

○木下委員 懲戒処分は民間にもあるんですから、それでもつていままの均衡を失するといふ問題の解決にはならないんです。さらに、私は、時間がありませぬので、総務長官にお尋ねしますが、実はこの問題というのはまだ問題があるわけですね。憲法第二十七条第二項の問題であります。これは「賃金、就業時間、休息その他の勤務条件に關する基準は、法律でこれを定める。」という規定です。職場の安全衛生に關する事項がこの憲法の「その他の勤務条件」の一つであることは、疑いなく思ふんです。したがうい、これに關する基準は本来法律事項だと思ふんです。この趣旨から言ひまして、安全衛生に

關する基本事項ないし基準というものについては法律を制定するように、私はひとつこの際、いままずぐとは申しませんが、検討をしていただきたいと思ふんです。

○植木国務大臣 いま御指摘ございましたように、憲法第二十七条第二項には「勤務条件に關する基準は、法律でこれを定める。」という規定がございます。国家公務員につきましましては、基本的な勤務条件につきましては国家公務員法あるいは一般職の職員の給与に關する法律など法律自体で規定をされておりました。細目的な事項を人事院規則に委任をいたしておりましたので、憲法第二十七条第二項の趣旨に適合をしておりますというふうには、いま御指摘がありましたが、これは必要はないというふうに判断いたしております。

○木下委員 それは認識不足はなはだしいんです。労働条件の細目的なことについては人事院規則で、これは結構ですよ。じゃ、安全衛生に關する問題は労働条件の細目的なことなのかというところになるんです。職場の安全衛生という問題は、労働者が就労するに当たつて基本的な問題なんです。労働者の命と健康にかかわる重大な問題なんです。だから、この二十七条第二項の「その他の勤務条件に關する基準」とありますが、この「その他の勤務条件」の中にはそうした安全衛生に關する問題といたつた方がいいんです。だから、その安全衛生に關することすべてを法律とは言ひませぬ。少なくともその基本事項については法律で決めるべきではないかといふことを言つておるわけですね。

この問題については検討をいたたくとして、それに関連いたしまして、私はもう時間の關係で質問をしたのでありますが、それは、いま私が憲法二十七条二項を申しましたが、休息の問題と並べて休息を掲げております。そして「その他の勤務条件に關する基準」とともに「法律でこれを定める。」というところを明定しておるんです。とこ

ろが、賃金、就業時間については給与法で定められておりますけれども、休息については人事院規則で定められております。この点は憲法の法定主義の上から言いますと非常に問題ではないか。法制局にこの点聞きたいと思ふんです。あわせて、安全衛生に関する事項も勤務条件としてその基準は法定されるべきではないかという点についても伺いたいと思ふます。

○味村政府委員 憲法二十七条第二項の休息と申しますと、休日あるいは有給休暇その他の休暇、それから労働時間内の休憩時間と申しますか、そういったようないろいろな休息に関する制度というのが考えられると思ふます。そのような休息に関する制度につきましては法律で基準を定めるといふことを憲法は要求しているわけでありまして、どの範囲まで法律で定め、どのような程度の基準を定めるかということ、法律に任している、このように考えられます。

そこで、国家公務員につきまして、制度的に見ますと、休日につきましては一般職の職員の給与法で、いわゆる日曜日は休日とするというように休日の制度が定まっておりますし、さらに有給休暇につきましては、これは経過的な法律でございますが、昭和二十二年の法律第二百一十一号という法律がございまして、この服務に関する規定が整備されますまでは、「従前の例による。」というふうになつておりました。それによりまして、大正十一年の閣令六号によりまして有給休暇の制度がございまして、それが法律によって援用されていると申しますが、法律の形になつてはいるわけでございます。したがって、有給休暇、休日につきましては法律で、基準というよりはむしろもつとあつちりしたものが決まつてはいるということであらうかと存じます。

さらに、労働時間内の休憩時間につきまして、これは一般職職員給与法の十四条で、職員の勤務時間を定める規定におきまして、「職員の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間について四十八時間を下らぬ四十八時間をこえない範囲内において、人事院規則で定める。」となつておりました。これは裏から申しますと、休憩時間を与えなさいというのであらうかと存じます。休憩時間をどの程度与えるかというところは、これは人事院規則に一任されているわけでございます。

このような制度全般を見ますと、休息に関しましては一応国家公務員につきましても法律で基準を定めておりました。したがって、憲法には違反しない、このように言えようかと存じます。

安全衛生につきましても、先ほど総務長官がお述べになりましたように、この憲法は賃金、就業時間、休息その他の勤務条件といふこととございまして、これをまとめて全体につきましてもその基準を法律で決める、こういうことを要求しているわけでございます。したがって、先ほど申した上げましたが、どの範囲の勤務条件に関する規定を法律で基準を設けるかということ、これは法律に一任されている、このように考えられます。安全衛生に関しましては国家公務員についての基準がそれ自体はないと思ふますが、その他賃金、就業時間、休息時間といった勤務条件に関する基準が法律で定まっております以上、憲法違反といふことはないと思ふます。

○木下委員 私はもうここで時間がありませんので、本会議が迫つておりますので、詳しい憲法論を展開するわけにはいきませんが、いろいろ言われまいたので、意見を簡単に申したいと思ふます。私は、あなたのいまの説明を聞いておりました。もうまるで綱渡りのような、危なっかしい法解釈だと思ふのです。仮に形だけ取りつくりしたといたしても、国民が聞いて納得いたしません。憲法違反の疑いは濃厚であります。

大體、休息について三つ言われまいた。最後の「休憩時間を除き」といふふうな給与法で規定しておる、だから休憩について決めておるじゃないか。これは法制局の見解としてはちよつと私はお粗末だと思ふのです。この給与法十四条が規定しておるのは、「職員の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間について四十八時間を下らぬ四十八時間をこえない範囲内において、人事院規則で定める。」とあるんです。このどこに休憩時間について規定しておりますか。「休憩時間を除き」とあるから休憩時間とよむといふことが含まれておる。だからそれとよむといふような解釈は、私はこれはちよつとひどいと思ふますよ。休憩時間を与えるといふようなことも書かれていないし、しかも一週間の勤務時間のうちに一体どの割合で与えるといふようなことも何も書かれていないわけでしょう。

それから休憩の問題も、これは法律第二百一十一号を言われまいたけれども、これはもう単なる経過規定であります。この経過規定自体が、ただし書きで新たな法律の制定を予想しておるわけですね。だから、この法律第二百一十一号の規定によりまして、閣令六号という古色蒼然とした大正十一年の閣令を持ち出して、憲法二十七条に從つて法律で決めておるといふふうなことは、私は少なくともこれは法律で実質的に定めたということにはならないと思ふのです。

もう時間がありませんので総務長官に伺いたいと思ふますが、これを仮にいまの解釈でやつと形だけつないで取りつくりしたといたしても、そんな状態をいつまでも続けることは私は許されないと申すのです。憲法に基づいて休息について新たな法律をつくるというの当然のことです。また人事院の方は、給与法の二条五号というのがあります。人事院は、「休暇に関する制度を調査研究して、その適当と認める改定を国会及び内閣に同時に報告すること。」と定められております。こうしたことから言ひまして、私は、この作業を人事院また政府が早急に進めていかれるべきだと思ふのでありますが、その考えがあるかないかを伺つておきます。

○藤井(員)政府委員 国家公務員についての健康、安全その他万般にわたつていろいろ御意見を承つたのであります。われわれといたしましては、職員局長を主体としていろいろ御答弁を申し上げ、現在の制度のたてまえなりその趣旨について申し上げたところがございますけれども、私たちといたしましては、現在の制度がすべて理想的で、そこに変改の余地が全くないというふうな、そういう思ひ上がった姿勢をとつてはいるわけではございません。問題のあるような点については、検討もいたしておりますし、またその時期が来れば、改善の方策をとるために考えていくということについてはやぶさかではないと思ふます。

また、休暇につきましては、いま御指摘になりました給与法の関係で検討を義務づけられておりますし、事実われわれといたしましては、休暇の制度というものは、これは先刻来お話のありました閣令その他の問題あるいは現実の休日制度の問題等との絡み合ひでなお整理、検討をすべき問題点があるといふことはよく承知をいたしておりまして、その線に沿つて鋭意検討も続けておるような段階でございます。したがって、結論が得られずれば、その段階においてわれわれとしての判断をいたしまして、所要の措置を講ずる必要があれば所要の措置を講じていくということについては考えてまいりたい、かように考えます。

ただ、先刻来の御議論の中でもございまして、国家公務員の職場というものとそれから民間の職場というものとはニュアンスと趣を大分異にしたところがあることもこれは事実でございます。国の方は悪事をなさず、また間違ひはなさず、という、そういう不遜な態度はとりませんけれども、それに対する所要の是正措置等につきましては、これは必要な場合においては法的措置を講じておられますことは御承知のとおりでございます。

なお、職員の安全、健康管理につきましては、その重要性はわれわれとしても人後に落ちず認めおるつもりでございます。そのための規則改正等につきましては、民間の労働安全に関する法規の推移その他十分に参考にし、また職場の実態等を踏まえつつ、改善すべきことは改善し、また所要の指導を徹底すべき点については指導の徹底

また、職員の安全、健康管理につきましては、その重要性はわれわれとしても人後に落ちず認めおるつもりでございます。そのための規則改正等につきましては、民間の労働安全に関する法規の推移その他十分に参考にし、また職場の実態等を踏まえつつ、改善すべきことは改善し、また所要の指導を徹底すべき点については指導の徹底

また、職員の安全、健康管理につきましては、その重要性はわれわれとしても人後に落ちず認めおるつもりでございます。そのための規則改正等につきましては、民間の労働安全に関する法規の推移その他十分に参考にし、また職場の実態等を踏まえつつ、改善すべきことは改善し、また所要の指導を徹底すべき点については指導の徹底

また、職員の安全、健康管理につきましては、その重要性はわれわれとしても人後に落ちず認めおるつもりでございます。そのための規則改正等につきましては、民間の労働安全に関する法規の推移その他十分に参考にし、また職場の実態等を踏まえつつ、改善すべきことは改善し、また所要の指導を徹底すべき点については指導の徹底

底を因つてまいる、そつう万般の措置につきましては、今後とも大いに検討し、努力をしてまいる所存であることを申し上げておきたいと思ひます。

○植木国務大臣 たいま人事院総裁が御答弁になりましたように、いろいろたいま検討せられておられるわけでございます。その判断あるいは結論に基づきまして、私どももいたしまして所要の措置を講じてまいりたいと思ひます。

○木下委員 もう時間があります、よく検討し、判断をして所要の措置を講じてということになります。いまの休暇の問題については、これは調査研究が義務づけられておりますが、私が指摘をしました休暇も含む休息の問題ですね、この法律化についておおよそいつごろをめどとしていふふうな点はありますか。

○藤井(真)政府委員 大変問題がむずかしい事柄でございます、かなり長期にわたつてわれわれも問題意識を持つて検討を続けてまいつておりますが、まだ結論を出すという段階には至つておりません。いまこの時期で、いつごろまでに結論を出すというめどを申し上げる段階に至つておりませんことはなほ遺憾でございますけれども、その点はひとつ御了承を賜ります。われわれもいたしましてその点は誠意をもつていろいろな点について資料を集め、また精力的に検討を続けてまいつて、できるだけ近い将来に結論を出すべきことは出していくことだけをこの席上で申し上げておきたいと思ひます。

○木下委員 もう時間が来ましたので、これで終えたいと思ひます。

○木野委員長代理 本会議散会後委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時二分休憩

午後四時三十五分開議
○木野委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○大出委員 本会議が間に入る予定でございますので、大変時間が窮屈になってまいりました。在勤法そのものにつきましても、数字を含めましていろいろ問題があるのでありますけれども、なるべく簡略にしていきたいと思つていまして、大出俊君。

いづれにしても、この在勤法は、出先の皆さんのこともございましてこの国会で何とか通したいというふうな思つておられるわけですが、何しろ大臣が忙し過ぎる状況でありますので、こちら側で困つておられるわけがあります。したがつて、先に少し関連をして幾つかの問題を片づけさせていただいてから在勤法に触れたい、こう思つております。

そこで、いま横浜川崎直下型地震ということ、中央防災会議その他の皆さんといろいろやり合つてまいりまして、私もさきの国会では前後三回質問に立ちまして、結果的に、文部大臣においてはこの周辺の老朽の講堂その他義務教育施設の新設、補強なども予算を繰り込んで残念でございました、また、お亡くなりになりました残念でございます、私の要望にこたえていただきまして視察においでをいただきました。こういう地域であります。

地震周期説等がございまして、けさの新聞などでも取り上げておられますように、これは朝日新聞でありますけれども、巨大地震ということ、その周期に入つてきているという学者の発表等も行われているわけでありまして、六十六年云々というところで、大変横浜、川崎は地震帯でありまして、明治以来周期的な地震がたび重なつておられるところでありまして、きょう私、こういう地域の真ん中にある米軍の貯油施設、住民の皆さんの心配もございまして、直接現場に参りまして見てまい

りましたし、意見も聞いてまいりましたが、地域の非常に大きな社会問題になつておるといふ感じがいたします。

そこで、事を分けて承りたいのであります、地位協定がございましてから久しくなるわけでありまして、この長い期間に、世の中の移り変わりという意味で、大変に当時の事情とは違つた形のもので出てきておられる、何しろ十五年たつておられるわけでありまして、三十五年に地位協定はございまして、だから本来ならば実情に合せて地位協定に手を加える必要があると思は私思つておられるわけでありまして。

そこで、承りたいのであります、この地位協定の十六条で、「日本国において、日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動」などについては慎重なこと、こういう地位協定の十六条がございまして、これは、ベトナム行き戦車について争いが横浜、相模原というところでございまして、ときに、時の外務大臣大平正芳さんでございまして、建設大臣が木村武雄さんでございまして、さらに防衛庁長官、三大臣御出席をいただきまして、地位協定草案がございまして以来三十五年にまともな草案でございまして、十六条という条文は歴史的に調べてみますと挿入条文でございまして、つまり、日本国の法令尊重ということが合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務であるという、これを入れたわけでありまして、そういう特筆すべき条文でございまして、これを取上げて詰めました結果、大平さんも木村さんも防衛庁の長官も、国内法尊重の原則を認め、優先の原則を認める。このときに建設大臣の方は、日本の国内法に反するようないふことを、大変おられることではないのだからというふことを、大変オーバーな答弁までしたいきさつが実はございまして、この原則はいかなる場合にも存在する、こういうふうには思つておられます、この点いかがでございませう。

○山崎政府委員 一般的な問題といたしまして、米軍が日本の国内において日本国の法令を尊重する

るといふことは当然のことでございます。

○大出委員 これは「合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。」こうなつておられて、ただ単なる尊重ではなくて義務とまで入つておるのであります。そこで、今回の問題の焦点は、大臣もお聞き及びだと思ひますけれども、横浜市鶴見区安善町というところがございまして、一丁目、二丁目に分かれておられます、この両方に一つずつエアリア1、エアリア2というところで米軍の貯油施設がございまして、この米軍の貯油施設は中身はどういうことかと申しますと、たびたび私もこの委員会でも問題にして取り上げました横浜市金沢区にございまして小柴の貯油施設という巨大な貯油施設がございまして、この小柴の貯油施設から海上輸送で持つてまいりまして二つの棧橋で入れたり出したりするのであります、このタンクに燃料を貯蔵をする、そのすやそばに国鉄の安善駅という駅がございまして、ここでタンク車に載せて横田の基地などに搬送する、こういう施設でございまして、中身は皆さんに承つた方がいいのでありますけれども、時間の関係がございまして申し上げますが、ジェット燃料、軽油、重油、ガソリン、これらの一時貯蔵施設、こういうことになつておられるわけでありまして、そして敷地面積は十八万三千七百平方メートルありまして、タンクの数は片方十五基、これはエアリア1でありまして、エアリア2の方に八基、合計二十三基の巨大なタンクが並んでおられるわけでありまして、貯油能力は十三万キロリットル、こういうものでございまして、この施設のすぐそばが東京瓦斯の大きな工場がございまして、しかもこのタンクの周辺はカルテックスであるとか、あるいはモービルであるとか、あるいは昭和石油であるとかという七社ばかりの石油の貯蔵施設がございまして、まさにタンク群の林立する真ん中にある、こういう地理的条件であります。そしてここから二百メートルばかりのところは密集地域でございまして横浜市鶴見区の寛政町という町がござい

ます。こういうところでありまして、

ます。

そして、中央防災会議その他の連絡の上で、横浜市が法律に基づきましてこの辺のタンク群を点検をしていっているわけでありませうけれども、どうにも同時もはうっておけない。つまり、タンクの底が腐食してしまつて油の流出を始めているタンクなどが合計四基、このすぐ周辺で見つかりまして、おのおのそれぞれの企業の責任において手を加えて完全なものにする、こういうことに入っている地域であります。これらのタンク群よりもこのエリア1、エリア2の二十三基のタンクはさらに建造時期が古いタンクでありまして、これから六本の油送管が配置をされておりますけれども、この油送管は安善橋という橋の周辺は表へ出ておりますが、これも大変に古い、戦前、戦中のものでありまして、日石カルテックスという企業が敷設した油送管でありまして、それを米軍が借りている形になっております。二本道路の左側に入っている油送管は調達庁の時代につくったものでありまして、調達庁の時代でございますからこれまた大変古く、これは大蔵省財産でありますけれども、実はこういうものであります。

そこで、これをしさいに点検をした消防関係の、たとえば横浜の消防局長等の手元の資料によりますと、この寛政町に民家が二百戸ばかり密集しておりますけれども、ここから二百メートル足らずのところはこの施設があるのであります。エリア2のタンクが壊れてガソリンが流出し炎上すると、放射熱で二百メートル以内の木造家屋が火災を起し、三十分後には延焼面積が六千八百平方メートルに及び、鶴見区寛政町の民家百五十から二百戸が焼失、さらに隣接企業にも連鎖反応を起すおそれが十二分にある。学者を入れて計算してみた結果こういう結果が出ています。これはこの地域の諸君が自治会主体の住民集会等を開きまして取り上げられている問題でもありません。それからエリア2のタンクから一万二千キロメートルのガソリンが防油堤、高さ一・五メートルであります、この中に流出をし炎上した場合、この放射熱は六十メートル離れても二万

キロカロリーの達する。木材の燃焼の度合いが四千キロカロリーの熱量でございますから、これで発火するわけでありませうから、国鉄安善駅をはきんで約二百メートル離れた寛政町の住宅というのは完全に燃えてしまふ。

これは横浜市議会でも議論をされておりました、海の方にあるエリア1というタンク地域、十五基ございませうけれども、こちらから一万キロメートルのガソリンが流出すると、海上に広がると、三十分後には油面の半径は三百四十メートルになる、こういう計算になるわけでありませう。この周辺から修理を必要とするタンクが幾つも出てきているという現実から見れば放任ができません。建造年数その他から言っても、その後手を加えていない、こういうふうに見えるわけでありませうから、横浜市側としては、横浜川崎地震等との関連もありまして、一遍点検をさしてもらいたいという、消防法の規定もあるわけでありませうから、そういうことを米側に、それぞれ手続を踏んで申し入れをしていくわけでありませう、これに對して米側の方は、御訪問ならば喜んで迎えます、質問をしてください、お答えします、その後一巡だけ認めます——一巡というのは車ですと歩いてくるわけでありませう。これはいつも例がありまして、池子の弾薬庫なんかでも、質問をしてください、お答えします、一巡だけいたしますというので、私も参りましたが、一巡だけして何も見せてくれない。いつものことでありまして、横須賀でもそういうことであります。厚木でもそうでありませう。私ももうさんざんそういう目に遭つております。これではいざいざしても市民の安全、これを最優先しなければならぬ時期に、しかも直下型地震の不安が非常に住民の間にあるのに、これはいざいざかひどくはないかという、それが実は市議会の側の議論の焦点でありまして、国会の側でもどうしてもこれを取り上げてもらいたいという市議会側の熱意もありまして、きょうはそういう意味で宮澤外務大臣に承りまして、こう思っているわけでありまして、なほ細かい点ござ

いますから後ほど申し上げませうけれども、これを何らか市民の安全のために解決方途への御努力がいただけるかどうかという点をまず承りたいと思つております。

○宮澤國務大臣 このことは前から大出委員から承つておりました、私、詳しい現地の事情を知つておられるわけはございませうけれども、防衛施設庁においても米側といろいろ話をしまして、先方もそのような視察の目的については立ち入りということに同意をするというふうな、基本的にはそういうことになっておるといふふう聞いておるわけでございます。

いま大出委員の言われましたことは、私はしごくもつともなことであると思つております。地位協定におきまして、先ほど十六条を御引用になりましたが、それ以外にも公共の安全に妥當な考慮を払わなければならぬという規定もありませんので、問題は何か秘密の兵器があるかとかないかというふうな話とはその事柄が違ふように思つております。事故が起こればお互いに迷惑をするということでございますから、私、基本的には大出委員の仰せられることはごもつともなことであると思つております。したがつて、基本的には米側もやはり同様の確保に協力をしてもらつてしかるべきものだというふうな考えをしております。したがつて、政府としてはそのような米軍の協力方の取りつけについて努力をいたすべきものであるといふふうな考えをいたします。

○大出委員 私も実は苦い経験がありまして、相模原を中心にしてかつてM48戦車をとめる集団が行動を起こしたときに、道路一本でございませうから、運んでくる先はノースピアでございまして、村雨橋を通る。そうすると、横浜側も黙つて見てられぬということ、ああいう騒ぎになつてしまつたわけでありませう、正直を申し上げませうと、一人の市民がががしても自治体側の責任でもございませう、また国の責任でもございませうから、當時安保課長松田さんがおやりになつた時期でございませう。

いまして、アメリカ局長さんが、ちよと吉野さんがおやめになつた直後でございまして、空席でございませう。橋本参事官の時代でありませうが、私と三人でずいぶん苦労して、大使館から米軍に行く、帰ってくる返事というのを三時間から米軍にアメリカ局長の部屋で待たされたことがありますが、こじれるとこれまた感心しないいろいろな物の考えが入つてまいります。

これはそうではなくて、事の起こりというのは、さつき申し上げましたように、直下型地震であれだけの発表が行われたわけでありませうから、それに端を発してコンビナートの防災対策をどうするかという、その問題に關係のある各省全部をお集まりいただいて、私ここで聞いたのでありますけれども、どつち聞いても要領を得ない、さんざんやりとりをいたしまして、二人の大臣にお見えをいただくようなことまでやつて、結果的に自治体が前へ出てやれということになりました。決して始めた一連の点検調査なんでありまして、決してほかに他意があるわけではない。あくまでも市民の安全——周辺の民間企業の大きなタンク全部調べたわけでありませうから、専門家であり、明確な資格のある方々が行つてやつたわけでありませうから、その真ん中のことだけ残つていられるものを、これは幾ら地位協定があつて、管理権というものが三条でございませうが、私も長年扱つておりますから、知らぬわけじゃないのであります。が、それにしてもなぜ、ほかに何の目的もないのだし、タンク群のある場所に違ひないのだし、ほかのものがあるわけじゃないのだし、それをかたくなに一巡です、質問のやりとりだけで済ませようという念の押され方をすると、市議会というものがあつたから、引き下がりようがない。文書質問なんかもたくさん出てきているわけでありませうから、だから、市側としても引くに引けない。また、地域住民の側も新聞その他で書いたりする面もありませうけれども、直下型地震が大騒ぎになつたのですから、小学校の先生もちよとちよ避難訓練などもやつていられる地域であります。

だから、そういうことになる、これははいま大臣おっしゃいました前向きの御答弁をいただきましたが、なぜこういふことになるかという点を少しこれは掘り下げて承りたいのでありますけれども、まず消防庁の皆さんにこの種のコンビナート災害対策ということで法的な根拠を挙げていただいて、どうするのが一番いいのかということ。遮断帯の問題なんかもございしますが、これもまた適切な案がないというかっこうで、当時私の質問に明確な御答弁がないままに打ち過ぎていたのであります、遮断帯のつくりようがないというふうなことで、したがって、そこらも含めまして一体どういふふうにこれを考えればいいのか、いかがでございますか。

○永井説明員 コンビナート地帯の防災対策でございますが、御承知のとおり石油コンビナート等災害防止法というものがございまして、いままで市町村なり県の防災計画でそれぞれ定めておりましたものを県の一本の防災本部というものに統一いたしましたして、そこで防災計画というものを一つにする。それでさらに企業等につきまして必要な自衛防災組織等を義務づける。地域全体といたしましては、知事が本部長になりまして計画をつくりまして、それぞれ関係行政機関と連絡を密にして防災対策に当たる、こういった方向で現在進めております。

○大出委員 つまり、石油コンビナート等災害防止法ができましたので、これも私もやかましく言ったわけですが、それでできた。そこで県一本の本部をつくって、横浜市にも本部をつくらせて、それで実は一生懸命やっている。その一環です。それに協力をしない米軍ということになる。すると、これはやっぱり地域の諸君は納得しない、しようがない。

そこで、もう少し消防庁の方に承りたいのでありますけれども、自治体は消防法に基づきまして立入検査の権限を持っている、このことに間違いはないと思うのですが、いかがでございますか。

○永瀬説明員 消防法の規定によりまして自治体

が危険物施設に對しまして、あるいは四條の規定によりまして一般の施設に對して立入権を持っていることは、先程御指摘のとおりでございます。ただし、個々の場所の問題になりますと、また問題はちょっと別な問題になります。

○大出委員 これは消防法十六條がございすから、これで消防活動並びに危険物貯蔵施設への立入検査、これが消防組織法六條では、消防は市町村が果たすべき責務を負う、こういうふうな規定されてはいます。十六條で立ち入りの権限がある。こうなっています。だから、自治体に権限がある。はつきりしている。これと地位協定の関係なんですね。

そこで、さっき大臣が挙げられましたが、地位協定の三條三項では、「合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥當な考慮を払つて行なわなければならない。」によつて安全確保が明記されている、こういうわけですね。大臣さっきちょっと触れておられました。それが、そうすると、この三條の三項というのは、一体これは何なんだ。つまり、ただ単なる訓示規定であつて、突っ面からすれば、まあこうなつていふという体裁を整えているだけのものなのか。ここから先のところは地位協定の三條三項はどう具体化されているのか、そのところは一体どうなるのか、何にもないですね。これは十五年間たつているわけですが、このところは一体どう考へればよろしうございすか。目の前に横浜地震の、つい最近もイタリヤに地震がありました。が、そういう戦々恐々たる住民の不安状況がある、増幅されている、こういうものを目の前にして、この三條三項にあるからいいやでは済まない。じゃ、これは一体具体的に、市民が安心するためにどうならなければならぬかという、これは私は外務省の所管だと思つておりますが、いかがでございますか。

○山崎政府委員 米軍といたしましても、周辺住民の方々の安全については十分な考慮を払つておると思ひます。ただ、米軍はその施設、区域内に

おいて管理権を持つておりますので、日本の法令をそのまま適用するような形でのいわゆる立ち入り調査ということについては、原則の問題として受け入れることはできないということをお申し立てのわけでございます。したがって、この問題は、結局その地方公共団体と米軍との間の話し合いによつて原則として解決されるべき問題ではないかと思ひます。現に、施設庁を通じていろいろ横浜市の米軍と話し合つたようでございます。そして、一応の条件が提示されたわけでございますが、横浜市の方では、そういうふうな視察の条件では不十分であるということで、その施設へ入ることは実現しなかつたようでございます。これは外務省としても非常に残念なことでございます。この外務省と話し合つたことについては、もう少しお互いに共通の目的、つまり公共の安全というものを頭に置いて話し合つていくべきものと考えておりました。その点につきまして外務省としても御援助できることがあれば、できるだけのことはいしたしたいと考へておる次第でございます。

○大出委員 山崎さん、しばらくぶりなんです。私は、ロッキード問題で去年の十二月十六日に、プロキシマイヤー委員会の議事録に従ひまして、どうもこれは気になつてかなわぬということ、お調べ願えないかということ承らうと思つたら、大臣はおいでにならなかつたのだから全く責任はございませんが、局長の答弁は、他の委員会でもおっしゃいましたが、八月二十三日の橋崎質問に答えたんだと思ひますけれども、これに類する質問があつたのだが、日本に關してそういうことも全くないと言つてこれを否定なさつた。全くないはずのものが大騒ぎになつていふわけでは、欠陥が出てしまつて騒いでも、これはしやうがないですね。やはり欠陥が出ない前に手は打たなければならぬことになる。私はそこを心配するわけでありませう。

ついでに述べたので、きょうここでロッキードのことなどをやっていると時間がなくなつてしまつたので、すからやめたわけですが、また特

別委員会等もできるわけでございますからあれですけれども、今度も、横浜市長あての外務省の回答は山崎さんの回答なんです。大臣じゃないです。市の方からは、これはどなたの名前だつて結構でございますけれども、中身いかなので、大臣あてに二月二十七日付でお願いをしたわけですね。そうしたら、山崎さんの方から回答が来て、「防衛施設庁、消防庁とも外務省の回答による。」という三くだり半が来ていふわけですね。この山崎さんの御回答は、一つは、「外国軍隊の駐留を認めている場合に、受入国としては、派遣国又は当該軍隊の同意がない限り、その駐留施設、区域内に立入つて調査することができないのは一般国際法上の原則であり、在日米軍に對してもこの原則は適用があります。」こう述べられている。つまり、地位協定三條一項、管理権というのをその上にお出しになつていふ。そして二のところで、「これら危険物取扱施設等の管理は公共の安全、就中当該地方公共団体の住民の安全を脅かすことのないよう、その安全に妥當な考慮を払つて行われなくてはならないことは言うまでもなく、この趣旨は、地位協定三條三項に規定されている通りであります。」こうなつていふ。

そこで、私が承つていふのは、さつき申し上げたように、規定はそうなつていふのだが、しかし、それは地域住民の側や自治体の側に立つてみて、しからば一体、具体的にどう安全なのか。どう安全の措置を、妥當な考慮、じゃどういふ妥當な考慮を払つておられるのか。御訪問ならば歓迎しますよ、質問をしてください、答えますよ、一巡だけ認めますから、ぐるぐる回つてお帰りください。これじゃ、地位協定というのほまきに訓示規定、うたい文句にすぎない。中身は何にもない。その何にもないものを地位協定に表現されていふと、あなたはお書きになつて答へておられるというにすぎない。こういう無責任な回答は、事市民というので、あり得ないはずだ。私は思つていふかと、[貴市]「三番目に何を言つていふか」と、

まり横浜市「が鶴見貯油施設の視察、同施設に關する実情聴取等を希望されるのであれば、現地限りで調整可能であると考えられます。」こうくつづいておられるのです。これもまたずいぶん親切な言葉、という事なんでしょう。これは。そうでしょう。これは私は受け取れぬです。

現に横須賀基地で油漏れがあつて大騒ぎした直後なんです。しかも、これはいまままでに、神奈川県というのには基地県でございますから、至るところ基地の問題で、この種のことでもひどい目に遭つておられる。たくさん例がございます。一、二挙げさせていただきますが、四十九年の九月三十日、ついでこの間です。大和市、綾瀬町にまたがる例の厚木の航空基地で米軍の燃料タンクのパイプが破損して飛行機用燃料が大量に漏れた。引火爆発の危険という事で大騒動になって、米軍消防隊から逆に通報してきてたんですよ、こつちの住民に避難してくれと言つて。それで、住民はあわてて、とるものもとあえず逃げたのです。これは大騒動だったんですよ、私は取り上げる機会がなくて質問せずしてしまいました。この原因を調べた。ところが、事故の三日前の四十九年の九月二十七日に、この地域に震度四の地震があつた。このためにタンクから滑走路、つまり滑つてくる通路、ここに地下油送管があるので、これに亀裂が入つた。それで油が噴出して、米軍消防隊の総出動になった。そして米軍の消防隊の方から避難してくれと通報してきた。あわててこれは大騒動で避難したんですよ。これはもうつい最近の話です。しかも、これはさつきの小柴から持つてくるのですけれども、小柴の方は三十四年の十二月、これも大騒動。これは米軍タンカーなどもつと入つておるから、どんだん油が出てくる、基地の方から出てくる。これは漁協が補償請求いたしまして、米軍は大変な損失補償を払つております。

それから、昭和三十八年の十二月十二日、これも小柴の貯油施設から大量の油流出、これもまた損失補償申請がありまして、これもまた大量の補償金を米側が払つておられる。たくさんある。こういう時期、こういう地域なので、私には、この答え方というのには余りといへばひどくはないかという気がするのですが、いかがでございますか。

○山崎政府委員 横浜市に対する回答が十分われわれの意を尽くさなかつたことはまことに申しわけないと思つておられます。ただ、この種の地方公共団体からの申し出に關しましては、やはり一応それぞれ防衛施設庁の事務所がございまして、そこを通じて米軍と接触していただくというたてまえになつておられますので、そのようにお願いし、また現実に横浜市と米軍との間で防衛施設局を通じて話し合ひが行われたわけでございまして、その話がまとまらなかつたことは残念でございます。その話がわれわれとしても、横浜市からも承りましたし、また、この問題について米軍とも話し合つておられます。

ただ、米軍としても、地方公共団体からの申し出もあるもので、一応そういう現地のレベルで話し合つてくれ、それについてはもちろんわれわれとも連絡をとつておられることにはしたいという事を言つておられます。ただ、先ほどから申し上げましたように、日本法令のいゝわ全面的適用の問題として施設に立ち入り調査をするんだというふうなたてまえでいふと、米軍としても非常に対応しにくいという事を言つておられます。この点はもう少しお互いに、安全の問題でございまして、話し合ひ余地があるのではないかと私は考える次第でございます。

○大出委員 私、横浜市にこの山崎さんの回答をくれと言つたらよこしたのですよ、担当の消防局が、ところが、よこしたのを見たら、ここに赤でこれだけは聞いてくれといつて走り書きがしてありまして、一が、関係政府機関は従来から自治体を取り組んでおられる石油コンビナート防炎についてどのように認識しておられるのか聞いていただきたいというのが一つ。それから二番目に、地位協定によるたてまえ論というのの初めからわかつて

いるというわけですね。これとは別に、本市の要請を受けて実際に米軍とどう折衝をなさつてこられたのか、合意を求めた事実があるのか、そこらもあわせて聞いてほしいとここに書いてあるのです。

これも担当者の要望だと思つて、一生懸命やつておられます。きのうも私現地へ行きまして、消防局だれか来てくれと言つたら来ましたが、一生懸命なんです。せつかく書いてありますからこれは答えていただけませんか、山崎さん、具体的にどういふところどう折衝なさつて……。いかがでございますか。

○斎藤(一)政府委員 ただいまお尋ねの件については、先ほどアメリカ局長から話がありましたように、現地における折衝は防衛施設庁がやっておりますので、その経緯をかつまんでお答え申し上げます。

先ほど来大出先生からお話があつたように、この一月十九日に市から文書でもって横浜の施設局にお話がありました。これは先ほど来御指摘があつたように、水島の精油所のタンクの重油が流れた事故、あるいは四日市のコンビナート火災、あるいはまた徳山の出光興産の火災、そういう大型の災害が発生するので、この川崎地区についても直下型の地震があるという説もあるから、大いに防災対策を立てるんだという事をお書きになつて、この米軍の施設に対する、鶴見の施設に対する立ち入り実施を、立ち入りの日を二月二十日、それから検査は横浜市の消防職員がやる。検査項目は四項目ございまして、消防用設備及び消防資機材の状況、二つ目は、屋外タンクの老朽度及び沈下状況を調べたい。三番目は、防油堤の状況を調べたい。四番目は、危険物施設の実態把握をしたいという申し入れがございまして、これがそもそものお尋ねの鶴見の關係についての立ち入り調査の初めでございます。

そこで、私の方ではこれを受けまして、現地の鶴見の施設の關係を通じて米軍側に、いま申し入れがございましたとほとんど同じような内容のことを申し述べて、そうして立ち入り希望日を二月二十日ごろ、立ち入り者は消防局の職員、立ち入りの対象としていまお読みした四つのことを書いて、さらに一つよけいに将来の防災協力についてよく協議したいという内容のことを米側に申し入れをしたわけでございます。それに対する回答が二月の初めにございまして、先ほど来先生がお話になつたような回答になつておられる。これに對して、市の方にその回答をお伝えしたところ、市から再度申し入れがございまして、これはなかなか詳しく、二月二十七日でしたか、再度詳しい申し入れがありまして、われわれとしてはこれに基づいて關係の省庁の間で検討して、そして先ほど来お話しした四月十四日の、わが方は外務省の局長の回答の線、三下り半とおっしゃいましたが、簡単に答えましたという経緯になつておられます。

○大出委員 大臣、いまの御答弁でわかつたのですけれども、山崎さんはいふふうにお答えになつたわけでもない。さつき外務省がおやりになつたようにお答えになつたので念のために聞いたのですけれども、そうじゃなくて、施設庁の優先がやりとりをされたわけですね、これははっきりしたわけですが、どうもそれじゃちょっと困ると思つておられます。前に進まないんじゃないかと思つておられます。

というの、この米軍から来た文書はいたしておられます。覚書の形になつておられます。これは施設部長崎さんに来ておられます。中身を読みますと、前はアクセサリがついておりました、実体はここに書いてあるんですよけれども、「横浜市消防職員が昭和五十一年二月二十日に訪問されることについて昭和五十一年一月二十六日付貴要請に對し、在日米軍は該訪問者を歓迎するとお答えいたします。」歓迎してくれんのはいいんですよ。「横浜市」の代表者には業務の概要、それから施設、消防の安全手順等についての質疑応答を伴つた包括的な説明を行います。これら話し合ひの――だから話し合ひをするわけですよ。

十センチとか九十二センチしかない。

なぜ一体百五十センチに改正したかという点、危険だからなんです。ただそのときに経過措置として、どうぶら言ういろいろな者が出てくるから、まあそれ以前のもはとりあえずしようがない、一過で日本じゅうすべてを直すわけにはいかないのだから。だけれども、百五十にしたのは走るトラックだの何だのの重量もほとんどふえるばかりですよ、最近では十八トンなんというものがあつた、環状七号なんかオリビックの前につくるときに、あれは十八トンですよ。だから橋の角がみんなだめになつてぼくは調べたことがある。十八トンになつては、それで高速道路を建築している。ところが、トラックがどんどん重くなるものだから、みんなそこがだめになつてくる。同じ意味で、このところを通っているトラックだつて同じように大きくなっていくわけだから、百五十なければならぬという点に改正したので。

そうだとすれば、パイプラインはジェット燃料を初め石油が通っているのが危ないからふやしたのだから、そういふのはやはり新しい基準に従わなければならぬ筋合いになるだろう。横浜市の側としては協議云々のこともあるようですよけれども、危なくて仕方がない。横須賀の例もある。したがって、道路管理者の責任においてこれはもう油を送ることは認めない、今日そこまでするかどうかというところなんですね。それを古いのは仕方がないのだと言つては置く手はないだろうと私は思う。このところはいかがでございますか。

○海谷説明員 実はこの二本につきましても、古いことで詳しいことはわからないわけでございますけれども、三十年ぐらいに、さつき先生も調達庁とかおっしゃいましたけれども、その時代に敷設したというふうには聞いておるわけでございます。したがって、二十年前でございますので、そのころとしましては九十七センチぐらいで適當ということであつたらうというふう

推測はいたしますけれども、少なくとも現在の道路法の体系からいいますと、一メートル五十五という基準がございます。しかし、これはくどいようでございますけれども、新しく敷設する場合の基準というふうに一応考えられるわけでございますので、直ちにそれをそのまま適用することはいいかどうか。それからまた、この問題の特殊性という点もございまして、その辺を勘案しまして横浜市とも十分協議していきたくと思つておるわけでございます。聞くところによりますと、横浜市と施設庁の方ですでにこの問題につきましても、ふり突つ込んで協議が何回も行われておるといふに聞いておりますので、われわれとしましては、その協議の結果を見ていきたい。それから、場合によりましては、もちろん道路管理者という立場にございまして、道路の安全という観点から、われわれとしましては、ひとつ施設庁と協議なり打ち合わせをしていきたいというふうにお考えである次第でございます。

○大出委員 これは横浜市の道路局が建設省の道路占埋設管に関する質問をしていられるわけですね。建設省道路局政課長補佐の方が答えておられるわけですね。その答えを読みますといろいろなことがございまして、それは省略いたします。「道路法施行令第十四条の二に定める石油管の占有場所及び構造基準の技術的細目は現在まだ制定されていない。」こうなつては、いらないのだからしょうがない。「消防関係法規、石油パイプライン事業法等を勘案しながら市において独自に行政指導をされて結構である。」こう言つておられるんですね。細目は決まっていなくてもいいので、それで市の方でやろう、こういう危なっかしいものはやめてもらおうじゃないかという進み方になっておられる。そこであつて、施設庁の皆さんの方は、やめるなんというところと困つてしまふからということで協議が始まつておられるわけですね。これは事案安全にかかわるので、もう一点だけ、これは時間の関係ではしりま

すが、つけ加えておきたいのであります。安善町一丁目、二丁目と申しましたが、どうも最近はこの安善町は安全じゃないのです、危険町なんです、不安安全町。ここにまた御丁寧に安善橋という橋がかつておられるのです。この安善橋は何と昭和二年にできた橋なんです。私は行ってみてびっくりしました。橋の欄干がないのです。コンクリが割れていてこんなになつておると、こんなに揺れちゃうのです。安善橋じゃなくてまことに危険橋なんです。その危険橋のたもと石油パイプラインが四本並んでおるに、たばこを吸つちやいかぬという喫煙を禁止する大きな棒が、消防局と石油関係七社の連名で立っているのです。何と横浜市の中で天下の公道でたばこが吸えない。歩きながら吸わぬ方がいふだけけれども、天下の公道でたばこの吸えない場所がほかにあるかと言つたら、実はここ一カ所しかない、こ

う言うのです。しかも法律、条例で規制できないのです。これはパイプラインが四本あつて橋と連動しているのですから、橋が揺れば揺れるのです。そこを毎日石油を送つておられるのです。その橋のこつち側を見たら、そこに安全壁があつて、国鉄のタンク車がずらつと並んでおられるのです。それに毎日そこでパイプを入れて積み込んで、横田に向つて走つておられるわけですね。だから地域の皆さんが協議の上で、ここから向こうは一切たばこを吸つちやいけなさいと協定して、ものすごく大きな棒を立てた、こういう地域なんです。その前の土かぶりか片や二十何センチ、片や九十七センチ、四十八年から危ないというので新法で百五十センチにしておられるのに、しかもぶつ壊れ橋のところパイプがあつておられるので、それではしょうがないので、横浜市に聞いてみたら、金のないところを、市財政で一億円その橋に金をかけて、こつちから橋をかけ直す、合計で四億三千万かかるわけですが、こつち一億、来年三億三千万かけてこの橋を直す、こういうことなんです。

さて、この橋を直そうということなのだが、その橋の下は、こつちに四本、こつちに二本、石油パイプラインを抱えちゃつておられるわけですよ。そこで市側としては、言うことを聞いてくれぬのなら油送管を撤去してくれ、使つてないのだから言うなら、使つてないものはどけてくれ、こういうことになつておられるわけですね。そういう地域の諸君なんというのは、はかつかしては、そんなないかげんなものはみんなどけてせよと言つて騒いでいる。そこから二百メートル離れたところは人家の密集地域です。工場は煙の大変な、潮田せんそくの一角で、環境の非常に悪いところですからね。施設庁の皆さんの側とか建設省の皆さんの側とか、出先は相当おありになるのだから、そこらにはやはり気がつけて対処していただかないと不測のトラブルが起きかねないという気が私にはするのです。それで心配になつて、実は大臣のところ取り上げさせていただいたのですが、何とかしてつべんの政治力をいただいでこの問題を解決していただきたい。

何よりもその地域の人の安全を考えなければいかぬわけがあります。ここにも書いてありますが、送油停止なんという措置をとらうというふうなことでまで相談をされておられるので、かつての車両制限令じゃありませんけれども、例の車両制限令の騒ぎがあつたわけですが、そういうことになるとまた妙なことになるので、ぜひひとつこのところのことは氣を使つて安全の措置をとつていただきたい。まさに安善町が本町の安全町になるように、安善橋が危険橋じゃ困るので、そこらの御協力をぜひいただきたい。お願いをしておきたいのですが、いかがでございますか。

○斎藤(一)政府委員 ただいまお話がございました。パイプラインの問題については、私も地元の要望をたびたび伺つて、先生ほど詳しくないけれども、私も承知しておりますので、ことにその安善橋の下のパイプラインの問題については、安全の観点から対処したいと思つて、施設庁の立場でも努力し、市とよく話をしまして、あるいは米軍

とも話をしまして措置をしていきたいと考えております。

○大出委員 いろいろございますけれども、時間も遅くなっておりますので、ごくかいつまんでお願いをしたわけですが、大臣、前向きな御答弁をいただきましたので、ぜひひとつほぐしていただきますようお願いを申し上げます、この件は終わらしていただきたい。

それからもう一点、これはあわせて承っておきたいわけですが、相模原の補給廠、これは例の大きな騒ぎになったところであり、この相模原補給廠は、現在千人ぐらゐの整備、テスト等の一般の人がいるのでしようけれども、ここに赤羽、これは昔の兵器廠でございますが、そこに自衛隊関係の方であるとか、あるいは十條、これは陸上の武器補給の支廠でございますけれども、それが入ってくるという話が前々からあります。北区という自治体は出ていってこれというところでございます、相模原周辺では自治体を含めまして大変心配をしておるわけであり、ここは、ここらところはどうお考えでございますか。

○斎藤(一)政府委員 いまお尋ねの件は、突然のことなので、私詳細に調査をしておりますが、そういう話はいまのところ存じませんので、よく調べてはみたいと思つております。

○大出委員 この間、平井参事官にお見えいただいて承りましたら、赤羽、十條というのは土浦との関係で立地条件が非常によくて、ここにずっと置いてきていただけると、昔、相模原に返つてくるといふことになる、昔、相模原に自衛隊がすゝるかともいふところまでなんです。だから、当時私は、相模原の市会議員の諸君に北区区役所まで行っていただいて話し合ひをしてもらったことであるのでありますが、最近の相模原補給施設の動向と絡んで、またまた風聞が耳に入る時期になつたというところで地元も再燃をしておるわけであり、いまそこで御答弁をいただきます。

あれば、時間もつたないわけであり、すかお答えを申し上げて、終わりにいたして、お答えをいただければ、お答えをいただきたいと思つております。

○丸山政府委員 ただいま先生御指摘の相模原の米軍の補給廠でございますが、私どもの自衛隊の配備予定地として相模原の補給廠を使うという計画はございません。はっきり申し上げられます。

○大出委員 ないということでございますから、当面はそれを承っております。

次に、瀬谷区でございますけれども、海軍道路というのがございます、横浜市瀬谷の通信基地の両方に分ける真ん中にあるわけであり、これが、私も市側が、いろいろなことがございまして、私も仲が入りまして、その周辺は住宅が密集してしまつたので赤土のままで歩きもできないところでございます、各方面の御努力をいただき、りっぱな舗装もして、各方面の御努力をいただき、りっぱな舗装もして、各方面の御努力を

方々の御要望もございまして、海軍道路の両方に分ける真ん中にあるわけであり、これが、私も市側が、いろいろなことがございまして、私も仲が入りまして、その周辺は住宅が密集してしまつたので赤土のままで歩きもできないところでございます、各方面の御努力をいただき、りっぱな舗装もして、各方面の御努力を

が、ここで交通事故が起りまして大けがをするようなことがあつた。ところが、これは米軍の用地だから米側は道路路じやないと言つたわけですね。また、一般法規からいっても道路路じやないから道路法規の適用ができないという妙な話が出てきたりして困つたことがございまして、したがって、これだけ周辺の諸君、家屋も密集して道路として現に使つておられるわけだから、横浜市に移管をしてもらつて横浜市が保守管理をするというはつきりしたことにしたいという当然な地域の要求でありました。この問題は一体どういふふうにお考えを承りたいのであります。

○斎藤(一)政府委員 小柴の貯油施設はたびたび先生から御質問を受けて私自身もお答えしたところがございますが、米側と折衝を重ねた結果、施設内に代替の貯油タンクをこしらえてくれれば返還に際する意向が示されましたので、昭和五十一年度から二カ年計画で所要の工事に着手するという考えで、昭和五十一年度予算として貯油タンク二基分三億七千八百万円を計上しておられますので、予算が成立しましたのでこれを実行に移したいというふうに思つております。

○斎藤(一)政府委員 小柴の貯油施設はたびたび先生から御質問を受けて私自身もお答えしたところがございますが、米側と折衝を重ねた結果、施設内に代替の貯油タンクをこしらえてくれれば返還に際する意向が示されましたので、昭和五十一年度から二カ年計画で所要の工事に着手するという考えで、昭和五十一年度予算として貯油タンク二基分三億七千八百万円を計上しておられますので、予算が成立しましたのでこれを実行に移したいというふうに思つております。

○大出委員 時間がございませぬからこの件も一件だけ承りますが、先ほど例に挙げました安善の貯油施設に運んでくるものになつておられます小柴の貯油施設、十八号タンクが返還した土地の下にいつの間にかつくれたというふうなことで、何遍か私の委員会でも取り上げてまいりました。また幾つも事故も起つておられます。これは現在予算もつき、進んでいるわけであり、現状をどういふふうにして把握すればよろしうございませぬか、簡単に御答をいただきます。

○大出委員 わかりました。ついでと言つたら申しわけないのですが、土地の問題が出ましたのでちよつと承つておいたわけであり、もう一点だけ別な問題でちよつと承つておきたいと思つております。

○大出委員 わかりました。ついでと言つたら申しわけないのですが、土地の問題が出ましたのでちよつと承つておいたわけであり、もう一点だけ別な問題でちよつと承つておきたいと思つております。

○大出委員 わかりました。ついでと言つたら申しわけないのですが、土地の問題が出ましたのでちよつと承つておいたわけであり、もう一点だけ別な問題でちよつと承つておきたいと思つております。

○大出委員 わかりました。ついでと言つたら申しわけないのですが、土地の問題が出ましたのでちよつと承つておいたわけであり、もう一点だけ別な問題でちよつと承つておきたいと思つております。

○大出委員 わかりました。ついでと言つたら申しわけないのですが、土地の問題が出ましたのでちよつと承つておいたわけであり、もう一点だけ別な問題でちよつと承つておきたいと思つております。

○大出委員 わかりました。ついでと言つたら申しわけないのですが、土地の問題が出ましたのでちよつと承つておいたわけであり、もう一点だけ別な問題でちよつと承つておきたいと思つております。

○大出委員 わかりました。ついでと言つたら申しわけないのですが、土地の問題が出ましたのでちよつと承つておいたわけであり、もう一点だけ別な問題でちよつと承つておきたいと思つております。

○大出委員 わかりました。ついでと言つたら申しわけないのですが、土地の問題が出ましたのでちよつと承つておいたわけであり、もう一点だけ別な問題でちよつと承つておきたいと思つております。

○大出委員 わかりました。ついでと言つたら申しわけないのですが、土地の問題が出ましたのでちよつと承つておいたわけであり、もう一点だけ別な問題でちよつと承つておきたいと思つております。

○大出委員 わかりました。ついでと言つたら申しわけないのですが、土地の問題が出ましたのでちよつと承つておいたわけであり、もう一点だけ別な問題でちよつと承つておきたいと思つております。

○大出委員 もう一点。前に久保横濱防衛施設局長さんの時代に、米軍との折衝の間に遊休地四万五千平米ばかりの返還話が進んだことがあるのでありますが、この件についてもお答えをさせていただきます。

○鋼崎政府委員 いまお尋ねの四万五千平米につきましては、市の方から跡地利用計画について大蔵の所管の方に跡地利用計画の申請の手続をしていられるというふうな聞いております。それではつきりしますれば返還の方向で考えていきたいと思つております。

○大出委員 そうすると、たとえば施設委員会でやるのかさういふふうな手続で進んでいくというふうな方向になるわけでございますか。

○鋼崎政府委員 跡地計画が決まりました返還の申請が出てまいりますと、そういう施設委員会で取り上げて米側と話し合うことになりま

○大出委員 わかりました。ついでと言つたら申しわけないのですが、土地の問題が出ましたのでちよつと承つておいたわけであり、もう一点だけ別な問題でちよつと承つておきたいと思つております。

○大出委員 わかりました。ついでと言つたら申しわけないのですが、土地の問題が出ましたのでちよつと承つておいたわけであり、もう一点だけ別な問題でちよつと承つておきたいと思つております。

○大出委員 わかりました。ついでと言つたら申しわけないのですが、土地の問題が出ましたのでちよつと承つておいたわけであり、もう一点だけ別な問題でちよつと承つておきたいと思つております。

○大出委員 わかりました。ついでと言つたら申しわけないのですが、土地の問題が出ましたのでちよつと承つておいたわけであり、もう一点だけ別な問題でちよつと承つておきたいと思つております。

○大出委員 わかりました。ついでと言つたら申しわけないのですが、土地の問題が出ましたのでちよつと承つておいたわけであり、もう一点だけ別な問題でちよつと承つておきたいと思つております。

○大出委員 わかりました。ついでと言つたら申しわけないのですが、土地の問題が出ましたのでちよつと承つておいたわけであり、もう一点だけ別な問題でちよつと承つておきたいと思つております。

○大出委員 わかりました。ついでと言つたら申しわけないのですが、土地の問題が出ましたのでちよつと承つておいたわけであり、もう一点だけ別な問題でちよつと承つておきたいと思つております。

ね。このうち二百四十万人が海外戦没者なんです。ね。したがって、まだ収集されない遺骨が概数で百万柱あることになりま。この収集の仕方等もございませぬ。これはもつと多いのではないかと思つてございませぬ。確かに三十年ばかりたつてから土に返つてるとかいろんな意見があることはわかるのでございませぬ、相変わらず岸壁の母と言われるような方々もおいでになるわけでありませぬ、ここの点をどういふふうにお考えな。

さらにまた、ソビエトなどの例からいきまして、帰つてきた方々のお話で埋葬地点がわかつている個所が相当多いわけでありませぬ、今日まで外務省の御努力などもいたつていられるのでございませぬけれども、どうも余りといへば少ない個所しかソビエト側は出してきていない。ここの方も少し突つ込んで明らかにさせていたたく御努力が必要なのではないかという気がするのでございませぬ、そこらは一休どういふふうにお考えかという

ことに、先般私は、私ども同期の小野田寛郎さんがお帰りになつたとき、お帰りの日に厚生大臣等を相手に質問したのでありますけれども、この種のラオスからお帰りになつた山根さんという方の話も最近もございませぬ、ソロン戦線でもまだ生存している残存日本兵と見られる諸君がおるといふことで、けさもNHKで話しておられましたが、ソロン戦線の事務局長さんである浜崎三さんですか、この方のお話等もございませぬ、きわめて具体的な証言が十ぐらゐるわけでありませぬ。この種の件について、私は前から何遍も言つていられるのでありますけれども、ルバンダの問題だつて、政府の方々の御努力ではなしに民間の一青年の努力の結果として無事に最後の一人である小野田氏が救出をされたといふことであります。もう少し積極的といひませぬか、ほかでも恐らく質問が出ていられると思ひますけれども、私も同期をたくさん沖繩で亡くしている一人でございますので、そういう個人感情もあるのか

もしれませぬが、何とも残念に思つておるわけでありませぬ。ここあたりは特に外務省筋でもう少し御努力をいたただける筋合いではなからうかという気がいたしませぬ。この辺をひとつお考えをお聞かせいただきたいのでありますが、いかがでございませぬか。

○業説明員 厚生省でございませぬが、戦没者の遺骨収集につきましては、昭和四十八年から第三次計画を策定いたしました、全主要戦域をカバーするという計画のもとに、民間の方々の協力も得まして大規模な収集を実施したわけでございますが、特に昨年度、五十年度はその三カ年計画の最終年度でもあり、また終戦三十年でもあるということでありませぬから、一応遺骨収集にはめどを立てたいといふことで、予算の方も相当増額いたしました。しかしながら、一部の地域におきましては、やはり相手国の事情によりまして入城ができません。たしかあるいは季節的な事情によつて収骨ができません。たしかあるいは地域もあるわけでございます。したがって、今年度以降はそのような地域につきましても補完的に実施していきたいといふふうにお考えをされておるわけでございます。

○石田説明員 海外に現在生存しておられるかもしれないと思はれる元日本兵の問題でございませぬが、一般的な調査の方法といたしましては、まず在外公館にお願ひをすることが一つと、それから現地に進出してお願ひをすることが一つと、ございませぬ、その企業にもお願ひをしておるということもございませぬ。なおまた、これは別に情報源といたしましては外電によりまして入る場合があるわけでございます。

私どもの方といたしましては、こうした情報が入りました場合におきましては、まず戦史に照らしまして、当時その地域の戦況がどうか、撤退がどうか、あるいは作戦がどうかであったか、撤退がどうかであったかという点につきましてまず照準をいたしませぬ。次いで、これら情報に関連あると思われる復員者等の協力を得まして、当時の状況

等をさらに把握をし、審査をいたしませぬ。そうして、さらに必要があるならば、相手政府の方にその情報の確認を求めませぬ。これが一般的な要領でございませぬ。

次に、ただいま先生から御指摘ございました、今回も全国ソロモン会事務局局長浜崎三さんがたまたま去る三月から四月にかけましてソロモン諸島を視察旅行においでになつたときに、ギソ島におきましてたくさんの方々の情報を現地の人から聞いてございませぬ。

先生におつしやいましたように、私の方で一応整理いたしますと十ぐらゐるわけでございますが、そのうちの、終戦直後ないしは終戦一年後のものにつきましてはこれは別といたしまして、一番私どもが重視しなければならぬのは、本年の三月でございませぬが、コロベというところで復数の元日本兵らしいのがあらわれた、そして現地の人であればそういうこともやることのないよう荒らしたとか、そういう情報でございませぬ。こういう情報を私どもは重視しておるわけでございますが、いづれにいたしまして、直接現認者から聞いた情報ではないというのが一つの弱点になるわけでございます。

それはそれといたしまして、私どもの方といたしましては、去る三月末でございませぬが、一斉に新聞等が取り上げましてこれが報道されました。それで、私の方といたしましては浜崎三さんに早速接触いたしまして、当時の状況をさらに詳しく聞く、それからさらにまた浜崎三さんの協力等によりまして、先ほど申し上げましたように、現地から帰りました、この情報に関連あると思われる復員者等を選定いたしました、去る五月六日に一堂に会しまして当時の戦況等を承つたわけでございます。

時短時間の深夜の撤退行動であり、取り残しがあつたかもしない、こういうような情報でございませぬので、私どももいたしましては、早速その結果を外務省を通じて現地政府の確認を求めよう目下手配中でございます。

○大出委員 外務省の側ではどういふ扱いをなさつておられますか、この件は。

○中江政府委員 大出委員の御指摘の遺骨収集に つきましては、私自身も個人的にはその世代に属するものから、十分理解もできませぬ、同情も感ずるわけですが、これが外務省の仕事ということになつて出てまいりますと、やはり、アジア地域について言いますと、そのほとんどの国が、戦争が終わつてから独立して、いま開発途上で非常に苦しい状況で国づくりに邁進している。そういう国と、奇跡的に経済発展をしまして、非常にうらやましがられていられる地位にある日本、両方の関係の友好促進ということがまず第一の目的になるわけでございますので、そういう観点から、この問題について事を運ぶに当たつてもそれを損なうような形ではなかなかにいひませぬ。そういうことで、十分な理解を得なければならぬ、こういうふうにお考えをされておられます。

そういう観点から、戦後もうすでに三十年、いろいろの地域で遺骨収集なり生存日本兵の救出というふうなことを、具体的なケースにつきましましては厚生省の情報を他も参考にさせていたいただきながら協力、努力をしまつてまいりましたけれども、何分これだけの長い期間をとつてこういう活動をしてくれておられますので、現地の住民の方にもあるいは現地の政府当局の方でもばつばつ複雑な感情も出てきていられるところもあるわけでございます。そういうところについて余りわが方の希望なり心情だけで進み得ない面も出てきておられます。その辺がむずかしいところもございませぬので、そのところを留意しながら、具体的な相違はつきりしたケースにつきましましては今後ともできる限り国民の期待に添ひ得るような解決ができるように、こ

ういうふうな思っておる、これが現状でございます。

○大出委員 大臣、短い時間でございますから意見が尽かせませんが、妙な言い方で恐縮なんです。横濱に二葉百合子さんという浪曲師が参りまして、「岸壁の母」なるビラを張っておやりになったわけですが、大変なこれは、私は人に聞いたんですけれども、盛況なんです。つまり、芸道に生きる人ですからうまいには違いないのでしょ。うけれども、やはりそのみならぬものがある感じですね。まあいろいろな意見はありますが、私はたくさん調べましたから、遺骨収集にかかわる問題というものは比較的詳しいわけですから、私も、ここにも細かい例年の予算の内訳、中身、派遣人員等みんなありますけれども、何かどうも、これで打ち切るのかという感じが残るのです。いまの生存者の情報の扱いなんかでもそうなんです。そこはやはり国民感情として納得したい方々もたくさんいるだろうと思うのです。何かそこを少し外務省の段階で、所管の厚生省と協力をしてという御努力が願いたい気がするのです。今回のその生存者情報等をめぐりまして、そうなんでありまして、そこいらをひとつ、せつかくきょうは大臣がおいでになるところであえて承ったのはそこに理由があるんですけれども、お考え方を聞かせていただきたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 これはやはり私にかかるとりましても、非常に何とも申し上げることのむづかしい種類の話であります。従来数回にわたって政府派遣の遺骨収集団がともかくずいぶん一生懸命にいわゆる取骨をしてまいりました。それについては、外務省もできるだけ相手側の受け入れ態勢をつくつてもらうことに努力をしてきたつもりでございます。先ほどアジア局長が申し上げましたような事情の場合もあるようでありまして、また、東南アジアと申しますか、いわゆる南方の一部については、必ずしもその安全が期せられないとか、十分に組織的な活動ができないとか、あるいはまた、別な意味での多少の違和感をもって迎

えられるということもございました。また国によりましては、非常に一生懸命協力してくれて、そのために建物をどけた、しかし、もうなるべくこういふことは今後はというふうな、悪い意味ではなく、そういう反応をしたところもあるというふうなことも聞きます。まあこういう問題については、お互いの感情がいつまでも残るわけでございます。そうでございますから、ただいまのようなお尋ねについては、可能な限りわれわれとしてはできることはやはりやっつけていく。こうお答えするしかお答えのしようがない。大出委員もよくその辺の気持ちはおわかりでいらつしやる問題でございますので、その辺のお答えもつてひとつお許しをいただきたいと思ひます。

○大出委員 大臣の答弁、わからぬわけではないのですけれども、しかし、やはり私が二十何回か沖繩に行つたりしておつた過程でも、とんでもない近しいところにたくさんの方が気がつかない遺骨があつて、大きな騒ぎを起こしたこともありますが、私は、さつき防衛庁の平井さんの話などしましたが、彼は前橋の士官学校ですが、私は豊橋で、同期でございます。彼と一緒にいた長官君なんという方が私の士官学校の私と一緒に教官をやつておつたわけですが、ついこの間もしばらくぶりで福知山鎮国会などという戦友会をやつたわけでありまして、出てくる話はすべてそちらの方にいくわけでありまして、したがって、やはりこの情報を、ここで切るんでなしに、できるだけここにしたいだけかなければならぬ筋合いではないかという気がするものでありまして、やめるんだからというふうなことで——ここにございませうけれども、四十九年が四百六十八名であります。それが五十年を加えて、二十七年の政府十三名、協力団体十名で二十三名で始めたわけでありまして、ここから細々とということでございます。お進みいただきたい、こういうふうには実はお願ひ

をしておきたいわけでありまして。

三十五分からは始まつた時間のようでございます。から、残る時間はわずかでありまして、あと何点か承つて、いまの問題はひとつ改めて機会を得て申し上げたいと思ひます。

時間がありませぬので、できるだけポイントだけ承つておきたいのでありますが、防衛白書を二回目をとおすこととで坂田長官が、そこにおおむねこういふことがとおすこととお出しになった文書がここにございまして「防衛白書に盛り込むことを考へている要旨」これを読ませていただきました。が、「近年デタントといわれる動きがみられる」ということで、共存と抗争とこういふわけでありまして、切つて、あとデタントは消えているわけでありまして。

ソビエト側の動き、アメリカの動き、選挙合み、いろいろなことがございましてけれども、基盤防衛力構想というものが前もつてあるわけでありまして、この情勢の分析なるものは、外務省の意見が相当強く入つたやに承るのであります。つまり、デタントをめぐる物の考え方、アメリカのフーワード大統領が三月一日に、以後デタントという言葉は使わぬという言い方をしたということが、どうもわが日本の分析の中で同じように、このデタントという表現は抑えるという、これは見方はいろいろありますが、そういう結果になつておるわけでありまして、この辺は、三月の五日からでございます。ソビエトの党大会が開かれておりました、二十何カ所かデタントに当たる言葉を使つてブレジネフ書記長がしゃべつておるわけでありまして。

○宮澤國務大臣 いま大出委員の言われたような

ことが報道にございまして、何かさういふことが外務省側にあつたのかと思ひまして、私もちよつといろいろ聞いてみておるのでございましてけれども、どうも必ずしもさういふことでもないということも申しております。ところがさういふ、さういふ場合、さうあれだけ報道されますと、案外その方が本当のようなときもございまして、——だれがうそをついておるというのでなしに、さういふ方から、何となくさういふ気分というものが何か防衛庁が白書を書かれるときに映つたとか何とかいふことが、あるいは多少あつたのではないかと申しまして。

しかし、改めてどう思つておるかということもございまして、私は、そのデタントというものは、私の解しておる限りは、米ソの間で核競争をしないというのを目的にした物の考え方であつて、その限りにおいてはその成果を上げておるといふ判断でございます。しかし、デタントだけが仮にアメリカ側から見まして外交政策のすべてであるはずはないわけですが、それは一つの限られた目的を持った、限られた政策でございます。が、どうもアメリカの為政者も、ある段階ではこの考えを強調するために、これさえあれば何でもソ連との関連においては片づくというふうな印象を、意識的にではないかもしませんが、国民に与えたと思はれる節もあります。それがアソゴラとか何とかいふ事件が起りますと、こんなはずではなかつたか、そのようなソ連に小表を売るのをおかしいではないかといふような議論になつてきたので、私はこれは、もともとデタントという政策に限られた目的を持つておつたものであつたにもかかわらず、それを過大評価したとかあるいは誤解したとかいふことから出てきておると思ひます。フーワード大統領がこの言葉をもう自分を使わぬといふことを言われたのも、私が率直に言えばそれは少し極端なお話であつて、まあ東西お互い選挙になりますといふ話が極端になりやすいものでございまして、ですから、そ

ういうこともうそではなからうというような感じもいたしまして、私は米ソの間で核戦争を行わぬという物の考え方は、両方の、ある意味ではそばんをはじいた上での考え方であらうと思えますから、それだけ現実性のある物の考え方であるとも言えると思えます。したがって、そういうデタントの関係というものは、仮にアメリカの大統領がその言葉を使わないということ言われたというふうな、それだけの事実をもって変わるわけのものではないというふうには思っています。

○大出委員 丸山さんにもちょっと聞いておきたいのですが、変わるわけのものではないはずなんです。いま外務大臣いみじくも言われましたから、私も一つだけ、時間がありませんから例を挙げておきたいのですが、先般ケンブリッジ公開討論会というのが学者諸君によってアメリカで行われまして、私、興味を持ちまして調べてみたんですが、ポール・ドーティという、いろいろな著書もございまして、ハーバード大学の教授でございまして、武器管理という一つの理論を立てておられるわけです。こういう学者は案外少ないのですが、武器管理と非武装理論の研究者と言われている人です。またリチャード・ガーウィンという人がおられます。これはハーバード大学の客員教授でございまして、対潜水艦戦争の権威であります。もう一人ジョージ・B・キステコワスキ、これがハーバード大学教授で、マンハッタン計画に参加しましたり原爆の内部構造を設計した学者であります。さらにジョージ・ラスジェンスという人がおられます。マサチューセッツ工科大学の教授でございまして、防衛分析研究所というのがございまして、このシステム評価ケースなどの研究者ということでありますが、この人はハーバードとマサチューセッツ両大学の合同の武器管理セミナーの設立メンバーの一人でもあります。こういう諸君であります。

ここで調べてみると、ドーティという教授は「過去一十五年間核戦争を回避してこられた幸運が次の四分の一世紀にまで持続できるかどうか非

常に不安である。われわれは核戦争をなくすための幾つかの助言を持っているが、しかし、核戦争の可能性が増大しているという事実を認めざるを得ない。こういう言い方ですね。キステコワスキさんの言いは、「私は一九九九年までに」つまり今世紀という意味であります。すでに核戦争が起これないとしたら、それは多分幸運によるものであらうと思う。政治家の努力によってそうなのではない。偶然が幸いして人類が生き延びられたというべきであらう。私は核戦争の起るペースンテージは年々増大していると思う。こういう言い方をしています。ラスジェンス教授の言い方というのは「今後十年間の核保有量はどのようになるか。何しろ核の原料は膨大にある。米ソ超

大國は一週間に一発の割合で核爆弾を製造するのには十分な原料を現在生産している。このままでは核爆弾を生産することは可能である。仮に核戦争が起これると想定するならば、急に核武装——つまり開発途上國、発展途上國などでありませぬ——急に核武装した國、すなわち核管理体制が整備されなくて國情も不安定な國ではないかと思う。」というふうな一連の論述をされているのです。それで討論をされているわけでありませぬ。

私は、いま外務大臣いみじくもおっしゃいましたが、いろいろな理屈はそれはあります。ソビエト側の階級闘争とデタントはおのずから別だといふ言い方も出てきています。しかし、だれが考えても同じことになると思われるのは、拡防条約を向こうで審議しておりますけれども、あるいはSALT Iだ、だという議論がございませぬ。今日われわれがながめていても、これは核の拡大均衡なんですね。一つも縮小してはいない。巡航ミサイル一つつかまえても、これは新たな競争を巻き起こす結果になりそのためにこれは拡大均衡なんですね、広がる。ちっともこれは縮小してはいない。まさに武器管理の非常に悪い国々がある。専門家は触媒核戦争などという言い方をします

けれども、追い込まれたときにある目的を持って核を使う、大國間の核戦争を誘発するなどということがある得るといふ議論もありませんけれども、どうもそっちの方に進む。それを何とか抑えようとするばやほり大臣がいまおっしゃっているようにSALT I、IIのような核軍縮という方向に持ち込ませるを得ないですね、いい悪いは別として。それはフランス語の表現はともあれ、デタントといふものの中心にそれがあられる限りは、私はそれは現実に通常兵力を考へながらやっておられる制服の方もおいでになるはずだけれども、それにも増してデタントといふものの方、大臣がおっしゃったようなことになる限りは、これはやはり大上段にその問題は掲げていかなければならぬことになるという心配を私はする。

だから、それがそう簡単に変わってしまうのは困るのでありますけれども、実は大臣がいまちよとおっしゃっておりますが、「防衛白書に盛り込むことを考へている要点」の中で、前書きの一番最後みたいなところに、「近年デタントといわれこの動きがみられる。」ということであって、あれどの中にどこにもない。まさにフォード大統領が言った、外務省がどういうふうにするんだから、各新聞ほとんど取り上げておられるんだから、火のないところに煙は立たぬ道理であります。そうなるかと防衛庁の内部でもいろいろ討論があったというのを聞いていますけれども、どうもそここのところが、ポスト四次防についての指示なんかお出しになった坂田さん、しきりにデタントに至るところで協調されてきた坂田さん、基盤防衛力構想もそうです。どうもぎくじくつじつと合わぬわけでありませぬ。一体なぜそういうことになったかという防衛庁側の見解というのをひとつ承りたいのと、あわせて私は、いろんなことがある、それにもかかわらずデタントといふものは追求をしていかなければならぬ日本の立場というものはより強くなるという気がするのであります。

これは外務大臣に重ねて承りたいのでありますけれども、したがって外務省がそれを消そうとしたのなら、全くそれは選挙だけじゃないことはわかるわけでありませぬけれども、ポルトガルだ、やれアンゴラだ、あつたわけでありませぬから、わからぬわけではないけれども、余りといえども日本人の本来の付和雷同性が強過ぎる感じがするので、そこらのところは一体どうお考へかあわせて大臣にも承っておきたいのであります。いかがでありますか。

○丸山政府委員 防衛庁の方から、防衛白書の御質問でございまして、ただいまの大出先生の御質問の御趣旨に沿いまして申し上げたいと思っております。

まず第一番目にお断りを申し上げておかなければならないと思っておりますのは、実は防衛白書そのものは、防衛庁が作成をいたしました。閣議に報告をいたしましたから公表するということになっておりますので、現状は、一応防衛庁の案というものはできておりますが、関係各省庁と調整中ではございまして、最終案というものが出ておられるわけはございませぬ。それではこの間なぜあつた形が出たのかということもございませぬが、これは各新聞社の取材がございまして、事務次官から事務当局の考へ方として御説明を申し上げたものが大体あつた形でお出でということもございませぬ。

そこで、ただいま御質問のデタントについてどういう考へ方を持っておるか、また防衛白書ではどういう位置づけといたしましてか表現しておられるかということもございませぬが、このデタントにつきましては、先ほど外務大臣からお話もございませぬけれども、今回の防衛白書を出します過程におきまして、部内におきまして大変この問題も論争の焦点になったことは事実でございませぬ。この辺が今後の防衛計画をどう立てていくかというふうな問題とも非常に密接に関連して行く問題でございませぬし、それから不確定要素が非常に多い

ということからいたしました、はっきりと断定的なことをこの際われわれとして確信を持って述べることができるといふかというふうな問題もあつたわけでございます。

そこで、デタントという言葉自体によりまして表現される中身は、これはもう釈迦に説法になると思ひますが、先生御案内のように、非常に漠然とした意味合いでございます。しかしながら、このデタントという言葉によって表現される国際関係と申しますか、これはやはり米ソ並びにそれに直接つながるNATOといったところの関係を指すのではなからうか。結局問題は核の均衡ということ、いわゆる核の手詰まりと申しますか、こういったことから米ソともに全面的な核戦争はもちろぬことと申しますが、これにつながる通常戦争、在来型の兵器を用いる戦争、全面対決というものは、あるいはそれにつながるおそれのある紛争、こういうものは極力回避しようという米ソの共通の利害がこういう関係を生み出しておるというふうな理解をしておるわけでございます。

そこで、このデタントの用語その他については、ただいまお話がございましたように、フォード大統領が今回の選挙演説中この用語を使わないという話が出たりいろいろしておりますけれども、いま申し上げました全面核戦争につながる戦争は極力回避しようという、こういう基本路線というものはやはり今後の国際情勢の基本として考えていかなければならない。また、それがなければ、国際的な平和の維持というものの基本線をこれ以外のものに求めるということは非常にむずかしいのではないかと。現実的な意味から申します、やはり米ソの間のデタントの関係が基本になつていようというふうには考えておるわけでございます。もちろん、これによって地域的な通常型の紛争、戦争というものが減少する、あるいは絶対的にそれによって回避できるということとはこれは無関係な問題であつて、米ソの問題としてわれわれは理解をしておりますけれども、それ以外の紛争の生起については十分警戒をしてお

かなければならない、こういうふうな考えを結ぶにどういふ形のものになりますか、実は私もこれを作成いたしました直接の担当者ではございませんので、はっきりしたことを申し上げられないのはまことに残念でございますが、大体いま私が申し上げたような方向に進むものというふうな考えをしております。

○宮澤國務大臣 核戦争をいかにすれば防がれるかという問題は、私は結局管理能力の問題ということに尽きてしまふのであらうと思ひます。先ほど核拡散防止条約のことを仰せられました、あの条約の御承認をお願いしております一つの意味は、この管理能力を欠いておるものが核兵器を持つた場合の危険というのを考えざるを得ないからでありまして、大出委員も言われましたが、何かの特定の目的を持って、あるいは相手方の情報の不足から、あるいはまた何かの誤算から、あるいはその国自身の内部権力闘争からというふうないろいろなケースが考えられるわけでございます。それから、そのような管理能力を欠いておると思われる国が持つたことには危険であるというふうなことを考えるわけでございます。幸いにして米ソは、ともに管理能力を持っておると現在考えているのではないかと。これもしかし一九六二年のキューバ危機のときの経験というものがあつて、それで初めて、がけつ縁まで行つて管理能力を本場に持つようになつたというふうな申すべきではないかと思ひます。この両者が管理能力を欠かすか、他の三国に比べて米ソが圧倒的に優勢な立場にございますから、この両者が管理能力を欠かないことが大事であるというふうな思ひますし、それはそう考へていいのではないかと。思ひます。

確かにSALTの交渉にしましても、やや拡大均衡になつておるといふことは残念ながら事実であります。事実でありますけれども、しかし、いわゆる青天井の競争をするよりはともかくも天井を設けようといふことは、不満足ではあつても、考

え方としては何がしかの進歩だと考へることができないのではないかと。ことにお互いにも入り用のキルになつておるといふことはお互いに知つておりました。それが財政の負担になつておるといふことも事実でございます。それから、そういうところからSALTというふうな交渉ができていく利己的な動機というものがやはりあるというふうな考へるわけでありまして、そういうふうな考へてまいりますと、まずまずそのような米ソの間のデタントというものは今後続いていくと信ずる理由があると思ひます。私は十分理のあることであるといふふうな思ひであります。

○大出委員 三つだけ承つて終わりたいと思ひますが、一つは、防衛庁に承りたいのですが、F14の装置の欠陥なんという記事もありまして、FX選定のF14についての欠陥なるゆえんをここに米側の議員が明らかにしているのがございます。火器管制装置主要部分に問題を抱えているとか、それから米海軍の現有機、つまりF14ですね、現有機のうち四分の一は常時稼働状態にないとか、時間がありませんから多く申し上げませんが、この火器管制装置なんというものは、平均千六百時間は修理せずに作動するはずという設計上の計画になっておりますが、平均九十四時間で故障する、あるいはパイロットに必要な情報を与えるコンピュータ、これが二十七十時間は支障なく作動するという計算が、平均百五十六時間ごとに修理している、エンジンがF14の稼働率を下げている主要な要因だとか、細かくありますが、これは私は非常に心配するといふか、憤慨するのではありませんが、F14採用の後いろいろな問題が起りました。耐湿性に弱いか、あるいは暗いとき

の着陸が非常に困難だとか、サイドワインダー、空対空ミサイルなんといふのは雲の中ではどうだとか、まさに聞くにたぬいいろいろなことが後から出てきました。まして、今日ロッキードの問

題があります。こころは、私は非常に神経質になつていただかなければならぬ筋合いだと思ひわけでありまして、そこらを踏まえまして、FX選定の調査団の派遣といふことはどういふことになり、八月とかなにかいろいろ言われておりましたが、どの辺で、いまロッキード問題がございませうけれども、あえてお決めにならうとするのか、また、あえて調査団を出そうとなさるのか、そこらを承つておきたい。

それからもう一つ防衛庁の皆さんの方に承つておきたいのは、P3Cオライオンであります。コーチャン氏にも私会つて、いろいろやりとりいたしておりましたら、途中からコーチャン氏ががらつと態度を変えて、私が防衛をやつておる人間だといふことで売戻りに転じて、あなたからうんと言つてくれれば議会が認めてくれて買つてもらえるんだなんて言い出して、隣の自分の社長室からこんな大きなP2VからP2JからP3Cまで模型を抱えてきてまして、でんと机の上に置いて説明を始めたわけですね。

その過程で一つ問題は、まさに日本の防衛庁といふのはP3Cオライオンを買わざるを得ないんだと言わんばかりの話しも出てくる。なぜならば、アメリカの国防総省の中にDSAといふんです、ディフェンス・セキュリティ・エージェンシーですか、調達本部みたいなものだと私思ひます。この一番でつべんの人はゼネラル・フィッシャーですか、魚と同じスベルを書きます。フィッシャー中將でしょうね。この人は空軍だと私は思ひますが、その下に海軍のアドミラル・ファンクスといふ方がおいでになるのです。ファンクス提督。コーチャン社長はこのファンクスさんと大変仲がいいのだといふことを言ひまして、P3が一番すぐれているのだと申す、ロッキードがIBMとかユニバックなどを一括した主要契約者でございますから、そうすると、機体は要らないから中身だけ売つてくれと言つたつて、それはできないというわけですね。だから、私が向こうに行つて調べ

ている過程で、防衛庁の方は四月中に意思表示をする筋合いだということになっていて。本当に四月中に意思表示をするのか、本当に、こんな時期に、と思つていたわけでありましたが、たまたま出てまいりまして。皆さんの海軍の方がP3Cがいりんだということ、ポスト四次防で防衛力整備計画の中でP3C四十一機と明記して要求した、これは穏やかならぬ、こう私は当時思つたわけでありまして。ところが、今度はもう一つ出てまいりましたのが、この電子装置の国産はできない。つまり、これは坂田さんでなければ、機体は国産をする、だが中身はと言つたら、中身だけは買えないと言つたんですね。さつき私が申し上げたように、主契約者はロッキードでございます、これはもうロッキードの社長さんがそう言つておられるので、ユニバックスだのIBMだのというのは、わが社が全部代表してやつておられるのだと言つたわけですね。海軍と一括契約だ、中身だけと言つてもできないと言つたのです。そこで、海軍の方の言うように、それならもうP3を買わざるを得ぬということになる。これは穏やかならぬ。ところが、今度は、そういう意思表示だけはしておいて、PXLの配備は二年延期だと言つて。P2Jとて、PXLの配備は二年延期だと言つた。石油というのを調べてみたら、稼働時間数その他が実はまだ二年ぐらゐ先まで使えるんだつたのだ。石油ショックのときなんか余り訓練しなかつたからというもつともらしい理屈ですが、それはその金が流れているのだから、いまいちうっかり—まだP3C買つてないから、選挙の前に金をばらまいて騒ぎになつても立候補しなければ消えていくと同じ意味で、P3Cまだ買つてないじゃないかということになると、金は流れたけれどもということになりかねぬです。そこで二年延期、何が一体本当なんだということになる。さつぱりわからぬ、防衛庁さんお考えなのは、ただ一つわかるのは、私が向こうでいろいろ話をしたり聞いたりしてきたDSAの話をしたが、もう四月あり

確にした、四十一機ポスト四次防でP3Cと書いて、新聞に載つたのですから。だが、それを今度は二年というので延期をした。まんな中で電子装置の国産は困難だという。だから買わなければいけぬ。形の上では英国のニムロッドなどもあるわけでありまして。独仏共同開発のアトランチックなんかもあるわけでありまして、まだできてないけれども。そうでしょう。並んではいるけれども。その中でP3なんだと海軍の方から要求を文書で出したということは並み並みならぬことだと私は思う。そこらにも触れて、一体何が本当なんだ、わからぬものですから、承りたいのです。

それから、この稼働率が低いということの一番大きな原因となりましたのは、適正な交換部品の準備がなかつた。これは新しい航空機の開発の場合には、それぞれの部品についての程度の使用率があるか、故障率があるかということであらかじめ推定をいたしましてやりますので、どうして実際に運用した場合のそごが出てくるわけでございます。そこで、一番クリティカルな交換部品について足らなかつたというところが原因になっておるようございまして、この点は初期の見誤りであつて、今後は正はできるといふことのようにございまして。

ないかというお話でございますが、この点につきましては、御案内のようにP2Jそのものも、ある時期に来て突然としてダウンしてなくなるというのではなくて、全体がなだらかな線だんだん減つていくわけございまして、それにかえて新しい飛行機をこへ入れていくという、こういう計画を立てているわけございまして、P2Jの場合には耐用が七千五百時間ございまして。それと実際の運用の実績というものを詰めてまいりまして、もちろん石油ショックが—これは一種の冗談でございます、あのときもやはり最小限度の演習はやつておりますので、別にあれが原因をしておるのではございませんで、それを実際計算値とそれから実績値との間の誤差と申しますか、その幅で若干、一年ないしは二年ピークの時点を見らうことが可能ではないかということをお内局で検討しておるといふことございまして。この点は海上自衛隊と十分詰めてまいらなければならぬといふふうにお考えしております。

明申し上げたいと存じます。まず、FXにつきましては、現在のところ、予定いたしましたは、五月二十一日から五十六日間ございまして、約十名でございますが、アメリカに派遣をするという予定になっております。团长はまだ発令になっておりませんが、小松空将を充てる予定になっております。そういうことで、今回御存じのようにこの調査の対象になっておりますのはF14、15、16の三機種でございます。それから、先ほどF14については稼働率が低いという問題でございますが、これは先ごろエアロスペース・デイリーというアメリカの航空機専門の雑誌でございますが、これにその問題点が指摘をされております。それから、新聞の報道によりますと、アスピンドン院議員がやはりこの問題を、下院の軍事委員会だつたと思つて、ちょっと委員会ははつきりいたしておりませんが、この質問があつたというところございまして、大体私どももまわかつておりますのは、まずエンジンのトラブルが一つ大きな要素のようございまして。これは御案内のようにターボファンを使つておるわけございまして、このファンの部分と、それからあと、空気をシールいたします部分の中に問題点があるというところで、これはエアロスペースによりますと、すでにこれに対する回収措置はとつてあるというふうな伝えられております。

それから中を、機体とはらわたを分離するといふ考え方は、これは昨年の当委員会において大出先生に私もお答え申し上げましたが、あの当時からみんな考へておるわけございまして、その辺については技術的のいろいろの問題点がございまして、まだ最終的な結論には到達をいたしておりません。この点については、私、それから久保次官がアメリカに行かれたときに、先ほど名前官の挙がつておりましたDODのゼネラル・フィッシュにもこの可能性について久保次官から直接要請をいたしておりました。ただし、これはいづれも、当方の技術的な検討の結果、確信を持って正式にアメリカに申し入れておるものではございませんで、一応の打診を行つておるといふところでございます。この点は、たとえば先ほども御揭示になりましたイギリスのニムロッド、それからアトランチック、これもいづれも中の電子機器は大部分がアメリカ製品でございます。こういう点から、アメリカ製品を使つて航空機は日本で開発というふうな形のものがないのかどうかという

それから、この稼働率が低いということの一番大きな原因となりましたのは、適正な交換部品の準備がなかつた。これは新しい航空機の開発の場合には、それぞれの部品についての程度の使用率があるか、故障率があるかということであらかじめ推定をいたしましてやりますので、どうして実際に運用した場合のそごが出てくるわけでございます。そこで、一番クリティカルな交換部品について足らなかつたというところが原因になっておるようございまして、この点は初期の見誤りであつて、今後は正はできるといふことのようにございまして。

それから中を、機体とはらわたを分離するといふ考え方は、これは昨年の当委員会において大出先生に私もお答え申し上げましたが、あの当時からみんな考へておるわけございまして、その辺については技術的のいろいろの問題点がございまして、まだ最終的な結論には到達をいたしておりません。この点については、私、それから久保次官がアメリカに行かれたときに、先ほど名前官の挙がつておりましたDODのゼネラル・フィッシュにもこの可能性について久保次官から直接要請をいたしておりました。ただし、これはいづれも、当方の技術的な検討の結果、確信を持って正式にアメリカに申し入れておるものではございませんで、一応の打診を行つておるといふところでございます。この点は、たとえば先ほども御揭示になりましたイギリスのニムロッド、それからアトランチック、これもいづれも中の電子機器は大部分がアメリカ製品でございます。こういう点から、アメリカ製品を使つて航空機は日本で開発というふうな形のものがないのかどうかという

あるというふうな伝えられております。

それから、この稼働率が低いということの一番大きな原因となりましたのは、適正な交換部品の準備がなかつた。これは新しい航空機の開発の場合には、それぞれの部品についての程度の使用率があるか、故障率があるかということであらかじめ推定をいたしましてやりますので、どうして実際に運用した場合のそごが出てくるわけでございます。そこで、一番クリティカルな交換部品について足らなかつたというところが原因になっておるようございまして、この点は初期の見誤りであつて、今後は正はできるといふことのようにございまして。

それから中を、機体とはらわたを分離するといふ考え方は、これは昨年の当委員会において大出先生に私もお答え申し上げましたが、あの当時からみんな考へておるわけございまして、その辺については技術的のいろいろの問題点がございまして、まだ最終的な結論には到達をいたしておりません。この点については、私、それから久保次官がアメリカに行かれたときに、先ほど名前官の挙がつておりましたDODのゼネラル・フィッシュにもこの可能性について久保次官から直接要請をいたしておりました。ただし、これはいづれも、当方の技術的な検討の結果、確信を持って正式にアメリカに申し入れておるものではございませんで、一応の打診を行つておるといふところでございます。この点は、たとえば先ほども御揭示になりましたイギリスのニムロッド、それからアトランチック、これもいづれも中の電子機器は大部分がアメリカ製品でございます。こういう点から、アメリカ製品を使つて航空機は日本で開発というふうな形のものがないのかどうかという

それから中を、機体とはらわたを分離するといふ考え方は、これは昨年の当委員会において大出先生に私もお答え申し上げましたが、あの当時からみんな考へておるわけございまして、その辺については技術的のいろいろの問題点がございまして、まだ最終的な結論には到達をいたしておりません。この点については、私、それから久保次官がアメリカに行かれたときに、先ほど名前官の挙がつておりましたDODのゼネラル・フィッシュにもこの可能性について久保次官から直接要請をいたしておりました。ただし、これはいづれも、当方の技術的な検討の結果、確信を持って正式にアメリカに申し入れておるものではございませんで、一応の打診を行つておるといふところでございます。この点は、たとえば先ほども御揭示になりましたイギリスのニムロッド、それからアトランチック、これもいづれも中の電子機器は大部分がアメリカ製品でございます。こういう点から、アメリカ製品を使つて航空機は日本で開発というふうな形のものがないのかどうかという

点については、いろいろ問題はあろうと思いますが、全く可能性のない問題ではないというふうに考へておるわけでございます。

いづれにいたしましても、こういう点についてロッキード事件ということではいろいろ国民の疑惑という問題もございまして、かねがね総理並びに大臣が言われておりますように、国民の納得のいける決定の仕方ということでこのPXL問題についてのはっきりした解決といえますか、方針をお決めいただくということもございまして、方針をいふふに考へておるわけでございます。

○大出委員 時期的にはいつごろになるつもりですか。

○丸山政府委員 一応本年の八月のポスト四防全体計画を取りまとめまして、その初年度としての五十二年度予算を財政当局に要求を出します九月初めまでは、何とか方向を決めたいというふうに考へておるわけでございます。

○大出委員 最後ですけれども、大臣に承りたいのです。

民主候補のカーター氏の在韓米軍撤退論などというのもございまして、選挙で公約をしておやりになって当選をすれば、多少なりそっちの方向に向かざるを得ないだろうと思つておるわけでありまして、キッシンジャー氏がやめるにしてもやめないにしても、大分混沌たる政治情勢のようでありまして、また、日本海がソビエトの海であるなどというところを考へておるわけでありまして、この情勢分析については旧来から外務省のいろいろな意見が入っているわけでありすけれども、どういふふうにかの辺りになつておられるんでございませうか。これから先の防衛論争等とも関連もございまして、最後にちょっと御見解だけ承つておきたいわけでありす。

○宮澤國務大臣 カーター氏がそういうことを言つておられるということは私も報道で読んでおるわけでありす、これもやはりある意味で選挙中には発言が多少極端になるということは、民主

主義国ではどこでもそういうことがあろうと思つておるわけでありす、ただあの考へ方は少し注意深く読んでみると、韓国の朴大統領が、数年先のある時点で韓国自身で整備し得る時期が来るということをおっしゃることを頭に置いて、そういうことになればというふうな前提はついておるようでありまして、非常に具体的にスケジュールを無条件にカーター氏が言ったものではないようでございます。

私としたしましては、一般的に、朝鮮半島の状況に急激な変化を与えるような一方的な措置にアメリカが出るということはないかというふうにお考へてよろしいのではないかと、現在の段階でないと考へておるわけでありす。

○大出委員 時間がございませぬからこの辺で終わらしていただきますが、丸山さんにお願ひしておきたいのです。

FXにしろPXCにしろ、PXLの段階であるにせよ、これだけは私は一九五〇年に自衛隊が歩き始めましてから二十六年ばかりになるんですけれども、五兆円を超える買入物をしてるわけですね。あるいは六兆円に近いかもしれない。その三分の一は航空機ですね。そうすると、二兆円に近いものを買つておる勘定になる。コーチャン氏が私が聞いてお話になっていました。商社マーティン二〇〇なら、商社マーティンが四百億もあることになる。のみならず、今度ライオンを生産をすれば、三菱重工以下日本の企業はそれなりにすそ野で企業利益があることになる。おまけに、それにロッキードの問題で賄賂を上乗せしてやるから国民に迷惑をかけることになると、これは国防の名によつてとんでもないものを買つてきたことになるわけでありまして、こういう時期に——確かにこれは二つの報告が本年初めに米議会に出されておることも知らぬわけでもなし、日本の対潜能力を高めることがアメリカの責任だといふ言ひ方などもある中でありすけれども、かと言つて国民的な意味の基盤防衛力構想がさうであつたように、立場は違ひますけれども、やはりコ

ンセンサスを求めるということならなおのこと、よほどこれは慎重に、あせらずに、どっちの方向に日本が向くのかということを検討する必要があると私は思つておりますから、安易にいつごろというふうなことにすべきではないかと思つておるわけでありす。この点だけは特にひとつ申し上げておるわけでありす。遅く始めたので大変遅くなつて恐縮でございます。

○木野委員長代理 瀬長亀次郎君。

○瀬長委員 沖繩における公用地等の暫定使用に關する法律、いわゆる公用地の問題について質問したいと思ひます。

その前に、沖繩における土地収用の経過、歴史というのですか、これを簡潔に申し上げて、その段階段階で質問したいと思ひます。

最初に軍用地として接収されたのが一九四一年から一九四四年まで、これは日本軍の軍事権力によつて、その当時は治安維持法もあり、特高警察もあり、憲兵というふうな軍事情報がバックにあつて、総動員法によつて収用されたというのが大体の経過であります。これが第一段階。第二は、占領軍が沖繩に進攻して、それが四五年四月の五日にミニッツ布告が出されて占領支配が始まる。そして中国の革命と中華人民共和国の成立や朝鮮戦争を契機にして、一たん返したものをまた接収するという状態。その次はヘグ陸戦法規に基づいてやつたということになり、第三段階は一九五二年の四月二十八日、講和発効後接収が始まる。いろいろ占領軍は布告、布告というものを出してあります。これによつて接収されているわけでありす。これが第三段階。第四段階が一九七一年の十二月三十一日に発効した沖繩における公用地等の暫定使用に關する法律、これが第四段階。さらに現在、坂田防衛庁長官の記者会見では、十四日の閣議にかけて国会に提出する運びであるといふことが新聞記事にありました。これが第五段階。これは何か新聞報道による

と、沖繩県の区域内に所在する駐留軍用地等の境界の明確化等に關する特別措置法といったような長い名前になつておるようでありす。

最初にお尋ねしたいのは、旧日本軍によつて一九四一年以降接収された土地の面積及びどこがどういふふうにか接収されたか、現在何に使われている、その土地代は払われているのかどうかといった問題について、これは防衛施設庁ですか、防衛庁ですか、おわかりであれば発表してもらいたいと思ひます。

○斎藤(一)政府委員 防衛施設庁は、法律によりまして御案内のように自衛隊の施設に關する事項とそれから駐留する米軍の施設に關する事項をその仕事としてやつておりますので、いまお尋ねの戦争中の軍用地の問題については、もしわかつておればお答えできるのですが、いま全然手元に資料がないので、直ちにお答えしかねます。

○瀬長委員 これは昭和五十年六月二日に、沖繩県読谷村長から防衛施設庁長官久保卓也殿あてに、読谷飛行場跡地の返還要求に關する陳情が出されて、二項目です。読谷飛行場跡地を速やかに元地主等に返還すること、終戦以来現在までの軍用地料を支払ふことといつて出されてあります。さらに昭和五十一年三月六日に、沖繩県議会は、旧日本軍用地の返還に關する意見書を全会一致で決議して政府に出しております。この措置について、政府はどういふふうな措置をとられたか。どこの省か、おわかりですか。

○銅崎政府委員 旧軍が終戦の直前に飛行場にするといふことで土地の接収をしたということには承知しておりますが、ただ、詳細な数量その他は記憶ございませぬが、その間の事情がどうであつたのかということにつきましては、現地でいま調査をしておるという段階でございます。

○瀬長委員 これは県議会が決議したときの資料とわれわれが行つて調査したもので、現在面積九百四十三万九千九百九十九平方メートル、これは伊江村が七十三万平方メートル、接収年月日、地主の数、全部書かれてありますが、現在の状況、伊江

島の例の射撃場、これは核爆弾模擬訓練をやったところですね。それから与那城村が三万七千平米、勝連村が十萬、読谷村が二百六十六萬一千、嘉手納村が四十八萬、那覇市が三十三萬七千、佐敷村が六千、与那原町が四萬六千、宮古、これは一番多い三百三十四萬、石垣——八重山ですね。百五十萬二千、この合計がいままで申し上げました九百四十三萬九千平米、これが全然未処理であります。たとえば、伊江村七十三萬平米、これは大部分が現金未受領。それから与那城村三萬七千平米、全部現金を受け取っております。勝連村は大部分が現金は受領している、現在保安林、農耕地、軍用地、その三つに分かれています。それから嘉手納村、これは大部分が現金未受領。那覇市、現金、ただし預金受領。それから佐敷村、全部が現金、手形でやられた。与那原町、全部が現金、預金受領。

こういふことで、私が申し上げたいのは、これだけの大きい面積を総動員法で取り上げておいて、要求があるにもかかわらず未処理にしてある。しかも実情すらわからない。しかも、沖縄県議会議が超党派での返還を要求している。

これは資料によれば、たとえば「宮古島飛行場用地買収事情についての認定書」、これは昭和三十三年十二月十四日、厚生省援護局長の名で、「第二次大戦中日本軍が宮古島に飛行場を設定するため土地を買収するに際し、地主に対し、「戦争が終れば土地は旧地主に払い下げる」とを口約したことは事実であると認定する。」と向こうの地主にやっています。

いろいろ証拠はあるんですよ。たとえば、元第三軍参謀陸軍大佐八原という有名な人がおりました。この人も同じことを言っているのです。戦争が済んだらお返しするという了解のもとでやっただけのことですね。

それから、これは一九六五年八月三十日、高等弁務官が任命した土地諮問委員会が弁務官あてに、「不用の旧宮古飛行場用地について」という題で出している中で、最初に、「地主は土地に對

する適正な補償を受けませんでした。というのには、恐らく地主のために買上価格が日本政府により国債に投資されるか或るいは郵便貯金にされたためであります。」といったようなことが、高等弁務官の任命による土地諮問委員会の意見として出されている。

こういふのはたくさんあります。いわゆる戦争協力、御国のため、まあ公共の利益というふうに表示が交わっておりますが、いざれにしても、御国のために土地を収用した。これはもうひどい。読谷の地主会長の言ったことを見ると、大変な脅迫が行われた中で接収されているという実情です。こういふ件について、政府は全然何の手だてもしておらないということになると、一体どうなるのかということですね。これは施設庁の方で担当しておりますか、開発庁ですか。

○吉田説明員 いまお尋ねの第二次大戦中に旧陸軍軍が買収した土地の問題は大蔵省が担当しております。御案内のように、復帰まで米軍が管理しておいたわけでございますけれども、復帰と同時に大蔵省が引き継いでおります。

なお、その数量につきましては、先ほど先生の方から数字のお示しがございましたが、一応私どもで把握しておりますのは、第二次大戦中に買収した国有地の総数量は約千二百萬平方メートルというふうに把握しております。

○瀬長委員 いまの地主の要求に対しては、まだ処理できていないということになるのですか。また吉田説明員 このいわゆる旧軍買収地問題につきましては、復帰当時からいろいろ地元から御要望もございました。また、国会でもいろいろな委員会等で何回も取り上げられてきております。そういういろいろな国会の質疑の過程等の中におきまして、一応三カ年をめどにしまして買収の実情を調査するというのを当時政府の方から答弁いたしました。それが現在まで調査をやってきておるわけでございますけれども、大体目ぼしい物的な資料は収集し終えたというふうな考えております。

す。○瀬長委員 いま大蔵省から答弁がありましたように、いまだにこの収用された土地の問題が解決し得ない。そしてとうとう四五年、アメリカに占領になって、相当いろいろ、いまから考えても身の毛のよだつような方法で接収しておりますが、この点御承知かどうか。たとえば一九五二年に講和条約が効力するわけですが、五三年、那覇市の銘別、いまは軍用の住宅地になっております。それから同じ年の那覇の小緑の具志部落。さらに十五年、伊江村の真謝部、現在射撃場。それから宜野湾伊佐浜、これがいま軍のモータープールに使われておる。こういふような場所、どういふ方法でアメリカはこの用地を接収したか。政府はこの点について御承知ですか。これは防衛施設庁あたり、何か御承知ですか。

○瀬長委員 これは私、土地接収を直接見て知っておりますが、銘別はいま米軍の住宅地になっておりますが、ここは墓地をブルドーザーでつぶして、白骨も全部ブルドーザーの下敷きにして、機関銃で両方からはさんで、あれは接収じゃなしに強奪した。これは事実歴史の証言なんです。小緑の具志部落、いまも軍用地になっておるんですけれども、これは催涙ガスを風下からまいて三中隊で包囲したが、風下からまくものだからアメリカは自分が吸ってしまおうというふうなことも起こりました。いざれにしても機関銃でもって威圧してとったところ。伊江村の真謝部、これは石油を上からかけて焼いて、それから家を倒す。ブルドーザーを入れる。伊佐浜しかりなんです。これは占領中ですからヘーグ陸戦法規を守らなくちゃいけないわけ。とりわけ占領軍のやっちゃいけないこと、私有財産は尊重せられなくちゃならないこと、略奪は無条件に禁止

されておるはずなんです。占領目的のためであれば略奪してもいいということはない。そうなりますと、現実にはアメリカ軍が使っている大半の中心部分は、ヘーグ陸戦法規を踏みにじり、武力をもって強奪したという歴史の事実が否定できないと思えます。これが占領中における米軍の土地収用の実態であった。

だから、沖縄返還当時この公用地の問題が審議されたときは、この公用地法は強奪法だというふうなことまで言われたわけなんです。その点について、ヘーグ陸戦法規はそういう行為を許しているのか、許していないのか、これは外務省に一応お伺いしたいのだが、どうなんでしょう。そのときは、占領軍のよりどころはヘーグ陸戦法規と申しておりましたが、そういふ点どういふ解釈をされておるか、お伺いしたいと思います。

○中島政府委員 ただいまお尋ねの点でございますが、手元にヘーグの陸戦法規を持っておりませんが、正確なお答えができませんが、いざれにせよ、ヘーグの陸戦法規は私有財産の尊重という原則に基づいてつくられておるものであるというふうな理解しております。戦争中に陸戦法規に照らして実際問題としていろいろ問題があったというところは、文献その他で伺っておる次第でございます。

○瀬長委員 陸戦法規例三関スル規則の第四十六條、私権の尊重、「家ノ名譽及權利、個人ノ生命、私有財産並宗教ノ信仰及其ノ遵行ハ、之ヲ尊重スヘシ。」「私有財産ハ、之ヲ沒收スルコトヲ得ス。」これははっきり私有財産沒收の禁止をうたっている。それから四十七條、略奪の禁止、「掠奪ハ、之ヲ嚴禁ス。」いわゆる占領地における軍事権力、占領軍といえども私有財産を沒收したり略奪したりすることは絶対にやっちゃいけません。ただし書きとして、占領目的を達成するために法律を停止したり、いろいろなことはありますが、少なくとも私有財産の沒收あるいは略奪、被占領住民をスパイに仕立て上げること、これは全部禁止事項になっている。にもかかわらず、いま申し

上げた個所ではほとんど、武力接収によってアメリカが基地を構築したということは事実なんです。

私がそれを申し上げますのは、これは引き継いだわけですから、そういう原点からいろいろ検討しないと、今度またつくりかたとする新しい収用法に対する国民の理解の仕方がまちまちになっちゃうかぬ、はつきりする必要があるということ、それを聞いておるわけです。いま言っているところは事実やつたのです、私は見たのだから、これは当時の佐藤総理にも申し上げたのですが、向こうは返事をしませんでした。外務省、それにいつて何かありますか。

○中島政府委員 戦闘行為が行われております間の米軍の行動及び實際上戦闘行為が終わってからの占領軍としての米軍の行動、これらはいずれも、米軍としては、アメリカ自身の指令、もろもろの軍隊の法規に従って彼らなりにやっていたのであらうと思われまます。ヘーグの陸戦法規上略奪などは許されぬことは当然であります、陸戦法規のもとでも収用の概念に合致するようなものは基本的に許されるはずで、ただそれに伴った補償とか請求権の問題が生ずるということであるからと、法律的には思われます。それらのアメリカ側のとりました行動から生じた請求権の問題は、沖繩の復帰に当たりまして、返還協定の交渉において、第四条でそのようなことから生じた請求権の問題を処理したという形になっておる次第でございます。

○瀬長委員 この問題は、今月の十五日に、国相手に地主から違憲立法であるということで現在の軍用地の解放を要求する第一回裁判があつて、国の方がそれに対して答弁しなくちゃいかぬということになります、その点は後にしまして、いまの公用地法は七一年十二月三十一日に立法されて、来年の五月十四日ですかに期限切れになる。それで、引き続き新しい法律をつくってアメリカに基地を提供し、自衛隊が基地を使うといったよるな政府の考えであるようでありまます、この法

律はどういう名前ですらう内容のものであるか、これは施設庁の方からお答え願いたいと思ひます。

○斎藤(一)政府委員 ただいまお尋ねの件は、ただいまの時点においてまだ成案が確定したわけでもございませぬ、これからの取り扱ひも必ずしも明確ではないのでございませぬ、いまの時点における私どもの考え方、それから今後どうなるだらうかということ、現況などを少しく御説明したいと思つております。

御案内のように、いま防衛施設庁は、先ほど申し上げましたが、自衛隊の施設及び米軍の施設にかかわる仕事をやっておりますが、一方沖繩の場合、先ほど来御説明があつたように、過去の戦争のために土地の境界が明確でない、地籍が不明確である。その他いろいろの問題がございませぬが、地籍不明確という問題が施設の外でもいろいろの問題でございませぬ、われわれが取り扱つておる防衛施設の中でも境界が不明確であるがためにいろいろ困難な問題が出ております。たとえば施設の一部返還するということになつてもなかなか返還の処理がそのためにうまく進まない、あるいは返還して跡地を利用しようといつても所有者の境界が明確でないで跡地処理がうまくいかない、あるいはまたいま貸借料を契約ができた人に払つておられますが、その際にも地籍が明確でないために真に正しい面積に相当する貸借料が払えておるかどうか疑問があるといつたようないろいろな問題がございませぬ。

そういうものの一環として当面一番問題になつてきたのは、先ほど来お話ししたゆるゆるの公用地暫定使用法でございませぬ、これが来年の五月十四日で五カ年の期限が切れるので、その場合にわれわれといたしましては米軍に提供しておる施設の中で必要などころはなお話を続けてでも使用したい、話がつかなければしかるべき適法な手続で使用することになつておると思ひますが、なかなか契約が進まなくて、過去この暫定使用法ができたとき的一条二項の訓示規定に基づいて契約

を進める努力をしまつて、三千件ばかりの契約地が現在では約九百七十件ぐらになつておりますが、これがまだまだどうなるかわからぬ。

したがって、来年の五月十四日の時点で契約がでない土地についてはどうするかということになります、これはわが国内の一般法によつて、たとえば土地収用法なりあるいは米軍の場合であればいわゆる特措法によつて手続をとつて、そして合憲、適法な手続をもつて使えるようにしたいと思つてございませぬ、その場合に地籍が明確になつておらない、境界がはつきりしない土地は特定できませんので、これらの土地収用法なり特措法の手続に乗せることができないという、要するに地籍不明確のために生ずる一つの大きな問題があります。

それやこれや考えますと、やはり防衛施設の中で地籍を明確にするということがいろいろな問題を解決する根本であるといふふうに考えまして、防衛施設の中では防衛施設庁がこの地籍を確定するための世話役をするということも法律でもつてお決めいただき、そしてなるだけ早く地籍を確定していろいろな混乱をなくしたい、それができるまでは未契約の土地についても一時使用をすることを法律で認めていただく、そしてなるだけ現行の一般法に移つていくということがいま問題の処理に對する正しいやり方ではなからうかといふふうに考へて、そういう立法を関係省庁あるいは法制局と相談して立案を急いでおるわけでございます。その成案はまだなかなかかどつておりませぬので、いま申し上げた考へ方がまた変わつていくかもしれませんし、あるいはまた細部にわたつてはかなり変化があるかもしれないので、以上申し上げた考へ方をもつて御了承いただきたいと思います。

いつ法律にするかということも、私どもも行政官庁としてはしかるべき成案を得た上で高度の立場から御判断いただくといふふうに私は思つております。

○瀬長委員 去る一月の二十九日に地籍問題で施設庁の係からいろいろ聞いたんですが、現在、施設庁は返還後の土地に対する確定作業を行い、開発行は返還前の土地に対する地籍確定作業を別々に行つておるといふことでしたが、現在の地籍確定作業の現状と計画と展望を簡潔に両方から説明してもらいたいと思ひます。あのときはぜひぶんうまいぐあいに計画が進んで、五、六年すれば完成するんじゃないかといふことでしたが、地籍の確定作業の現状と計画と展望、これを簡潔に両方からお願ひします。

○鋼崎政府委員 最初に、復帰の後に所有者に返還された土地の境界確定でございますが、この境界確定につきましては防衛施設庁におきまして原状回復補償の一環といたしまして境界設定費を補償して、それによりまして関係土地所有者が集団和解と俗稱しておりますが、集団和解を基礎として境界確定作業を進めることとしておられます。その際、那覇の防衛施設局が可能な限り協力、援助するといふことで、四十九年度に行いました航空測量によります現況測量、この結果作成された航空写真、それから現況測量圖、それに戦災前の航空写真と土地の所有者、団体及び市町村に提供いたしております。

それで、現在、五十一年五月十日現在でございますが、既返還施設で境界確定を要するものがポロ・ポイント射撃場等二十三施設ございまして、面積で約千百万平方メートルございませぬ。このうちで境界設定費の支払いが完了した施設は二十一施設になつておられます。そして、五施設につきましてはすでに境界の確定が完了しておられます。それから、残りの十七の施設につきましては現在境界の設定作業を実施または準備しておるといふことでございます。それから瑞慶覧通信所等三施設につきましては現在現地を調査中でございます。いまして、これも、調査が完了したら境界設定工事の実施あるいは準備にかかるといふことでございます。これは復帰後返還になりました施設でございますが、現在提供しておる施設につきましても、施

設庁におきましては境界の確定作業をいたしておるわけですが、沖繩県におきまます現在の提供施設五十七のうちで、土地の境界の確定を要すると認められるものが二十八施設ございます。当庁におきましては、先ほど申し上げましたように、航空測量による現況測量を実施いたしました。その結果作成された航空写真、現況測量図、それに戦災前の航空写真を関係土地の所有者に参考資料として提供いたしております。五十年

度におきましては、これらの資料を基礎にいたしまして、市町村界、大字界、小字界を順次測量いたしまして、小字の中をさらに地形、地物をもとに区画測量することになっております。これらの工事は五十年三月に完了いたしております。こういうふうには、市町村界、大字界、小字界、それからさらに小字の中の地形、地物を区画測量していくわけですが、実際にこの土地がどなたの土地になるかというその土地の確定につきましては、これは私権にかかわる問題でございます。土地の所有者が主体的になって作業を進めるといことが原則でございます。

そういうことで土地の所有者が主体的になりまして作業が終了した段階で、今度は関係の土地所有者全体による集団和解を基盤とした境界確定作業を進めるといことなるわけでございます。すけれども、現地の那覇防衛施設局が積極的にこれに協力、援助して、問題の解決を図りたいと考えております。

この調査はまず三段階に分けて考えているわけですが、最初にいろいろ関係の図面を差し上げるわけですが、その後図根測量をいたしまして、それから地図の編さんするための基礎作業に入り、それから地図の編さんをするわけでございます。ただいま申し上げました地籍確定を要する二十八施設につきましては、一、二を除きまして大体図根測量を終わっておりまして、現在第二段階の地図の編さんの基礎作業にかかっておるとい段階でございます。

○柳川説明員 沖繩開発庁では、非軍用地域、これは復帰前に返還された軍用地が大部分でございますが、この境界不明土地の地籍の明確化のため、かねて沖繩県を通じて調査を実施いたしているところでございます。それで、五十年から土地所有者の合意に基づく境界確認の作業に入っております。五十年年度実施しました西原村につきましましては、県及び西原村並びに関係者の多大の努力によりまして、大半の土地所有者の合意を得て、現在最終成果の取りまとめ中でございます。地籍の明確化も間もなくできるというふうに考えております。

なお、五十一年度におきましては、沖繩市及び読谷村において境界設定調査を実施する予定でございます。それで、五十年年度を初年度としまして大体五カ年計画で沖繩開発庁所掌の境界不明土地の地籍は明確化したい、かように考えております。

○瀬長委員 いま防衛施設庁の方では集団和解方式で三段階に分けてやっている。施政権返還後において返還された土地についての地籍確定の作業の方法が明らかになっている。さらに、返還前の返還土地については開発庁の方で大体五カ年計画を立て、しかも、この前もおっしゃっていました。西原あたりでは非常に順調にやっていることである。それで問題は、法律をつくらなければならないというふうなものは、私、もう一つ聞きたいのは、軍に提供した施設、この地籍の確定が、いま皆さんが考えているような方法で事実できるのかどうか。たとえば、地主が入り込んで、ここら辺に私の井戸があった、ここら辺に何か農道があったとかいいたような、嘉手納なら嘉手納へ入ってそれができるのかどうか。できれば非常にいい方法だと思いますが、そこら辺の見通しを言ってください。

○斎藤(一)政府委員 いまお尋ねのような見通しの問題いろいろございまして、私も、その点については十分実情を考えたながら検討してみるのでございますが、これは基地の態様によって

一概には言えないかと思っております。たとえば弾薬庫のように原形が大体維持されておって一部分だけ工物があつた、あるいは居住地なんか余りもとが壊れておらないところがございます。それから、一番困難であると思われるのは、飛行場の滑走路のようになって、のっぺらぼうになってしまつてちよつとめがないというところもあつた。実情によつて、非常に申しかねると思つたところと大変困難なところというふうに相当開きがあるのではないか。そういうわけで、簡単なところは非常に容易にできますが、非常に困難なところについては、かなりの根拠があつて、私も、手伝いする場合には、その法律に定められた手続、しかも手伝い以上はかなり明確に手順が決まつておることが必要だといふふうに考えておるわけですが。

○瀬長委員 基地の中に入って事実上調査できるのかどうかという問題は、いまあなたがお答えしたような単純な問題じゃないかと思つた。事実がわからぬでしよう。できますか。いま航空写真を撮つてやると言うのですか。航空写真の場合には、飛行機を飛ばせたくれと言つて撮ることもないが、実際上地主が入り込んでいって、あなた方、援助すると言いますね、お考えは、これは可能ですか、可能でないのか。これはあなた、常識ですよ。パイプラインの後でまともな申請をします。あのパイプラインの施設も提供した施設であるというので、現にある上は道路になつておるのですよ。ところが、その道路になつておるところを舗装しようとしても、軍の許可がなければ舗装もできぬというふうな実態でしよう。現に軍事基地、区域、施設を提供しているところの中で、地籍の確定作業が一体できるのか、これを明らかにしないといけないところまでできているんじゃないですか、言ってください。

○斎藤(一)政府委員 お尋ねは、米軍との関係がむずかしいだらうということですが、私どもも権限を持つてするということになれば、米軍

と十分話し合つて、米軍の十分な協力を得ながらやるべきことはやらなければならぬといふふうに思つております。その件について、こういう法律をつくるので、法律ができたならば米軍は立ち入りを許可するかどうか点についての話はついているのですか。

○斎藤(一)政府委員 現在でも、作業の段階でいろいろ話を付けてやっておりますので、そういう法ができた場合には、なおさら話がつきやすいといふふうに思つております。

○瀬長委員 これは、だらうといふことじゃ問題にならぬですよ。事実、そういう目的が実際に大きい目的は何ですか。まず言つてください。切れますね、来年五月十四日には切れる。臨時につくつたものですね。あくまでも臨時だ、切れる。それが目的ではないですか、米軍に土地をやる、自衛隊にも土地をやるというのが主目的じゃないですか。そこら辺、答弁してください。

○斎藤(一)政府委員 先ほどもお答えしたように、地籍が不明確なためにいろいろ問題が片づかない。そのうちのひとつとして、公用地暫定使用法が切れた場合に、本来ならば取用特許法にのつとるべきなんです。この手続は、特定できないものを対象にできないという別な法解釈の論理がございまして、その間に立つて合憲かつ適法に、どういふ扱いに扱えばいいかということを考え、地籍確定をすることによって諸問題のいろいろ難点が解決するといふふうに思つております。

○瀬長委員 現在の公用地法の場合には、地籍確定はしないで一括してやつたですね。その間に、そういう準備は何もなされなかつた。だから、今度は地籍確定をするということの一つの目的にし、それまで土地は提供しておく。確定後はこれはどうなるのですか。

○斎藤(一)政府委員 地籍が確定しましたならば、返還できるものは返還いたしますし、なおわ

れわれが条約に基づいて米軍に提供する必要があるというものについては、現行の一般の法律の手續によってこれを適法に使えるようにしたいという考えです。

○瀬長委員 そのときにはまた新しい法律をつくるのですか。

○斎藤(一)政府委員 先ほど詳しく申し上げたのですが、いま一般に、自衛隊の場合ならば土地取用法、それから米軍に提供した土地についてはいわゆる特措法というのをごさいますので、それのつとてやりたいという考えです。

○瀬長委員 そこで、もう一つお聞きしたいのは、この提供される施設、区域の地籍確定はいつまでに確定できるのか。この見通しはどうなんでしょうか。私が聞いているのは、この法律をつくりますね、長つたらしい名前の沖繩県の区域内に所在する駐留軍用地等の境界の明確化等に関する特別措置法でしょう。この地籍確定作業がいつごろまでに終了するという見通しがありますか。

○斎藤(一)政府委員 それも先ほどお答えしたのですが、非常に速やかにできる場所となかなか困難をきわめる場所と、いろいろその差があると思えますが、必ずいつまでにやるという具体的見通しは持っておりませんが、いずれにしても早く処理をするということが必要だと思っております。

○瀬長委員 これは法律ですから、出されてからいろいろやりますわね。いまのような自信のない答弁ではあなた方困らぬですか。たとえば、ある箇所はもう急速にできるかもしれない、ある箇所は、弾薬庫みたいなところは非常にむずかしい。さてむずかしいところは一体いつごろまでにできるのか、これがわからぬといかないのじゃないですか、立法者としては、どうなんですか。無期限ですか。

○斎藤(一)政府委員 私どもとしては極力早く決める段取りをいたしますが、最終的には土地所有者が協議して、先ほど米軍団和解というお話がございましたが、私権のごさいますから、

関係者が相寄ってお決めることになると思えます。そういう関係所有者がお決めることが速やかに行えるように、われわれがいろいろな資料を提供してお手伝いするというたてまえでございませう。

○瀬長委員 取り違わないでくださいよ。いまの和解方式は、返還されたものは地主は立ち入りもできるでしょう。いま申し上げているのはアメリカの基地ですよ。提供した施設、区域ですよ。そこに事実上地主さんが入り込んでいてございませう。これはできないとして、あなた、できるとは言えないんだ。困難なところもあるし、すぐできるところもある。たとえば弾薬庫のことも言いましたね。嘉手納の四〇〇部隊だと思えますが、そういつたようなところはむずかしいわけだから、むずかしいところはいつまでにできるのか、その見通しがつかないと、こういつた法律は無期限になりますよ。それでしようか。

○斎藤(一)政府委員 いつまでという期限づきの法律ではございませぬが、事柄の性質上、問題が片づけばそれでその法律が働く必要もなくなるというごさいます。

○瀬長委員 問題が片づくか片づかぬか、この法律をつくる時に見通しがつかぬでしょうが。全軍用地の提供された施設、区域、この地籍確定作業がいつまでに完了するという確固たる見通しはないじゃないですか。ありますか。答えてください。

○斎藤(一)政府委員 先ほど来お答えしておるうちに、いろいろ状況が違いますので、早く見通しをつくものと大変手間がかかるものと思えます。いつまでと具体的に申し上げることはできないと思えます。

○瀬長委員 だから、いつまでという答えができないというのは、無期限じゃないですか。どうなんですか。

○鋼崎政府委員 ただ、この地籍の確定問題につきましましては、先ほど来御説明申し上げております

ように、確定しないためにいろいろ不都合ななり制約が出てまいっておるわけございまして、沖繩の皆様方もこの地籍の確定は早くやりたいという強い御希望をお持ちでございませう。

〔竹中委員長代理退席、木野委員長代理着席〕

それからもう一つは、昔のことをよく知っておられる古老の方がまだ健在でおられるうちに確定しないと、これは確定がなむずかしくなるということ、私どもいろいろな資料その他の便宜を図つて、皆さん方で話し合いによって地籍を確定していくというお手伝いをするわけございませう。そういうことでみんな決めるようという気持ちでございませう。私はこれは期限が無期限に延びるとは考えていないわけございませう。

○瀬長委員 返還された土地は、私、理解するのは、たゞ開闢はちゃんとりっぱな返事しましたよ。五カ年計画をつくつて、西原がいま成功しつつある。私、西原へ行きましたよ。ちゃんとここに井戸があつたとかなんとかいって、あれはうまいこといつている。さらに施政権返還後、この返還後に返還された土地、これは集団和解方式、それはいいのですよ。

私が申し上げているのは、提供した区域、施設です。米軍がいま使っている区域がどうしてできるのか、できないじゃないですか。あなた方はうそ偽りを言うてやるような段階じゃないと思うのです。現実的に基地に立ち入りできるのかでぬのか。国会議員すら外務省を通じて基地の調査をやりませう。それで三回とも、これは変な調査だと思ひましたが、車に乗せて、おろさぬですよ。そういう状態なんです。これはあなた、この法律ができました、さあ解放してください、何のために、調査します。これが果たして基地の性格、そんな性格ですか。それではもう基地じゃありませんよ。たとえば核兵器、どうもくさいといった場合に、地籍がわからぬじゃしようがない。あれはフェンスが三重になっていませう。そういうところの地籍の確定が一体できるのか、できぬのか。常識じゃないですか。どうなんですか。だから聞いています。

○鋼崎政府委員 いま先生はできない方の例を挙げられましたけれども、私も復讐の前にその事前準備で、たまたま沖繩復讐対策本部長をした関係で事前の調査に行つたわけございませうけれども、目的がはっきりしておつて、どういうことでも立ち入ることが明らかかな場合、復讐前の立ち入りにつきましては米軍は便宜を図つていただきまして、私ども見たいところは全部立ち入つて見ることができたわけございませう。

したが、いまして、地籍確定というのが沖繩の土地問題を解決する上でとにかく最大の重要な問題であるということ、どうしても立ち入つて調査をしたいという場合に、米側が便宜を図つてくれるであらうという期待をしておるわけございませう。ただ、軍の機密がありまして立ち入れないところもあるかもしれませんが、全部だめだといふふうには私ども考えていないわけでありませう。

○瀬長委員 それで、これをつくる前に、何か米軍と会つて、これができたら、法ができておるんだから立ち入り調査させてくれという要求をし、また向こうから、多分できるだろうといつたような返事でもありませうか。

○鋼崎政府委員 それはございませぬ。ございませぬが、先ほど申し上げました航空写真を撮つたわけですが、この航空写真を撮る場合も、基準点を地上に設置しなければいけません。この基準点を設置したいということ、基地内に基準点を設置するということにつきましては米側は承認したといひますか、そういう基準点設置は何ら支障なく行われたわけございまして、それで全施設の航空測量ができました。それに基づきまして現況図その他実測図をつくつておる、こういうことございませう。

○瀬長委員 地籍の確定が航空写真みたようなものでできるのであれば、それは至つて簡単ですよ。簡単でないものだから五カ年計画をつくつたり和解方式をつくつたり、あるいは三段階に分け

ての調査をしたりするのでしよう。これは子供だましみたようなものを言わぬ方がよいと思うのです。現実にはアメリカに提供した基地を、極秘な法律でできましてから地籍確定の作業のために地主が入り得るかどうかがどうかという事は、常識じゃないですか。どうなんですか。入れますか。あなた方、地主さんの援助をする。この地主の土地はここら辺にあるが、嘉手納飛行場が真ん中にあるので、たとえばP3なんかいるところ、まずこれがあるときにできますか。できないというのが常識じゃないのでしょうか。外務省に別に聞くまでもないと思うのですよ。

○鋼崎政府委員 私経験とそれから現地におりました経験から申し上げますと、米軍の施設の中でもたとえば黙認耕作地、施設の中に住民の方が入っている耕作もしておりますし、それから施設が町の中にあるところで、どうしてもその道路を通らなければ目的とするところへ行けないような場合、その道路の通行というのは認められておりますから、入れないのが常識だというふうにはどうも思えないのですけれども……

○瀬長委員 それで、もう一つお聞きしますが、見通しがないとかぬわけでしょう、法律をつくるのだから。だから、大体返置された土地の地籍確定の作業は五六年ぐらいでこういったところがあるからできると、これはいいですね。あれだけの膨大な米軍基地、これを、いつまでに地籍が確定するという見通しはつかないでしょう。つきま

○鋼崎政府委員 先ほど御説明申し上げましたように、個々の土地の確定というのはいずれも所有者の方が御相談し合って決めるということでございますので、そこに何といつても一番大きな比重がかかるわけでございますけれども、やはり地籍を早く確定したい、それから、いま早急にやらないと永久にやれないんじゃないかというお気持ちも強いように伺っておりますので、はつきり何年ということは申し上げられませんが、やはり

やる気持ちがあればそう長くかかるものではないというふうに私は思っております。

○瀬長委員 十年ぐらいいはできませんか。
○鋼崎政府委員 まあやってみなければわからないわけでございますけれども、できるだけ早くやるという気持ちを持っておりますし、地主の皆さん方も持っておりますから、十年一昔ということも言われておりますから、できるだけ早く、それが何年であるかというのはいま申し上げられませんが、できるだけ早くやるという気持ちが合致すれば、その時間はかかるまいというふうに信じて仕事をやっておりますのでございませう。

○瀬長委員 いまの地籍確定の問題と、土地を収用して、米軍だけじゃなしに自衛隊まで一緒にやるというところに大きい矛盾があつて、その矛盾点、あなたがた解けないのですよ。
それで安保条約、あれは六〇年に新安保がつくられて、十条は何と書いてあるのか、アメリカ局長さん、ひとつ教えてください。
○山崎政府委員 安保条約の第十條は有効期間に關する規定でございます、その最初の部分を全部読みますと、「この条約は、日本区域における國際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする國際連合の措置が効力を生じたとき日本國政府及びアメリカ合衆國政府が認める時まで効力を有する」と、これが第一項でございます、続いて、「もつとも、この条約が十年間効力を存続した後、いずれの締約國も、他方の締約國に対しこの條約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この條約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する」ということになっております。

現在すでにこの條約が発効してから十年以上たつておりますから、一番最後の項が有効期間については一応適用されておるといふふうに考えられます。
○瀬長委員 私がそれをお聞きしたのは、安保條約すら見通ししているのですか。たとえば安保

條約はどうも困るので廃棄しようじゃないかといつたような政府ができれば、アメリカに通告すると一年後にはその効力はなくなるというわけなんです、米軍基地がその後、アメリカとの折衝によつて、すぐはできぬでしょうからそれは一年ということになると思いますが、私がそれを聞きましてのは、それとの関連で、特措法ですか、アメリカに提供すると。

ところで、安保條約がなくなった場合に、このつくりとするものは無期限だと見通しがつかぬというふうな矛盾がそこから出てくるのじゃないかという一つの点と、もう一つは、憲法に規定されておるいわゆる私有財産所有權の問題、これをそのような形で、無期限で借りるといふふうなことがどうなるか、いわゆる國民がどう解釈するか、ここら辺はつきりさせないと、安保條約から、政治權力の変わることによつてそれを變え得るようなちゃんとした事項があるわけなんです。それで、いまもくろまれておるこの新土地収用法は期限がない、はつきり十年であるのか。なるべく早く地籍を確定したいというふうなことでは、これは問題は非常に大きくなつていくだけなんだな。これ、施設庁長官ですか、あなたにでも、大体十年ぐらいいは地籍確定は完了するといふふうな答弁はできるんでしょう。できますか。

○斎藤(一)政府委員 いまお尋ねの地籍の確定の見通しがどうかという事は、先ほど来お答えしておるところでございますが、一方、地籍が確定できるまでの間、米軍の用に供するために必要があるものについては一時使用ができるということはあるもので、先ほど外務省でお読みになつた安保條約の必要のためにございませうから、その必要がなくれば、一時使用の方はそれと同じ運命になつていくという理解でおります。

地籍の確定はいつまでするかという先ほど来詰めたお問いでございますが、それに対しては具体的にいつとは言えないけれども、早くできるだろう。そういう意味で、全く永久に無期限だといふふうには私も考えておらないのでございませう。

○瀬長委員 あなた方が出そうとする法律のまやかし、仕掛けはそこにあるのですよ。そこにあるから答弁できないのですよ。なるべく早くと言つただけで、見通しがないわけですから。大体あれは米軍の秘密の基地ですからね。沖縄の場合には特に多いのですよ。これが事実上、地籍確定というわずかしい作業を許すのかどうかという見通しが立てられない段階で、そうして地籍確定の問題と絡み合せて、いまの暫定使用法、これを引き続き利用しようとするところに難点があるんじゃないですか。いわゆるそこは、もし地籍確定のものを抜く場合に、米軍に対する施設は双方によつてできるんですね。自衛隊について、どうなるのですか。これは土地収用法、そして土地収用法は取用委員会、これは知事が任命するのですか。人事問題、予算関係で知事は非常に大きい權力を持つていますからね。たとえば、いま沖縄県知事は、きょうの新聞に発表しておりますが、この法律に反対すると真つ向かっています。いま知事が任命する土地収用委員会、大体わかりませうけれども、どういった人が任命されるか。無理ですよ、できませんよ、あの収用法では。だから非常に考えあぐねて、いまの地籍確定の問題と絡み合せて、いつ確定するのかわけのわからぬような法律であるといふことになりはしませんか。現実にはいま繰り返し巻き返し、できるところもあれば、たとえば黙認耕作地はもろん当然でございますね、例にとらなければ説明ができません。あなた方は今度内閣に出そうといふんですね。私は、出すなとか出せとかいふふうなことをいま議論する論点ではなくて、あなた方、何を一体目的とするのか、どういふ目的で現在、来年切れるようにする土地収用法を引き続き公共の利益のためとかいふ目的で使うことができるか。そのジレンマにあなた方は入つておられるわけだ。だから、たとえ長官でも、いかに米軍のこと詳しいかもしれませんが、事実できるだけ早く地籍を確定したいとは答弁しておるが、いつまでできるかという見通

しないでしょうが。それがなければ、あなた、いまの契約に賛成の地主でも事実承認しませんよ。いつまでこれは貸すのかわからない。どうなんですか。

○齋藤(一)政府委員 先ほど来お答えしておる通りでございます。私もはたいたいま米軍並びに自衛隊が使用して居る土地についていろいろな問題点がある、こういうことを地籍を明確にすることによって解決する、かつまた使用の問題についても合意で適法なやり方で解決ができないかというところで、いま成案を得るといふ作業をして居るわけでございます。

○瀧長委員 いま契約に賛成する地主に対する契約書、これは地籍が確定するまで、あなたの土地、甲なら甲の土地、どこどこにあるものは貸します、あるいは地代幾らというふうに決めるんですか、そこら辺どうなりますか。契約地主に対する政府との契約をやるでしょう。この契約の内容、どういった内容になるのか。

○綱崎政府委員 御質問の御意図がちょっとわかりにくいのですが、現在やっています賃貸借契約は地籍が決まるまでそのまま続いている、地籍が確定しまして、もし現在のと相違が出た場合にどうするかというところは、その時点でまたいろいろ協議をいたしまして決めていくことになる、こういうふうに考えております。

○瀧長委員 その場合には新しい賃貸借契約をしなればならないということですか。
○綱崎政府委員 賃貸借契約の目的なりその他いろいろ条件については変わりが無いというふうに考えるわけですが、たとえば所有の所在地が違えばその所在地が正しいものに変えられる、土地の面積が違えばその土地の面積が地籍確定された後の面積に変更されるということになるかと思えます。そのほか、契約そのものその他の内容が変わるといふふうには考えておらないわけでございます。

○瀧長委員 時間がありませんのでもう一、二点質問いたしますが、自衛隊が使用して居る土地をそのままずっと使わそうとする場合に、土地収用法でもって解決できる見通しがあるかどうか、米軍基地は別として、いまのこの新しい法律に真向から反対だと言っているような知事があります。屋良さんは反対して居ますね。また引き続き反対する知事が出るという場合に、その土地収用法によって自衛隊用の土地が収用できるかどうか、そこら辺はどう考えて居ますか。

○齋藤(一)政府委員 自衛隊の土地については、もし強制的な収用手続をとれば土地収用法になるわけですが、先ほど来申し上げているように、地籍の確定したところはできませんが、地籍の未確定のところについては実測図面を付して特定して手続を開始するという手順がございますので、土地収用法に乗っていかないということになるわけでございます。

○瀧長委員 土地収用は収用委員会にかかるんでしょう。
○齋藤(一)政府委員 土地収用委員会にかかります。
○瀧長委員 収用委員会はだれが任命しますか。
○齋藤(一)政府委員 県において知事が任命することになっております。

○瀧長委員 知事はすぐ直接任命しますか。県議会の何か承認を受けますか。
○綱崎政府委員 都道府県議会の同意を得て任命することになっております。

○瀧長委員 私がそれを聞きましたのは、現在沖繩で収用しようというわけですから、沖繩の県知事は断固反対して居ますよ。新聞もごらんになったかもしませんが、あしたかあさって上京されると思いますが、こういうふうな知事が土地収用に賛成する委員を任命すると予想できますか。
○齋藤(一)政府委員 私が答え申し上げているのはあくまで法律上の問題でございます。後どういふ御判断をなさるか、事実上どういふうあいなさっていかか、私どももちょっとお答えしかねるわけでございます。

○瀧長委員 そうだと思っております。そうであるからこそ、新しく装いをこらして出ようとする土地収用法は矛盾だらけなんです。いわゆる地籍が確定するその作業を提供した施設の中で行く。いつまでに地籍確定作業が完了するか見通しはつかない、できるだけ早くやりたい、言いかえると無期限とも言えるというふうな矛盾が出てくるわけなんです。無期限に使用するような土地収用法ができた場合に、安保条約との関連の問題と、憲法に規定された、いわゆる民法もそこから出るわけなんです。その賃貸借契約の無期限性の問題がどうなるか、そこら辺の矛盾が出てくると思うのですよ。いま一番大事なのは、いつまでに地籍確定すること、これもわからないのに、それをあつかも地籍確定がアメリカ軍基地の中でもできるかのごとく宣伝されておるところに、この出されようとする法案の矛盾と、また国民に対する疑惑を呼び起こす大もととはそこにあると思うのです。したがって、その内容がわかった後でなければ、もつと突っ込んだ質問はできないと思っております。きょうわかつたことだけでも、いわゆる地籍確定作業のものと関連させながら、この期限切れになるうとする公用地法をできるだけそのままの形で米軍と自衛隊の基地に提供しようとしておるといふような政府の意図が実に明らかになったんじゃないかというふうに私考いたします。

時間が参りましたのでやめますが、この件について改めて、閣議決定の後には自身が発表されると思っておりますので、その時点で質問をすることにしまして、きょうの質問はこれで終わりたいと思っております。

○木野委員長代理 受田新吉君。
○受田委員 きょうは残り時間をかけないで、三、四十分の質問にとどめて、残りは次回に回すという御了解をいただいて、主として当面する外交問題にまずきょうは質問を集中し、設置関係の質問は次回に譲らしていただくということにいたします。

外務大臣お疲れでございますが、あなたも日本の外交を背負うて、衆望を背負うて御健闘いただいておるわけですが、もうしばらくがまんをしてください。
そこで、外務大臣も御就任以来一年半に近日日月をけみせられました。この長期にわたる外務大臣の御勤務において、もはやいままら、私はまだ経験が浅いなどという逃避的な御発言はないと思っております。ずばり質問にお答え願いたいので、まず日本と中国の関係でお尋ねをいたします。
お隣の中国では、周恩来首相が故人となられて以後の新しい人事が相次いで発表されているわけでございます。特に、新しい華国録総理が誕生をしたというこの事態、こうした周恩来以後の新しい人事によりまして、お隣の中国の政治、経済、外交、そうした政策の上にならぬかという御観測らんになるか、変わりは無いのだという御観測か、外務大臣として比較的長期勤務者でいらつしやる宮澤先生の御意見を承りたいと思っております。
○宮澤国務大臣 中国に新しい政権が誕生いたしましたから今日まで、いろいろな機会を通じまして私どもが先方のお話を聞いております限りでは、外交政策及び経済政策において変わりは無い、毛主席の指示のもとに行われておることは従来も現在も同じであるというのが公の説明でございます。私どもとしては一応それをそのように承っております。私どもとしては一応それをそのように承っておりますので、いろいろなことにつきましましては、それはそれとして、客観的に見ていく必要があらうと思っております。ただいまのところはそのような説明を何回かの機会にわたって聞いております。

○受田委員 一応原則的な立場の御意見を伺ったのでございますが、中国の新人事によって日中平和条約の交渉は進むのですか。進捗するのですか、停滞するのですか、あるいは中国の新しい政府の責任者は、覇権問題については今後どういふ扱い方に——一層厳格になるのか、緩和されるのか。それらについて、日本政府としてほんやりながらおるわけにはいかないわけなんです、積極的

に日中平和条約の締結に取り組もうとする日本外交の頂点に立つておられる宮澤さんの御意見を承ります。

○宮澤國務大臣 政変の直前から今日ごろまでの時点におきましても、何といましても国内で大きな出来事があったわけではございませんから、条約交渉という事になりますと、これはやはり交渉事でございますので、先方が思っておられることが全部通るといふならば、本来交渉でございますから、やはり交渉という事になりますと、国内に大きな問題がございますときにはおのずから立場が柔軟性を失うという事は、私はあり得ることだと思っております。しかし、新しい政権がもはや落ちついてまいったということでございますと、これはまた先方としても、この条約の交渉について再度積極的にお取り下さるという姿勢に立つことがあり得るというふうにお考えしております。私どもとしては従来どおり、できるだけ早くこの条約を結びたい、交渉を完了したいというふうにお考えしております。また、先方も最近そのように言っておられるように承知しております。

○受田委員 非常に積極的な御意見を承ったのでございますが、そうしますと、日中平和条約を締結するために、ごく近い将来、中国の新人事に伴う責任者の皆さん、そういう首脳部と会談するために、三木総理みずから乗り出す、あるいは宮澤外務大臣みずから乗り出して、この問題の解決に積極的な意欲を持つ、やっぱりそのぐらいの勇気がないといけない、ほんやりと日月をけみするべきではない。いまの外務大臣の御答弁を承っている、非常に積極的な意欲をお持ちでございます。そうしますと、新人事の中国政府首脳部との会談という問題もこの際積極的に取っ組んでいただいて、田中総理が出かけられてもう四年になるわけですが、そういう日月がけみせられた段階で、このあたりで三木総理みずから乗り出す、あるいは外務大臣、あなた御自身が乗り出して、新人事の中国首脳と会談する、私は当然そうあつてしかるべきだと思います。御意見を承りたいです。

○宮澤國務大臣 昨年九月に喬冠華外務大臣と長い話をいたしました結果といたしまして、喬冠華外相においても私の考えておりますことは十分に理解をしておられるものと私は考えております。また、かなり真剣に検討をされた時期があったのではないかとこのように思っておりますけれども、その後不幸にして政変が起こりました。したがって、中国の政変後の平常な状態に戻ってまいりましたときには、やはり昨年の九月以来のこの問題を積極的に中国側も取り上げていたいただきたいと考えております。私どももそのような時期があれば積極的に取り上げたいと考えております。でございますけれども、それをどのような方法において行いますか、ただいまこの席で申し上げるほど熱した考えをいまだ持っております。私どもも三木内閣がいつづぶれるのかとかいような計算でなくて、三木総理が引き続き宮澤外務大臣を信任して、三木・宮澤コンビで日中問題の解決に当たろうという意欲をお持ちならば、ごく近い距離です、世界で一番近いところ、この隣国中国に旅行することは、ごく簡単にできるわけですが、それだけに、いま御発言の中に、ちょっと奥歯に物のほさまったものが感じられたのですが、たとえ総理が行かれる、あるいはあなたが行かれる、あるいはもし今度はお向うさままで御苦勞願うとするなら、華国鋒新総理に御招待を申し上げて、国賓として日本に来ていただき、迎賓館もりっぱにできておるのでありますから、御苦勞願う。それは日本の国として隣国に対する善隣外交の一つの礼儀でもあると思うのです。中国に、新総理どうぞおおいでください、そういう礼儀を尽くしてしかるべきだと思います。三木総理がいらっしゃるか、外務大臣のあなたがいらっしゃるか、あるいは華国鋒新総理に御苦勞願うか。

○宮澤國務大臣 田中総理が一九七二年に訪中されたときには、いわば総理大臣が先に先方に乗り込まれて交渉されたということでございます。また、それしか方法はなかったわけでございます。しかし、その後国交が開かれまして、お互いに大使も交換をし、十分にお互いの事情を言い明かし合うチャンネルもできたわけでございます。私としては、できますればお互いの考えておること、私としては、そういうチャンネルを通じてある程度具体的に把握いたしました上で、決断をすべきときはどういふ形か決断をするという事の方が本来ではないかというふうにお考えしております。

○受田委員 外務大臣、私が三木内閣がいつづぶれるのかとかいような計算でなくて、三木総理が引き続き宮澤外務大臣を信任して、三木・宮澤コンビで日中問題の解決に当たろうという意欲をお持ちならば、ごく近い距離です、世界で一番近いところ、この隣国中国に旅行することは、ごく簡単にできるわけですが、それだけに、いま御発言の中に、ちょっと奥歯に物のほさまったものが感じられたのですが、たとえ総理が行かれる、あるいはあなたが行かれる、あるいはもし今度はお向うさままで御苦勞願うとするなら、華国鋒新総理に御招待を申し上げて、国賓として日本に来ていただき、迎賓館もりっぱにできておるのでありますから、御苦勞願う。それは日本の国として隣国に対する善隣外交の一つの礼儀でもあると思うのです。中国に、新総理どうぞおおいでください、そういう礼儀を尽くしてしかるべきだと思います。三木総理がいらっしゃるか、外務大臣のあなたがいらっしゃるか、あるいは華国鋒新総理に御苦勞願うか。

と申しますのは、平和友好条約を結ぶという事とは、文字どおり友好を進めたいという目的でございます。十分な準備なしに行動に出ますと、その結果がかわって友好に沿わないということになってはならないことでございますから、私としてはそういう先方側の考え方はこちら側の考え方、それがすでに確立されておりますルートを通じてある程度明らかになり、そしてこれならば最終的な決断ができるというふうに判断せられましたときには、やはりたいたいま言われましたような幾つかの可能性も考えることがよろしいと思っておりますけれども、その前に的確な判断は、私として開かれております外交ルートを通じていたしておきたいというふうにお考えしております。

○受田委員 そうしますと、私がいま提案をしております三木総理の訪中、宮澤外相の訪中、あるいは華国鋒新総理を御招待する、こういうような方法も日中の国交を進展させるためには必要であるとお考えではあるのですか。

○宮澤國務大臣 そのようなことは大切なことだと私は考えておるわけでございますが、そういうことであれば、その成果につきましては、外交をお預かりしております私としましては、ある程度の見通しをつけました上ではいたしませんと、かえって目的に反する結果になってはいけません、こういうことも考えておるわけでございます。

○受田委員 外交ルートを通じて親善の息吹が合う合っているわけですね。したがって、そういう

いま私が提案したような非常に大事な、日中親善のために一番大事な具体的な案、その案などを前提にしながら交渉をしておられるのか、話し合いをしておられるのかどうかです。

○宮澤國務大臣 お話の趣旨はよくわかっておりまして、ただいまの段階で、もしも受田委員の言われましたような事柄が可能なことになるといいますと、それはこの条約を最終的に完結するという目的を除いては意味がないわけでございますから、条約をお互いに合意し得るといふことをある程度私として自信を持ち得ました上であれば、たいたいま言われましたような幾つかの方法が考えられるというふうにお考えしております。

○受田委員 いまの段階ではその自信を持ち得ない根拠は、副権問題ということですか。これが一番ポイントですか。

○宮澤國務大臣 さようではございませんけれども、それよりも、実は周恩来首相の亡くなられる直前から最近まで、中国におかれてはやはりかなり国内問題に忙殺されておられたということから、私どもがそのようなことを自分たちなりに、どう申しますか、時期を選んでおったということにも関係があるかと思っております。

○受田委員 総理は先般、外交の新しい目標を東南アジアに置きたいという御意図を持って、近い機会に東南アジア訪問の意図をほめかされ、これをマスコミにすべて出されました。ところが、これはその後どうなっているのか。総理の東南アジア訪問ということになれば、当然外務大臣が企画の責任者にもならなければならぬわけですが、この二月、インドネシアのバリ島で行われたASEAN会議にせつかく総理みずから出かけたという御意図もあつたようですが、スケジュールその他の関係で実を結ばなかったという行きがかりもあるわけ、東南アジア訪問計画は一体どうなったのか、あれはかけ声だけでその後中止になったのか、あるいは計画はそのまま進んでおるのか、お答え願いたいのです。

○宮澤國務大臣 わが国としては、やはり東南ア

アジアとの関係はきわめて大切でございますが、私はある段階で、総理大臣に東南アジアの国々を歴訪していただきたいという事はかねて思っております。総理大臣も恐らくはそのようにお考えであろうと思っております。ただ、御承知のようになむずかしい問題を抱えました国内の情勢でございますので、なかなか総理大臣が国を留守にされるということが、これはいわゆる政治的の意味という意味ではなく、国内に持つておる問題がむずかしいだけに、いつの時期が選べるかという問題が一つ、それからもう一つは、これはどうもや現実的な話になりますわけですが、いまの東南アジアの諸国の情勢から申しますと、総理大臣が訪問されるという事は、やはりそれなりにわが国からの特段の協力関係を先方は期待するといふことは無理からぬことであると思ひますが、わが国の財政、経済状態がもう少し時間がたちませんと、先方が望んでおられるような協力といふものを総理大臣がいろいろ約束してこられるといふことに對し、やはりいろいろ支障があるといふようなこともあれこれ考へておりました、したがいまして、そのようなことの必要性は恐らく総理大臣もお考へであると思ひます、私は確かに考へておられますもの、現在の具体的な計画を立てるに至っておりません。

○受田委員 それは確かに具体的ではないが、そういう計画がある、つまり総理自身は外交の拠点、ポイントを東南アジアに置きたいという気持ちがある、それは具体的な計画ではないが、いまお話ですが、できればそれを秋までにはやりたい、つまり解散までにはやりたいということですか。

○宮澤國務大臣 昨年米國を訪問され、またランブイエ等の会談もありまして、ヨーロッパ首脳とも総理大臣が親しく会っておられるわけでございますが、そうなりますと、ここでわれわれの目はわれわれの足元に向けられるべきが順序であらう、というふうにごく自然には私考へておるわけでございます。ただそれが、受田委員はそうお

しやつたのではございませんが、選挙との関係としてとらえられるとかいうようなことになりますと、これは必ずしも好ましいことではないと、むしろそうでなく、やはり今度の順序としては東南アジアというものが総理の頭にもあり私の頭にもあるといふことは、私は申し上げてよろしいんだと思ひますけれども、私のような時期にそれを具体化すべきかといふことについては、先ほど申し上げましたような一つ二つの事情によりまして、いまのところまだ具体的に考へる段階に至っておりません。

○受田委員 宮澤先生のお考への中に一つ二つといふことになれば、国内事情ですか、それは。たとえばいまロッキード事件といふようなこともあつた、それから、こうした外交問題といふものは、そういう国内の政治問題で急迫したようなときは避けなければならぬ場合も起るわけですが、宮澤先生御自身としては、秋までは一応解散はないという前提で外交のそういうものは大体準備をするとかいうことではない、いつ解散があるかもわからぬとなれば、東南アジアの計画なんといふのは考へること自身はなほは漠然としたことになる。考へる以上は、これを実行に移すといふ心構へがないとやれぬわけですが、一応そういう解散とかなんとか考へないで総理の外遊を考へる、こういうのが宮澤先生の御意向ですね。

○宮澤國務大臣 さようでございます。それで、一つ二つと申し上げましたのは、やはり総理大臣としては、ロッキード問題の解明といふことを国民に非常に大事な問題として約束しておられますので、その間をあげられるといふことがいかにがなるものであらうかといふ問題と、もう一つ申し上げましたのは財政の問題でございます。そういう意味では具体的な計画を私から総理にも御相談も実は申し上げたことがございませぬ。ただ、私としては、解散の問題は総理大臣がお決めになることでございます。このようなことを考へます上にそういうことは一応頭に置かずに考へております。

○受田委員 そうしますと、私ちよつとはつきりしないんですが、総理が東南アジアへ行きたいという考へをあなたに漏らされたんですか。あなたが、ひとつ東南アジアへ御苦勞願うようにしてという考へで総理に進言したのか。総理が東南アジアへ行こうと思へば、積極的な御意欲があるのなら、一週間か十日ぐらゐを差し繰ることは、国会が閉会になれば当然できるわけですが、宮澤先生御自身が立案計画をされるということになるのなら、総理は比較的消極的になる。総理が積極的で、宮澤君、東南アジアへ行きたいからと、こういふ行き方、そのいづれであるかちよつとはつきりしないのです。

○宮澤國務大臣 先ほど申し上げましたように、この問題につきましては、私、総理の御意向を伺つたことはございませぬし、また私も申し上げたことがございませぬ。したが、どのように考へておられるかを的確には申し上げかねますけれども、本来であれば、やはりそういうことを総理大臣は非常に大切に考へておられるだろうといふことは、私は申し上げて恐らく間違ひでないと思ひます。ただ、先ほど申し上げましたような一つ二つの問題が、これは客観的に見まして確かに存在しておる問題でございますから、総理大臣もそのようなことには当然留意をしておられるのであらうと私は思っております。

○受田委員 日中間の解決を一方でなさり、同時に日ソの平和条約も進めていかなければならぬといふ二つの課題を抱えておられる。それに覇権問題があるといふようなことで大変御苦勞と思ひますが、これはちよつと過去にさかのぼるわけですが、福田副総理が外務大臣当時、日ソ条約を締結する問題に關係して、領土の返還を求めるといふは、國後、択捉等につきまして、その地区を非武装地帯、つまりアメリカの基地など絶対に置かないようにしたい、そういうことは一切しません、つまり、平和な土地としてこれを守りますという発言を福田外務大臣時代にされたことを私聞いております。つまり、領土返還に對して何らかの具

体的なこちらの、一切の軍備など考へない、本當に平和な気持ちで領土の返還を求めているんですよ、というぐらゐの外務大臣の気持ちですが、福田さんにおいて當時出たと思ひます。こういう問題は、宮澤先生もやはり同じような気持ちでおられるのかどうか。福田さんも、いま副総理で同僚におられるわけですが、日中とあわせて日ソの新しい期待される時代を呼び起こすためには、同じような気持ちでおられるのでしやうかどうでしやうか。

○宮澤國務大臣 福田副総理がかつてどのように言われましたか、私、的確にたゞいま存じておりませぬけれども、われわれが北方領土の返還を求めておられますのは、わが國の憲法から申しまして、また、われわれの三十年間の行動から客観的に各國が判断いたしましたも、ソ連に對して何かあだをなすといふような考へ方ではないことは、これはもう全く明らかなことであると思ひます。あるいはそういう意味で福田さんがかつて仰せになつたのかもしれないと思ひます。

ただ、具体的に私として考へますことは、われわれは、これらの領土がわが國固有の領土であるがゆゑに返還を求めておるわけでございますから、それについてこちらからいろいろな条件を出すといふのは、私は筋道としては違つておるといふふうにして思っております。もとより、具体的な交渉になりまして、先方からいろいろなお話があるのならば、それは聞いてみるつもりはやぶさかでございますせんけれども、先方から別段の話もないといふときに、こちらから、このような条件で、あるいはこのようなどというふうなことを、私としては申すつもりはございません。

○受田委員 外務當局は、福田外務大臣時代の、いま私が指摘しました発言を全然否定されませぬか、肯定されますか。

○宮澤國務大臣 恐らくいま受田委員がまさしくおっしゃいましたように、仮に返還になつても、日本はこれをソ連に對して何か、いわゆる軍事的な意味で利用しようといふようなことは考へてい

○中島政府委員 先ほど申し上げましたように、その非公式草案を基礎にして論議が行われておつて、今回改訂版ができた、これを改めてさらに論議を尽くす、そういう意味において先生のおっしゃられるような最終的に成立したということではございません。

ただ、いま申し上げましたような主要な問題を一括解決すべきであるという考え方が一般的に支配的になっておるといふ意味で、いまの一括解決がほぼ固まりつつあるということは言えるかと思ひます。

○受田委員 ここで国際海峡という言葉が出ておるので、これはどういうことなんでしょう。法律用語か、慣例か。

○中島政府委員 はしよって私も国際海峡と申し上げておるわけですが、問題になっておりますところの単一草案または改定版におきましては、国際航行に使用せられる海峡ということになっておりました、これは、抽象的にはいま申し上げましたような国際航行に使用せられる海峡ということでございます。

○受田委員 そうしますと、日本ではその国際海峡はどこに当たるのですか。

○中島政府委員 具体的にどこことというお話になりますと、これは非常にむずかしい。と申しますのは、日本近海に相当たくさん数があるだろうと思ひます。ただ、最もそのようなものとして論議がされておるのは、津軽海峡とか対馬海峡とかいふ問題が、一番国際航行に使用せられておるといふ意味で論議の対象になつておる海峡である。そのほかにも細かいところはいろいろあり得るだろうということでございます。

○受田委員 そうしますと、いまの十二海里説が通つてくれば、これは当然例の領海の中に入つてくるといふことになると、核兵器搭載の船などは通れないということになりますね。今度そのことははっきりしたわけですね。

○中島政府委員 ただいま海洋法の会議で論議せられておるのは、そのようないわゆる国際海峡に

おきます船舶の通航制度に関して、先生がおっしゃられるように一般の領海においては無害通航の制度が適用になるわけでありますが、このような国際海峡においては、一般領海におけるよりもっと自由な船舶の通航制度が設けられるようなステータスを与えられるべきである、こういう議論でございます。

○受田委員 非核三原則のお国である日本の、核兵器搭載艦船を領海の中を通航せしめないという宣言の趣旨、十二海里の領海が成り立てばここで確定ですね。

○宮澤國務大臣 いま政府委員から申し上げておられますように、国際海峡というのは新しい概念であつて、今度海洋法が成立いたしますと、初めてそこで国際海峡とは何かというものが定義をされるわけでございますが、従来の経緯から考えますと、これが領海でないことは明らかであらうと思ひます。しかし、公海でもないということもまた反面言えることでございますから、そういう新しい概念が生まれてくる。そこには自由な航行をさせるべきであるというのが海洋法会議の大勢でございます。

そうなりますと、非核三原則との関連で、いま申し上げて最小限度正確だと思われまことは、つまり、わが国の権限が及び得る領海であれば非核三原則をわれわれは従来どおり堅持をする、これは申し上げて間違いないところだろうと思ひます。

○受田委員 ところで、海洋法会議が終わつたばかりなんです、そこで領海十二海里説は日本として宣言するのですか、どういふことになつておるのですか。

○宮澤國務大臣 関係係像で従来決定いたしましたお申すことは、基本的には領海十二海里を宣言と申しますか、制定すべきものと考へるが、その時期、態様については海洋法会議の帰趨等を見てどういふふうになつておりました、今回ニューヨーク会期を八月二日から設けました雰囲気、これをもちつて事実上最終的な討議にしたいという雰囲気

であつたように思われますので、したがういまして、その決着を見て決すればよろしいのではないかと考へております。

○受田委員 十二海里宣言とあわせて法律をつくる必要があるのですか。宣言だけで済みますか。

○宮澤國務大臣 それは、従来政府で検討しておりました段階におきましては、領海となればわが国のすべての現行の法令の適用される範囲がそれだけ広がるわけでございますので、そこだけから考えましても法律をもつてすることが適当ではないかというのがたゞいままでの結論でございます。

○受田委員 十二海里宣言は、もう腹を決めておられるんなら早くやられる、それで、それに伴う立法措置もとられる、立法措置をとる前に宣言を先にすつとやられる方がいいということ、もうソ連など、日本の三海里説にこだわつて、どんどん海岸を荒らしてきておられるわけなんです、それに對して十二海里宣言をすかつとやれば、一遍に解決するわけですからね。何を逡巡されるかということ。

○宮澤國務大臣 その先んじて宣言をするということの法律的な効果ということになりますと、実は、法律をもつてすべきものを先んじて宣言をしたというこの法律的な効果は必ずしも明確ではない。政治的な効果というものは、恐らく受田委員の言われることはそういうことと思ひますが、それは全く考へられないわけではない。

実は、ことし一月に私がグロムイコ大臣に、日本は十二海里の領海というものを考へておるといふことをかなり強く申しました。その結果とはすくなくには申し上げませんが、今年の二月、三月ごろは、わが国の沿岸におけるソ連漁船の活動は実はかなり静かであつたということがございまして、法律的には、やはりきちんとして法律をもつて定めるといふことではなければならぬのではないかと思ひます。

○受田委員 けさの読売新聞を私、拝見しましたところ、政府は領海に對してこの十二海里宣言は

急ぐ必要はない、いまちよつと大臣のお話を伺つてもそのにおいがするわけなんですけれども、これは八月の会議まで待つていいというふうな問題じゃない。もう非常に急ぐ問題であつて、ちよつと逡巡するような問題じゃないと思つて、沿岸漁民の皆さんが三海里の枠の中にはまつてあれだけの苦勞をされている実情などを見たら、八月まで待つような問題じゃないと思つて、もうすかつと十二海里宣言をやつて、そして国際的に日本の立場を明確にすべきだ、何をちよつちよつ逡巡されるかという感じが私にはします。大臣、御答弁を。

○宮澤國務大臣 それは先ほど政府委員が、海洋法会議においていろいろな要素、その中には十二海里も入つておるわけですが、一括解決したいということをしばしば申し上げました。また、それが従来から海洋法会議議長がしばしば訴えておられることでもありまして、自分に都合のいいところだけを先取りをしてくれるなということをししばしば呼びかけておるわけでございます。わが国としては、したがういまして海洋法会議が、もうこれが当分妥結しないということでございますが、別途の決定を必要とするかと思ひますが、こゝまで参りましたので、八月から開かれます、恐らく実体的には最終になるであろう会議の結末を見るべきではないかというふうな私としては考へております。

○受田委員 領海十二海里説になると、例の津軽海峡、対馬海峡が領海の中へ入るから、非核三原則宣言の国としてぐあいが悪くなつて、核搭載の船などが通るのに大変問題が起ること、いまの国際という問題とあわせて何か懸念をしておられるようなことはないのですか。十二海里領海とやると、津軽も対馬も海峡が領海の中へ入る、そうすると、核搭載の艦船、飛行機、一切通過できないということ、これは言えますね。そこははっきりしてください。

○宮澤國務大臣 それは領海でありますれば国の権限がフルに及ぶはずでございますから、そうい

たしますと、それは非核三原則がフルに適用されると考へるべきであります。

○受田委員 そこで、これで終わりにしますが、領海十二海里宣言、これはもう当然政府はやるということですね。もう腹は決まっておりますということでございますか。

○宮澤國務大臣 できるならば、海洋法會議においてその他の要素を一括して決められた姿においてわが国がそれに従いますことが、広い意味でのわが国の利益に沿う。ただし、海洋法會議がいつになるかわからぬという状態でございますと別でございますが、そうでない限りはこのように考へております。

○受田委員 そうすると、海洋法會議は八月、それには十二海里を決めたい、もし會議がおくれるようであれば、そのときは何かの方法で十二海里の宣言をしたい、こう了解してよろしゅうございませうか。

○宮澤國務大臣 実はその時期が、けじめはいつごろかというお尋ねが今國會でございまして、三木總理大臣はまず年内ぐらゐのことはという答弁をされたことがございますので、一応その辺を私もほんやりではございますが頭に置いております。

○受田委員 そんなにぼんやり考へる必要はない。ちゅうちょを遡すべきでない。もうすかっとやるべきだ。沿岸漁民のあの苦しい状態など見たときに、何を好んで延ばす必要があるかということ、私もうあえてお尋ねしません、時期を早めて——十二月までとか年内とかいうようなことではそのうち内閣は崩壊するかもしれぬ。ですから大臣、ひとつ速やかにあなたの英断をもって三木總理の十二月説を破壊して、できるだけ速やかに十二海里の実現を図りたい、こういう発言をしてほしいと私は思うのです。どうぞ。

○宮澤國務大臣 お言葉ではございますが、閣僚會議におきまして、基本的には領海十二海里ということを決めておりますけれども、時期、態様については海洋法會議に協力する意味で、広い利益

で海洋法會議の帰趨を見てと言っておりますので、一広公式のお答えとしてはそのように申し上げます。

○受田委員 質問を終わります。
○木野委員長代理 次回は、明後十三日木曜日、午前十時理事會、十時三十分より委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。
午後九時二十四分散會

内閣委員會議録第三号中正誤

改正	誤	正
九 一 二三 三五 五五	撤去	撤去
九 一 二三 三五 五五	末	末
二 三	付帯決議	付帯決議
元 四 二〇	カンガエルト	カンガエル
元 一 二二	どこに	どこかに
元 二 末八	団体公渉	団体交渉
元 二 末七	棒給比	俸給比
三 四 二	忍強く	忍耐強く
三 二 三	謹慎	不謹慎
三 二 六	ベルンハント	ベルンハルト
三 一 末七	小児譽士夫	児玉譽士夫
同 第四号中正誤		
二 三 段 行 誤		正
三 三 三〇	基準内賃金と	基準内賃金と
三 一 一〇	労働組合と	労働組合の
三 一 八	同僚	同僚
三 二 三	公務員が	公務員の
三 四 末三	矛盾	矛盾
三 一 六	撤廃	撤廃
三 二 三	午前	午後